

第百九十六回国会  
衆議院

厚生労働委員会 議 録 第二十八号

平成三十年六月十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修一君

理事 後藤 茂之君 理事 田村 憲久君

理事 橋本 岳君 理事 堀内 詔子君

理事 渡辺 孝一君 理事 西村智奈美君

理事 岡本 充功君 理事 榎屋 敬悟君

理事 赤澤 亮正君 理事 秋葉 賢也君

理事 穴見 陽一君 理事 安藤 高夫君

理事 井野 俊郎君 理事 大岡 敏孝君

理事 鬼木 誠君 理事 神谷 昇君

理事 神田 裕君 理事 木村 哲也君

理事 木村 弥生君 理事 黄川田仁志君

理事 国光あやの君 理事 小泉進次郎君

理事 小林 鷹之君 理事 後藤田正純君

理事 佐藤 明男君 理事 塩崎 恭久君

理事 繁本 護君 理事 白須賀貴樹君

理事 田畑 裕明君 理事 高橋ひなこ君

理事 長尾 敬君 理事 福山 守君

理事 船橋 利実君 理事 三浦 靖君

理事 三ッ林裕巳君 理事 宮路 拓馬君

理事 山田 美樹君 理事 池田 真紀君

理事 尾辻かな子君 理事 長谷川嘉一君

理事 初鹿 明博君 理事 吉田 統彦君

理事 大西 健介君 理事 白石 洋一君

理事 山井 和則君 理事 柚木 道義君

理事 伊佐 進一君 理事 中野 洋昌君

理事 高橋千鶴子君 理事 串田 誠一君

理事 柿沢 未途君

議員

議員

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

岡本 充功君

大西 健介君

加藤 勝信君

高木美智代君

財務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人  
(内閣官房人生100年時  
代構想推進室次長)

政府参考人  
(警察庁長官官房審議官)

政府参考人  
(外務省大臣官房参事官)

政府参考人  
(財務省大臣官房審議官)

政府参考人  
(財務省理財局次長)

政府参考人  
(文部科学省大臣官房審議  
官)

政府参考人  
(厚生労働省健康局長)

政府参考人  
(厚生労働省労働基準局安  
全衛生部長)

政府参考人  
(厚生労働省子ども家庭局  
長)

政府参考人  
(厚生労働省保険局長)

政府参考人  
(農林水産省大臣官房生産  
振興審議官)

厚生労働委員会専門員

委員の異動

六月十二日

辞任

足立 康史君

同日

浦野 靖人君

辞任

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

今枝宗一郎君

田畑 裕明君

大沼みずほ君

大島 一博君

小田部耕治君

塚田 玉樹君

新川 浩嗣君

市川 健太君

下間 康行君

福田 祐典君

田中 誠二君

吉田 学君

鈴木 俊彦君

鈴木 良典君

中村 実君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

辞任

木村 弥生君

国光あやの君

小林 鷹之君

繁本 護君

長尾 敬君

三ッ林裕巳君

足立 康史君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

補欠選任

神谷 昇君

神田 裕君

鬼木 誠君

三浦 靖君

宮路 拓馬君

黄川田仁志君

串田 誠一君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同日

浦野 靖人君

同(中野洋昌君紹介)(第二〇八一号)

同(西村智奈美君紹介)(第二〇八二号)

同(福田昭夫君紹介)(第二〇八三号)

同(三ッ林裕巳君紹介)(第二〇八四号)

同(青山雅幸君紹介)(第二一四一号)

同(秋葉賢也君紹介)(第二一四二号)

同(尾辻かな子君紹介)(第二一四三号)

同(大西健介君紹介)(第二一四四号)

同(小林鷹之君紹介)(第二一四五号)

同(山井和則君紹介)(第二一四六号)

同(渡辺孝一君紹介)(第二一四七号)

同(渡辺博道君紹介)(第二一四八号)

同(後藤茂之君紹介)(第二一七八号)

同(柚木道義君紹介)(第二一七九号)

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労  
働の改善に関する請願(大河原雅子君紹介)(第  
二〇八五号)

同(岸本周平君紹介)(第二〇八六号)

同(佐藤公治君紹介)(第二〇八七号)

同(玉城デニー君紹介)(第二〇八八号)

同(川内博史君紹介)(第二二二〇号)

同(日吉雄太君紹介)(第二二二二号)

同(松平浩一君紹介)(第二二二二号)

国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに  
関する請願(藤野保史君紹介)(第二〇八九号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(今井  
雅人君紹介)(第二〇九〇号)

同(西村明宏君紹介)(第二〇九一号)

同(加藤鮎子君紹介)(第二二二四号)

同(馳浩君紹介)(第二二二五号)

障害福祉についての法制度の拡充に関する請願  
(藤野保史君紹介)(第二〇九二号)

同(堀越啓仁君紹介)(第二〇九三三三)

同(道下大樹君紹介)(第二〇九四四)

同(山内康一君紹介)(第二〇九五五)



護従事者の処遇改善と確保に関する請願(阿部知子君紹介)(第二二一六号)  
社会保険料の負担軽減に関する請願(小宮山泰子君紹介)(第二二一七号)  
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願(阿部知子君紹介)(第二二一八号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第二二一九号)  
同(笠井亮君紹介)(第二二二〇号)  
同(小宮山泰子君紹介)(第二二二一号)  
同(穀田恵二君紹介)(第二二二二号)  
同(志位和夫君紹介)(第二二二三号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第二二二四号)  
同(田村貴昭君紹介)(第二二二五号)  
同(高橋千鶴子君紹介)(第二二二六号)  
同(畑野君枝君紹介)(第二二二七号)  
同(藤野保史君紹介)(第二二二八号)  
同(宮本岳志君紹介)(第二二二九号)  
同(宮本徹君紹介)(第二二三〇号)  
同(本村伸子君紹介)(第二三三一号)  
同(青柳陽一郎君紹介)(第二四一七号)  
同(田嶋要君紹介)(第二四一八号)  
同(照屋寛徳君紹介)(第二四一九号)  
同(広田一君紹介)(第二四二〇号)  
同(道下大樹君紹介)(第二四二一号)  
難病患者が安心して生き、働ける社会の実現に関する請願(阿部知子君紹介)(第二三三二号)  
同(広田一君紹介)(第二四二二号)  
精神保健医療福祉の改善に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第二三三三号)  
同(畑野君枝君紹介)(第二三三四号)  
同(藤野保史君紹介)(第二三三五号)  
同(宮本岳志君紹介)(第二三三六号)  
同(宮本徹君紹介)(第二三三七号)  
同(本村伸子君紹介)(第二三三八号)  
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに  
関する請願(小宮山泰子君紹介)(第二三三九号)  
同(関健一郎君紹介)(第二四二二二号)  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(山本

公一君紹介)(第二三四〇号)  
同(田嶋要君紹介)(第二四二四号)  
同(平井卓也君紹介)(第二四二五号)  
同(広田一君紹介)(第二四二六号)  
神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に  
関する請願(阿部知子君紹介)(第二三四七号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第二三四八号)  
同(井上義久君紹介)(第二三四九号)  
同(稲津久君紹介)(第二三五〇号)  
同(大西健介君紹介)(第二三五一号)  
同(奥野総一郎君紹介)(第二三五二号)  
同(柿沢未途君紹介)(第二三五三号)  
同(神山佐市君紹介)(第二三五四号)  
同(小宮山泰子君紹介)(第二三五五号)  
同(重徳和彦君紹介)(第二三五六号)  
同(中谷真一君紹介)(第二三五七号)  
同(福田昭夫君紹介)(第二三五八号)  
同(松本純君紹介)(第二三三九号)  
同(御法川信英君紹介)(第二三六〇号)  
同(宮本徹君紹介)(第二三六一号)  
同(務台俊介君紹介)(第二三六二号)  
同(山井和則君紹介)(第二三六三号)  
同(渡辺博道君紹介)(第二三六四号)  
同(井上英孝君紹介)(第二四四一号)  
同(浦野靖人君紹介)(第二四四二号)  
同(江田康幸君紹介)(第二四四三号)  
同(岡本充功君紹介)(第二四四四号)  
同(金子恭之君紹介)(第二四四五号)  
同(木原誠二君紹介)(第二四四六号)  
同(菊田真紀子君紹介)(第二四四七号)  
同(国光あやの君紹介)(第二四四八号)  
同(左藤章君紹介)(第二四四九号)  
同(田嶋要君紹介)(第二四五〇号)  
同(照屋寛徳君紹介)(第二四五一号)  
同(中村裕之君紹介)(第二四五二号)  
同(西村智奈美君紹介)(第二四五三号)  
同(星野剛士君紹介)(第二四五四号)  
同(榊屋敬悟君紹介)(第二四五五号)  
同(三ツ林裕巳君紹介)(第二四五六号)

同(務台俊介君紹介)(第二四五七号)  
同(柚木道義君紹介)(第二四五八号)  
若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める  
ことに関する請願(志位和夫君紹介)(第二四一  
五号)  
保険でよい歯科医療の実現を求めることに関す  
る請願(広田一君紹介)(第二四一六号)  
は本委員会に付託された。

六月十一日  
地域医療体制の充実確保に関する陳情書(札幌  
市中央区北一条西二 山田一仁)(第一五〇号)  
は本委員会に参考送付された。

#### 本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第四七号)  
健康増進法の一部を改正する法律案(岡本充功  
君外一名提出、衆法第三六号)

#### ○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、健康増進法の一部を改正する法律案  
を議題といたします。

この際、お諮りいたします。  
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
官房人生一〇〇年時代構想推進室次長大島一博  
君、警察庁長官官房審議官小田部耕治君、外務省  
大臣官房参事官塚田玉樹君、財務省大臣官房審議  
官新川浩嗣君、理財局長市川健太君、文部科学  
省大臣官房審議官下間康行君、厚生労働省健康局  
長福田祐典君、労働基準局安全衛生部長田中誠二  
君、子ども家庭局長吉田学君、保険局長鈴木俊彦  
君、農林水産省大臣官房生産振興審議官鈴木良典  
君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じま  
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

#### ○高島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま  
す。船橋利実君。

○船橋委員 おはようございます。自由民主党、  
船橋利実でございます。

今回は、健康増進法の一部を改正する法律案に  
関しましての質疑の機会をいただきまして、まこ  
とにありがとうございます。加藤厚労大臣を始め、  
政務二役、厚労省の皆さん、よろしくお願いを  
申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回の健康増進法改正案によります受動喫煙対  
策の強化は、多数の方が利用する施設の管理者に  
受動喫煙対策の努力義務が設けられた平成十五年  
の健康増進法の施行以来、実に十五年ぶりとなる  
ものであります。

受動喫煙に遭遇した人の割合につきまして、厚  
生労働省の調査によりますと、平成十五年当時は  
飲食店で七割でありましたけれども、平成二十  
三年には四割台へと減少しております。その後は  
横ばいとなっておりまして、依然、多くの方々  
が望まない受動喫煙を受けている状況にありま  
す。したがって、対策の強化というものが国民  
的にも期待をされていたものと思うところであ  
ります。

そこで、今回の改正法案の審議に先立ちまし  
て、これまでの健康増進法における受動喫煙対策  
の評価と、このタイミングで改正法案を提出をさ  
れた趣旨について、加藤厚生労働大臣にお伺いを  
いたします。

○加藤国務大臣 我が国では、平成十五年、この  
健康増進法が施行されて、多数の者が利用する施  
設を管理する者に、受動喫煙の防止措置を講ず  
る、これは努力義務が設けられたわけでありま  
すが、今、船橋委員からお話がありましたように、  
平成十五年時点の過去一カ月に受動喫煙に遭遇し

た人は、飲食店で約七割、それが平成二十三年に四割台に下がりということで、一定の効果は上げてきたわけでありませけれども、二十三年以降、若干数字が下がっているといつても四割台をずっと推移をしている。依然として多くの国民がこうした施設において受動喫煙を経験しているという状況にあるということ。そして、二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していく必要がある。

特に、望まない受動喫煙をいかに防止していくのかというのは国民的な課題ということで認識をされているわけでありまして、そのため、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定め、本法案により、先ほど申し上げた望まない受動喫煙をなくすという趣旨としていえるところでございます。

○船橋委員 ありがとうございます。

次に、今回の法案では、多数の方が利用する施設の屋内について原則禁煙として、屋外については、学校、病院などの施設の敷地内を除き、喫煙は禁止されております。

今後、屋内での原則禁煙が進んでまいりますと、屋外で喫煙する方がこれまで以上にふえ、歩きたばこによるやけどや、たばこのポイ捨てによる町の環境汚染が懸念されます。そこで、厚生労働省に、今回の法案による規制を屋内に限定している理由を伺いたいと思います。

また、今回の法案に合わせて、公衆喫煙所などの屋外の分煙施設についても、その整備を推進するべきではないでしょうか。こうした施設がふえることによりまして、国民が安心して屋外を歩けるようになるとともに、喫煙者の喫煙場所が確保されることにより、屋内での受動喫煙対策を一層後押しすることになると思いますが、見解をお聞かせください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

屋外につきましては、通常、煙が拡散することや、その場に長時間とどまることが想定されないことから、今回の法案では、多数の方が利用する施設の屋内を原則屋内禁煙とする等の規制を設けることとしてございます。

一方で、御指摘のとおり、屋外でございまして、多数の方が通行する場所など、近くを通る非喫煙者が容易に煙にさらされるような環境を喫煙場所とすることは望ましいとは言えないと思います。このため、屋外等で喫煙をする際には周囲の状況に配慮すべき旨の規定を法案の中に設けているほか、屋外における望まない受動喫煙を防止するための環境を迅速に整備するため、地方自治体への財政支援を行うこととしてございます。

○船橋委員 ありがとうございます。

次に、今回の法案は、これまで努力義務による自主的な取組に頼ってまいりました我が国の受動喫煙対策について、全ての国民及び施設の管理者等に対して罰則を伴う新たな義務を設けるといふ、非常に社会的インパクトの大きな内容であろうと考えます。

こうした法律を二〇一九年のラグビーワールドカップ及び二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて段階的に施行していくためには、この法律の趣旨や内容はもとより、受動喫煙が健康に与える影響について、国民や事業者に広く御認識をしていただく必要性があると考えます。

こうした周知に当たっては、飲食店団体等の関係団体にも協力を求めることにより、より実効性のあるものになっていくというふうに考えるわけでありませけれども、都道府県や保健所設置市への情報提供というものも非常に大事なことになるのではないかと思ひますけれども、これに加えて、周知の必要性や実施方法について、厚生労働省の見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

効性を高めるためには、まず、この新しいルールを混乱なく社会に定着させていくことが重要であり、受動喫煙対策の必要性も含め、広く国民に御理解をいただけるよう周知徹底を図っていく必要があると考えております。

このため、厚生労働省では、インターネット広告やラジオCMなどを活用した普及啓発や、若年層や妊婦、子育て世代など特定の世代をターゲットとしたし、受動喫煙により健康影響等の普及啓発イベントの開催を行い、広く周知を図るほか、飲食業界などの各種関連の業界団体や関係省庁、出先機関とも連携協力し、それぞれの業界内の事業者への周知徹底を図ることなどによりまして、受動喫煙対策に関する普及啓発を行っていくこととしております。

また、あわせて、地方自治体におきまして受動喫煙に関する知識の普及や受動喫煙の防止に関する意識の啓発などの取組に対しまして、予算補助を行うこととしてございます。

○船橋委員 ありがとうございます。

今回の法案では、子供や患者などが主たる利用者となります学校や病院等を除き、多数の方が利用する施設は第二種施設として分類をされ、原則屋内禁煙にするともに、喫煙専用室内での喫煙のみ認めることとされております。

このうち、既存の小規模飲食店につきましては、事業継続に配慮をして経過措置の対象となっておりませけれども、コンビニエンスストアやドラッグストアの中に最近ふえておりますイトイのような新しい施設に関しましては、この経過措置の対象となるのかどうか、厚労省の見解を、解釈をお伺いしたいと思います。

また、ショッピングモール内の既存小規模飲食店でありますカフェなどの喫煙可能な飲食店において、親子連れで訪れたときに、まず親だけがその施設を利用する、要するに親だけが喫煙スペースを利用してある場合に、一緒に行っていた子供たちが、初めは別な場所におりましたけれども、親が喫煙をしている場所に子供たちが行くという

ことは当然想定されることでありますけれども、こうした状況、子供たちがいわゆる喫煙可能な場所に入ってしまったというような場合には、これは誰が義務違反ということになるのか。こうしたことについての解釈についても、あわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

経過措置の対象となります飲食店に該当するか否かにつきましては、飲食店営業許可の有無で判断することとしてございます。このため、コンビニ等が飲食店営業の許可を取得しイトインコーナーを設けているような場合、資本金が五千万円以下であつて、客室面積が百平米以下という要件を満たす場合には、経過措置の対象となります。

しかしながら、コンビニ等の店内を遮蔽なく喫煙可とする場合には、店内には、二十未満の方は客も従業員も立ち入ることができなくなるということになります。現在のコンビニの実態を踏まえまして、実際にそのような取扱いをするコンビニなどは少ないのではないかとこのように考えてございます。

また、御指摘のショッピングモール内の取扱いについて、第二種施設として専用の喫煙室などがある場合に、喫煙可能な場所へ二十未満の方を立ち入らせない義務というものは、当該施設の管理権原者等に係るものでございませ。

したがひまして、御指摘の場合におきましては、当該施設の管理権原者などは、二十未満の者が喫煙可能な場所に入ろうとしたことを認知したときには、退出を促すなどの対応をとつていただくことが必要となります。

さらに、施設の管理権原者は、喫煙可能な場所に、二十未満の立入禁止である旨などを記載した標識を掲示することが必要であることから、その標識を見た保護者につきましても、子供が喫煙可能な場所に立ち入らないよう注意をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○船橋委員 コンビニあるいはドラッグストアでのイトインコーナーというのは、必ずしも飲食の提供をするということよりも、売っているものをそこで、でか上がっているものをそこで食べるという形態の方がほとんどではないかというふうなふうに思ふんですけれども、後段御答弁されたように、基本的に、いわゆる面積要件として、そういう場所では吸えないという解釈でいいのかどうか、再度お聞かせをいただきたいと思うのであります。

また、後段お尋ねをいたしました、いわゆるカフェ等の場合に関しまして、やはり保護者の方にあらかじめ、いかに法律上そういうことができないということをわかりやすく説明をするかということが大事ではないかというふうな思ふのでありますけれども、こうした点について、再度、どういうやり方を事業者側の方に御説明されるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のとおり、やはりこの新しいルールにつきましては、関係の方々にはきちっとまず御理解をいただくことが非常に重要であるというふうな考えております。

したがいまして、まず、事業者、管理権原者を含みます飲食店等の事業者につきましては、事業者団体も含めまして、さまざまなルートで、この新しいルールにつきましてきちっと広報し、御理解をいただくということを念頭に置いてございませう。

また、いわゆる保護者の方々や一般の方々についての啓発につきましても、先ほど申し上げましたとおり、自治体を通じての普及啓発のほか、学校等さまざまな場を通じて啓発をしてまいりたい。そういう意味で、関係省庁とも連携をしながら啓発を進めてまいりたいというふうな考えております。

○船橋委員 次の次の質問でも、今の点にかかわった部分をお尋ねするのでありますが、その前にお尋ねしたいのは、今回の法案では、施設の利

用者が喫煙禁止場所で喫煙をした場合、施設の管理権原者等が喫煙の中止や喫煙禁止場所からの退出を求めるとともに、改善が見られない場合には、都道府県等の保健所に通報し、当該保健所からの指導、命令により是正を求め、それでも改善されない場合には罰則を適用することとされております。

しかし、実際のケースを想定してみますと、保健所に管理権原者等が通報をして指導等に至るまでには相当な時間がかかることが当然予想されるわけでありませう。その間に喫煙者が立ち去つてしまふということも予想されるわけでありませうが、立ち去つてくれるということであれば、それはそれでいいと思うのでありますけれども、これが繰り返されるというふうな場合も想定されるのではないかと、こう思ひます。

こうした場合、勧告、命令などを出す場合の、相手、対象者に対しての氏名や証拠などの確認方法、それから、過料の通知などの手順とか、ここに発生する費用などというものはどうなつていくのでありませうか。

さらに、利用者が暴力を振るう、恫喝をするというふうなケースも当然想定されるわけでありませうけれども、こうした場合、警察との協力連携というものが進められていくことが必要になると思ひますけれども、御所見を伺いたしたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

施設の利用者が喫煙禁止場所で喫煙をしていた場合、まずは、先ほどお話し申し上げましたが、施設の管理権原者等が喫煙の中止を求めることが原則であると考えております。

それでも改善されない場合には、都道府県等の保健所に御連絡をいただくことになり、都道府県知事等によりまして、今お話しございました指導、命令が行われるところになります。この際、氏名や証拠などにつきまして、保健所の職員が現地等で確認を行うこととなります。

さらに、都道府県知事によりまして命令によつても改善がなされない場合、これは裁判所に通知の

上、過料が科されることになるわけでございませうが、通知に当たりましたは、さきに保健所の職員が確認をいたしました証拠等をそろえて通知をすることとなります。

また、管理権原者等や保健所の職員が暴力を振るわれるなど、刑法に抵触するような場合には警察との協力連携が必要と考えており、管理権原者や保健所の職員がそのような事態に遭遇した場合には、警察に通報いただきたいと考えております。

○船橋委員 今回、この法改正の対象となる施設の場合には、一般的に、御利用される方々の氏名、住所などを必要としない場所がほとんどではないかと思ひます。したがつて、お店の方と顔なじみになつてゐる、あるいは、偶然その方の知人、友人等であるという場合には、氏名であつたり住所であつたりということの確認することは可能かと思ひますけれども、不特定多数の方々を利用される施設において今申し上げたような状況が生じたときに、なかなか、管理権原者等の方々も、そこのお店の方の状況がわからないという状況が言えるわけでありませうけれども、そうしたときに、本当にこの氏名等の確認というものが行ふことができるのかどうか。

しかも、今ほどお話ししましたように、実際の確認は保健所の職員等がするということお答えでありますから、その前にいなくなるが何度何度も繰り返されるといふことになる、これはなかなか本人の特定というものが難しくなつてくるのではないかと、いふふうに思ひます。

したがいまして、どうやって実効性ある証拠の確保ということがなされなければいけないかという点については、もう少し内容を詰めていかれる必要性があるのではないかと、いふふうに思ひます。例へば、今でありますから、いろいろなお店に、店内に防犯カメラなども設置をされていたりするわけでありませうから、そうしたもののなども、悪質な場合などについては、本

人特定をしていくために使つていくということなども私は考えていくべきではないかなというふうな思つておりますけれども、そうした点についての御見解があればお聞きしたいと思ひますし、今申し上げたように、非常に手続そのものが難しいということを考えますと、喫煙禁止場所での喫煙を防止するためには、指導、命令、罰則適用等による対応だけではなくて、義務がそもそもあらかじめ守つていただけるように、そうした環境をつくつていくということが重要ではないかというふうな考えます。

このため、厚生労働省から施設の管理権原者等に対して、その場所の喫煙禁止あるいは違反時に罰則が適用される旨を示した掲示を施設内にしつてもらうというふうなことも、通知によりまして依頼をしていくということなども検討していくべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

まず、保健所の職員が現地で本人等を確認する、氏名や証拠書類等の確認につきまして、現実的ななかなか困難ではないか、更に具体的な対応を考へるべきではないかという御指摘についてでございます。

御指摘のとおり、この部分につきましては、いわゆる刑事罰ではなくて秩序罰でございますので、そういった面につきましても、都道府県知事等が、本人が確認できる書類を強制的に求めるといふようなことはできないという実行上の限界もいろいろあるところでございませう。

そういった面も含めまして、今、委員からの御指摘もございましたけれども、具体的な取組の内容につきましては、これから更に詰めてまいりたいというふうな考えてございませう。

また、その後の御質問についてでございますけれども、今般の法案では、禁煙措置や喫煙場所の特定を行い、喫煙が可能となる場所に掲示を義務づけるということになっております。この掲示につきましては、誰にでもわかりやすく、かつ簡潔な

ものとする必要があると考えてございまして、今後、モデル的な様式もお示しすることも含め、しっかりと内容を検討していきたいと思っております。

その中で、あわせまして、今御示唆ございました、新しい法律のルールの適用には罰則があるというようなことなども含めまして、広く法案の内容を周知徹底してまいりたいというふうに考えてございします。

○船橋委員 今ほど申し上げていただきましたけれども、こうした不特定多数の方々を利用される場所というのは、利用される方々のその利用する状態といひましようか、状況も、かなりいろんな方がいらつしやるケースが多いかと思ひます。対応されるお店側の方々も、経営者の方もおられれば、責任ある立場の方もおいらつしやるというわゆるアルバイト等の方々もいらつしやるというのが実態だといふふうに思っております。

したがって、そういう場所ので、でき得る限りトラブルが起きることがないように万全な対策というものを講じていくということが、まずもって重要ではないかといふふうに思ひわけでありまして、やはりこの改正法が成立を見た以降、しっかりとした対応というものを求めていきたいといふふうに思っております。

次に、今回の法案では、経過措置の対象となります。既存の小規模飲食店に該当するかどうかを判断するため、客席面積百平米以下が要件の一つとされております。

この客席面積につきましては、具体的にはどのように計測することになるのでしょうか。例えば店舗内の玄関あるいは通路、こうした場所が客席に含まれるのかどうか、やや複雑な問題というものもあるかと思ひますけれども、計測方法が結果として飲食店ごとにまちまちになってしまつたり、あるいは、都道府県あるいは保健所設置市ごとに違つてしまつたといふようなことがあつてはならないといふふうに思ひわけございまして、そういう意味では、厚労省として詳細な考え方を

示していくべきではないかと考えますが、所見を伺ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今般の法案では、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者が運営するものにつきまして、は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮をいたしまして、一定の猶予措置を講ずることとしたしてございします。経営規模が小さいことにつきましては、客席面積百平米以下を一つの要件として判断することとしたしてございします。

御指摘の玄関や通路の取扱いにつきましては、客室との一体性がどの程度あるかなど、お話がありましたように、さまざまなケースが想定されることから、施行までの間に詳細をよく整理をした上で、統一的にお示しできるようにしてまいりたいと考えております。

○船橋委員 今ほど一体性という表現をお使いになりましたけれども、ここがかなり難しい部分ではないかといふふうに思ひます。店舗のつくりというのは、まさにそのお店ごとに違ひが出てまいります。それこそテーブルの大きさ一つ、あるいはカウンターのつくり方、それから調理場の設置の仕方、あるいは空間的に見せる場所をどう見るかといふことなども含めて、どういふ場合にどう判断するかといふことがかなり難しい面があるかと思ひますけれども、ぜひ、お店によつて差があるといふことがない、いわゆる統一的な、理解されやすい形の基準づくりに努めていただきたいといふふうに思ひます。

次に、今回の法案では、多数の方が利用する施設について原則屋内禁煙とした上で、子供や患者などが主に利用する学校や病院などを除いた施設については、喫煙専用室内のみ喫煙ができるとされております。この喫煙専用室の具体的な基準といふものは、今後、厚生労働省令で定める予定であると伺つておりますけれども、施設利用者の望まない受動喫煙といふものを防いでいくために

は、煙が容易に外部に漏れ出さないような厳しい基準を課していく必要性があると考えますが、厚労省の見解をお聞かせください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

喫煙専用室の基準につきましては、労働安全衛生法などに基づきます受動喫煙防止対策助成金の対象の要件としております。入り口における風速が毎秒〇・二メートルであること、非喫煙区域と隔離された空間であることといった要素も参考といたしまして、専門家の意見をお伺ひしながら策定をしたいと考えてございします。

本法案では、各施設などの管理権原者に、喫煙専用室を基準に適合させることとする義務を課していることから、基準の内容などにつきまして、管理権原者にしっかりと周知を図つていきたいといふふうに考えております。

○船橋委員 私は、外部に煙が漏れ出さないようにしっかりとした施設をつくつていただくように、それなりに厳格な基準というふうに申し上げたのでありますけれども、ただ、それは裏返すと、施設側からすると、非常に費用負担の部分がかなり大きなところになつてくるということも考えられます。したがひまして、やはり基準は基準、しかし、その費用的なことをどうするかといふことも、ここは勘案をしながら基準づくりを進めていく必要があるのではないかとこのように考えています。

次に、受動喫煙対策をより総合的に進めるためには、本法案による規制等だけではなく、喫煙専用室等を設置する施設への財政的な支援、そして全ての国民、事業者に対する周知、広報を徹底していくことが重要であるといふふうに考えます。そこで、今ほど設備の基準のことについてお話を、費用負担の部分も含めてお話しさせていたいただきましたけれども、受動喫煙対策の予算について。

冒頭申し上げましたけれども、厚労省の調査によりますと、受動喫煙率が、健康増進法ができてから四割程度まで下がつたといふことでございま

すけれども、この法改正が成立をする以降は、この法律の効果もあつて、四割の方々のいわゆる受動喫煙率がどんどん下がつていって、ゼロになることが目標だと思ひますけれども、そこに加えて、この機会に禁煙しようかといふ方々もふえてくる可能性もあろうかな、こう思ひわけございします。そうすると、望まない受動喫煙をされていた方々の喫煙率が下がつて、さらに、喫煙された方々の禁煙といひましようか、たばこをやめるという方もふえてくることによつて健康になる方がふえてくるであろう、健康状態を保持することができるといふ割合がふえてくるであろう。

そうすると、それが医療費の適正化ということにもつながつてくるかと思ひますし、ある意味、病気になることなくお仕事をすることができ、社会とかかわりを持つことができて、このことは、経済効果という部分でも見込めるところが出てくるのではないかとこのように思ひますけれども、こうした点なども、ほかにもまだ要素があるかと思ひますが、試算などをしている上上で、いわゆる受動喫煙対策に関する予算というものを決めていくべきではないかといふふうに思ひわけございしますけれども、現状でどのような補助メニュー、あるいはどの程度の予算額といふものをイメージしていらつしやるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

受動喫煙対策につきましては、二年後の東京オリンピック・パラリンピックなどを契機に、望まない受動喫煙のない社会の実現に向けて、予算によります各種支援策の推進、普及啓発の促進など、総合的かつ実効的な取組を進めることが重要と考えております。

具体的には、平成三十年度予算におきまして、中小企業の事業主などによります、先ほどお話にありました、喫煙専用室等の整備、こちらに対する費用の助成に三十三億円、それから、受動喫煙の防止に関する普及啓発、相談対応などに九億円の、計四十二億円を計上しているところでござ



また、加えまして、屋外における望まない受動喫煙を防止するための環境を迅速に整備する観点から、屋外におきます分煙環境の整備を行う地方自治体に対しまして、地方財政措置を講じることとしたしております。

これです。スタートダッシュをこれから切るというお話の中での予算組みのお考えだということに思っておりますので、今後、実情に応じた必要な予算措置、補助メニューの用意というものをいただきますように要望しておきたいというふうに思うところであります。

次に、本法案では、多数の方が集まる施設について原則屋内禁煙にするとともに、既存の小規模飲食店については経過措置を設け、喫煙が可能となっておりま。

また、加熱式たばこについては、現時点で受動喫煙の健康に与える影響が明らかでないこととかから、飲食等も可能な加熱式たばこ専用の喫煙室において喫煙が可能となっております。

このように、法案の施行後も一定の場所において喫煙が可能となっていることを踏まえると、このような場所で働く従業員の方々への対策というものもしっかりと講じていくべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

従業員への受動喫煙対策につきましては、施設の管理権原者などに對しまして、喫煙可能な場所への二十未満の立入りを禁止する義務を課すことに加えて、事業者などに對し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けた上で、対応の具体例をガイドラインで示すこと、また、事業主が求人を行う際の明示事項に、職場におきます受動喫煙対策の状況を追加することといった法令上の措置に加えて、助成金等によりましてその取組を支援することで、望まない受動喫煙が生じないように対応してまいりたいと考えております。

私の後の繁本委員からは、先ほどお聞きしましたら、この加熱式たばこに関して御質疑があるというふうにお聞きしましたので、私からは詳しく余りお聞きをいたしませんけれども、加熱式のたばこについても種類が少しずつふえてきております。

最近私が耳にした商品は、ニコチンもタールもないという商品でありました。これをたばこと言えるのかどうかというところでありますけれども、それをつくって売っていらつしやる方はたばこメーカーだということですから、たばこに類似する商品としての販売ということになるのではないかと思います。

こういうふうに、加熱式たばこ、判断が難しいんですけれども、こういう新しいものがこれから出てくるたびに、それに対してどうするかという対応も実際には求められてくる、判断が求められてくるということもあるかと思いますが、そういう点なども念頭に置いてはいらっしゃるのかどうかという点についてだけ、お聞かせいただけます。

いわゆる新しいタイプのたばこ、たばこいい  
ましようか、そういったもの、いわゆる世の中  
では加熱式たばこという形で、たばこの葉を加熱を  
する形で、その蒸気を吸うというものが現在の加  
熱式たばこの定義になっているわけでございます  
が、先ほど先生お話ありましたように、いわゆる  
電子たばこという形で、たばこの成分が一切な  
いというような形のものも世の中にはあるという  
ことでございまして、こちらの方については、現  
時点では、たばこの範疇には定義としては入って  
いないという状況でございます。

ただ、いずれにいたしましても、今お話がありましたように、さまざまなものが今後出てくる可能性が高いわけございまして、私どももいたしましては、世の中の動向とか、そういったことも含めまして、きちっと把握をし、かつ、必要な調

査研究をしていくという形で、法案の中にも、そういった調査研究的なことも含めまして盛り込ませていただいているという状況でございます。

○船橋委員 イメージとして、ノンアルコールビールのときを思い起こすのでありますけれども、あるパーセンテージのところの段階までは何となくアルコールという分類になっていて、最近の商品は、○・○○という商品になると、これはアルコールではないということの扱いになってきていたりします。これも多分、税法の関係等もございまして、行政としての一つの判断というものがあつたのではないかなというふうに思うわけでありますけれども……（発言する者あり）そうですね、禁煙パイポ。

こういう新しいものが出るたびに、いわゆる管理権原者等の方々も、利用する方々も含めて、混乱が起きることがないような速やかな対応というものが望まれるのかなというふうに思つてございますので、ぜひそうした情報収集と適時適切な対応というものを望ませていただきたいと思うところであります。

最後に、加藤厚労大臣にお尋ねをしたいと思うのであります。

先日、私、選挙区内、天気の良い日であったんですけれども、札幌大通公園というところがございまして、そこで私、駐車中、信号待ちをしているときに、お隣に一台乗用車がとまったんですけれども、暑い日だったので前後の窓があいていたんですね。前後の窓があいていて、ちよつと変わった感じの車だったものですから、ふと目をとめましたら、助手席から煙がぶわぶわと出てまいりました。ああ、たばこを吸っているんだなと思って何げなくのぞき込みましたら、女性の方でございました。結婚指輪もされていらつしやつたので、ああ、奥様がたばこを吸われているのかなというふうに見えて、その後ろを見ましたらベビーチェアが積んであったんですよ、チャイルドシートが。チャイルドシートには赤ちゃんが乗っておりました。見たところ、一歳ぐらいのお

子さんのなという感じでありました。信号が青になつて車が動き出して、興味があつて御主人の方も見てみたんですよ。そうすると、御主人もたばこを吸つていらつしやつたというような状況がありました。

これは、望まない受動喫煙ということですね。大人の方々は意思表示というものをできるんだと思いますが、子供さん方なかなかそういうことができないというのは大変だなというふうに感じた場面でありました。

そういうことは、これは全く今回の法改正には対象外というふうになっている部分のございますけれども、最近見た状況としてお話しさせていただきます。

最後に、今回の健康増進法改正に伴い、望ましい受動喫煙のない社会の実現に向けて、担当大臣であります加藤厚生労働大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○加藤国務大臣　今回の法案は、今御指摘のように、望まない受動喫煙をなくするという基本に立つて、多数の方が利用する施設等については、法律上、原則屋内禁煙とすることであり、また、

が、既存の小規模飲食店については経過措置は設けておりますけれども、新たに開設する店舗については原則屋内禁煙としていること、また、喫煙可能な場所について、二十未満の方の立入りを禁

止するといった内容を盛り込んでおります。今後、受動喫煙対策が段階的に進む実効性のある中身になっているというふうに考えております。

また、本法案の閣議決定とあわせて、がん対策

推進基本計画においても、本基本計画の計画期間中、これは平成三十四年度までであります。なお、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現すること、つまり、望まない

受動喫煙をゼロにするということを目標として追加をしたところであります。

望まない受動喫煙のない社会の実現に向けて、  
 本法案の規制のみならず、各種支援策の推進、普  
 及啓発の促進など、総合的かつ実効的な取組を進

めていきたいと思っております。

先ほど、車の中のお話がありました。この法律の中においても、第二十五条の三において、「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならぬ」という規定も設けさせていただいております。その趣旨に沿って対応していただければ、更に周知啓発に取り組ませていただきたいと思います。

○船橋委員 ありがとうございます。今、大臣からの決意のほどもお聞きをいたしました。

望まない受動喫煙がゼロとなるということを目指して、私もこれから活動してまいりたいと思っておりますけれども、加藤大臣始め厚労省の皆様方にもさらなる取組を御期待、そしてお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、繁本護君。

○繁本委員 自由民主党の繁本護でございます。質問の機会をいただきました理事の先生方、ありがとうございます。

大臣、政務二役の皆様、よろしくお願いを申し上げます。

さて、私からも健康増進法の一部を改正する法律案について順次説明をさせていただきます。船橋先生からも既に議論がありましたので、幾つか割愛しながら進めてまいります。

受動喫煙による疾病、これはもう明らかであります。年間一萬五千人の国民が受動喫煙による肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などが原因で死亡しているという報告がございます。こういった現状を国民の皆様が多く理解しながらも、なかなか、受動喫煙対策、全てを事業者の努力に委ねている現状では、望まない受動喫煙を防止していくことは困難であるかと思えます。

二〇二〇年には東京のオリンピック・パラリンピックが開催され、我が国はホスト国として、この受動喫煙の防止対策をしっかりと進める必要があるかと思えます。

ただ、今回、当分の間の措置として、加熱式タバコの取扱いは法律で位置づけがあるのでありますが、加熱式タバコについては科学的によくわからないことがたくさんあるということで、まだ議論の余地があるのではないかと思います。このことについて、きょうは絞って議論をしたいと思えます。

我が国で加熱式タバコが初めて出たのは二〇一四年の十一月であります。現在、三種の製品が市場に出回っております。これは私の個人的な経験であります。隣で加熱式を吸われて、本当にむせるような刺激を受けるようなものもあれば、全くにおいすら感じないようなものもあって、かなり呼出煙の成分も違いがあるというふうに感じているところであります。

いずれにしても、紙巻きたばこよりは加熱式の方が有害成分は少ない、あるいは、火事のことを考えても火災の発生リスクも少ないということ、市場においてはだんだん受け入れられて、今のシェアをどんどん伸ばしているところであります。

これからますます社会において加熱式が普及をし、販売数量がふえていくと思うんですけれども、これからの程度それがふえていくのか、政府の見解をお願いいたします。

○市川政府参考人 御答弁申し上げます。

加熱式タバコのシェアにつきまして、これまで政府で示している資料といたしまして、二十九年上半期の実績値一二％というものをよく示しているところでございますが、より新しい数値もございまして紹介いたしますと、二十九年年度通期、すなわち二十九年四月から三十年三月までの加熱式タバコの販売箱数は十二・七億箱。これは、加熱式タバコ一箱を紙巻きたばこ二十本と換算すれば、紙巻きたばこ約二百五十三億本に相当し、紙巻きたばこと加熱式を合算した市場全体に占めるシェアとしては約一五％となります。つまり、上半期の一二％から、通期にいたしますと一五％、ふえているということでございます。

加熱式タバコの今後の需要見込みにつきまして、たばこをめぐるさまざまな要因に左右されるため、確たることは申し上げられませんが、足元における各社の販売動向、力の入れようなどに鑑みますと、今後も加熱式タバコが市場に占めるシェアは更に高まっていく可能性があるものと考えております。

○繁本委員 御答弁ありがとうございます。

加熱式、これから市場においてどんどん紙巻きたばこに置きかわってくるのはどうやら確かなことのようにありますが、ここで一点確認ですけれども、現行法の健康増進法では、この加熱式タバコによる受動喫煙を防止する努力義務、これは課されているか、端的に御答弁をお願いいたします。

○福田政府参考人 お答えいたします。

現行の健康増進法におきましては、多数の者が利用する施設を管理する者に対する受動喫煙防止の努力義務規定が定められております。加熱式タバコにつきましては、現行法制定時には存在しておらず、また、販売されてまだ間もないこともあり、現時点におきまして、この努力義務規定の対象となるたばこに含まれるかどうかは明らかにできておりません。

本法案の提出に当たって、加熱式タバコについて最新の調査を行ったところ、現時点での科学的知見では、受動喫煙による将来的な健康影響を予測することは困難であるものの、その主流煙に健康に影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれることは明らかであることから、受動喫煙による健康影響が明らかになっている紙巻きたばこと同様の規制が行われないものの、加熱式タバコについても一定の規制が必要と判断をしているものでございます。

本法案におきましては、喫煙をする際の配慮義務規定等が盛り込まれており、成立後速やかに施行することといたしておりますが、こうした規定の対象には加熱式タバコも含まれることから、現行法上の扱いにつきましてあわせて整理をしてまいりたいと考えております。

○繁本委員 これからますますふえていく加熱式でありますけれども、現行法ではその扱いが必ずしも明らかではないということでありますが、今回の法律によって、いよいよその対策が盛り込まれております。

さて、その加熱式タバコの煙、一回口に入ってそれを吐き出したときの呼出煙、その呼出煙による健康影響についてはいろいろな研究成果が、これは加熱式タバコをつくっているメーカーからも出されているところでありますが、例えば一つ御紹介いたしますと、大阪の国際がんセンターの大島明という研究員がいらして、加熱式タバコは紙巻きたばこの喫煙者に対しては相対的にやばい害が少ないわけでありまして、これは害の多い紙巻きたばこの代替品として勧められるとまで言うような研究成果もございまして。

また、厚労省が発表している現時点での科学的知見によつて見ると、加熱式タバコ喫煙時の室内におけるニコチンの濃度、これは紙巻きたばこに比べて低いというふうに明言もされているわけでありまして。

先般の六月八日の衆議院本会議で公明党の伊佐進一君が質問した答弁としても、大臣は、ここは科学的に明らかにしておりますということ、御答弁されたばかりであります。

さて、この科学的な根拠ということが、やはり一定の規制をかける以上は大事かと思うのでありますけれども、過去に振り返って、紙巻きたばこの健康影響は今の時点でかなり明らかにされているところでありまして、ひとつ参考までに、紙巻きたばこによる、その受動喫煙による健康への影響については、科学的に明らかにするまでにどれぐらいの期間を要したのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

紙巻きたばこの受動喫煙による健康への悪影響につきましては、我が国の平山雄氏が一九八一年に世界で初めて報告をし、国内外に大きな論争を巻き起こしたものと承知をいたしてございます。



科学的に立証された時期をピンポイントでお示しすることは困難ではございますが、その後、多くの科学的研究がなされた集大成として、二〇〇四年の国際がん研究機関の報告及び二〇〇六年の米国公衆衛生総監報告が出されたことによりまして、その健康影響が明らかとされてきたものであると考えてございます。

その意味で、委員御質問の期間につきまして、二十数年というふうにご考えております。

○繁本委員 二十数年かかっているんですね、紙巻きたばこによる健康影響をはっきりさせるまで。

今回の法律は、加熱式たばこについて、受動喫煙を防止するために一定の規制をかけるわけですが、私、実は自民党の厚労部会がこの点を聞いたら、担当の方は数年でわかるとおっしゃいましたよ。ところが、今やはり紙巻きの事例を踏まえまして、加熱式たばこによる受動喫煙による健康影響も相当時間がかかると思うんですけれども、この点については、どれぐらい加熱式による影響を研究するのに時間がかかるか、見解をお聞かせください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

加熱式たばこの受動喫煙によります健康影響につきましても、比較的短時間で症状があらわれる呼吸器系の疾患であっても、今お話ししたのが、数年程度、また、肺がんでは更に長期間かかる想定されるなど、その研究は中長期的に対応すべき課題であると考えております。

いずれにいたしましても、加熱式たばこに関する研究は重要な課題であると認識しております。国内外の知見収集を行うなど、引き続き研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○繁本委員 やはり中長期的な取組、研究が必要というのが厚労省の今、御見解でありまして、そこははっきりしたところであります。

さて、今回の改正法案では、加熱式たばこのもたらす健康影響が明らかになるまで、当分の間の措置として一定の規制をかけるとしていますが、

この当分の間というのが、じゃ、どれぐらいかかるのかということ、我々よく考えないといけないと思います。

そして、この厚労委員会でもよく出る言葉でありますけれども、立法を行うに当たっては、やはりエビデンスに基づく立法、エビデンス・ベースト・ポリシーというものを進めていかないとけないと思うんですけれども、この加熱式たばこの呼出煙による健康影響についてはわからないことが多い、そして時間もかかる、市場ではその製品がほとんど販売数量を伸ばしていく、受け入れられているということでありまして、科学的なエビデンスが明らかになるまでは、この対策のあり方についてはいろいろ慎重に考えていかなければならないと思うんですけれども、このような規制の合理性、妥当性について、国民にわかりやすく大臣から御説明いただければありがたいと思います。

○加藤国務大臣 今委員からも御質問があり、また、答弁もさせていただきましたが、加熱式たばこについては、その主流煙に健康に影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれているということとは明らかであります。現時点の科学知見では、その受動喫煙による将来的な健康を予測するというのは大変難しいというふうに認識をしております。

このため、受動喫煙による健康影響が明らかになっている紙巻きたばこ、これは明らかになっているわけですが、と明らかになっていない加熱式たばこ、これを同列で議論するわけにはいかないということで、仮に将来、受動喫煙による健康影響が明らかになった場合には大きな問題になり得ること、また、WHOにおいても、現時点での健康影響は明らかではなく、さらなる研究が必要としているものの、現時点でも一定の規制が必要と判断しているということとを踏まえて、一定の場所でのみ喫煙を認めるということにさせていただきます。

具体的には、非喫煙者も喫煙者も双方がともに

安心して施設を利用できる選択肢を設けるという考え方に基づいて、加熱式たばこ専用喫煙室については、非喫煙空間としつかり区分する形で施設の一部に設けることができる、こういった形での整理をさせていただいてござります。

いずれにしても、加熱式たばこの健康に対する影響については、引き続き研究をさせていただきたいと思っております。

○繁本委員 御答弁ありがとうございます。

現時点でも、WHOの見解を踏まえて、一定の規制を当分の間やっていく必要があるということでありまして、じゃ、その当分の間、多数のお客様が出入りする施設を管理する者がこの法律に基づいてやらなければならぬ加熱式たばこに関する措置として、例えば、禁煙スペースと加熱式たばこだけを吸えるスペースとを間仕切りする必要がありまして、間仕切りをするスペースを施設管理者が設けた際に、その施設に対しては国が助成する用意があるのか。

あるいは、先ほど船橋先生のお話にもありましたけれども、さまざまな飲食店の形態もあるわけでありまして、一体どういう間仕切りが例えば望ましいのかということについては国は考えていく必要があるかと思うんですが、これらの点について御見解をお願いいたします。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案では、加熱式たばこにつきましても、原則屋内禁煙とし、喫煙専用室又は飲食等が可能な加熱式たばこ専用の喫煙室でのみ喫煙を可能といたしているものでございます。加熱式たばこの喫煙を認める場合には、こうした部屋を設置する必要があります。

加熱式たばこ専用の喫煙室の基準につきまして、喫煙専用室と同様に、受動喫煙防止対策助成金の対象の要件といたしております。入り口におきます風速が毎秒〇・二メートルであること、非喫煙区域と隔離された空間であることといった要素も参考に、法案成立後に、専門家の御意見なども伺いながら策定をしたいと考えております。

御指摘の加熱式たばこ専用の喫煙室の設置に対する費用の助成につきましては、今後策定をいたします基準も踏まえつつ、その要件を検討してまいりたいというふうに考えております。

○繁本委員 やはり、加熱式たばこについては科学的な知見がないものですから、例えば、今申し上げた間仕切りに対して助成をするにしても、その前段として基準を要するわけですよね。その基準をつくるにしても、まだまだ科学的な知見が足りないということでもありますから、ここはこれからの議論になってくるかと思いますが、とにかく国民にわかりやすく、事業者も納得するような形で、研究を、そしてルールをつくっていただきたいと思っております。

さて、電子たばこの質問を用意しておりましたが、船橋先生がお聞きになったので割愛したいと思います。

一つ、私、ここで京都府の取組を紹介したいと思います。

京都では、やはり受動喫煙をいかに防止するか、議論になったことがございます。京都府出した結論は、条例という形ではなくて、京都府と京都市と、そして生活衛生業を営む事業者団体、この三者が相まって、きょうお手元に連携協定とスレッカーをお配りしておりますが、このような形で、条例という形ではなくて、三者が話し合った上で、たばこを吸う方も吸わない方も共存する社会を目指そうということをつくったものであります。

今回の受動喫煙防止法の改正案についても、スレッカーの表示義務ということが含まれているわけですが、今回、科学的な根拠が少し弱い加熱式たばこの呼出煙による受動喫煙の影響、そしてこれを心配した対策を考えるに当たっては、一定の間、当分の間、規制を設けるということも一つのやり方であって、WHOもそういう見解も出しています。そのWHOの見解を踏まえて、例えば韓国、イタリア、カナダなんかも実際、規制対象にしているわけですから、一つ有効な

手だてかとは思いますが、いわゆるこういう京都方式で受動喫煙を防止するという対策も非常に有効であると思うんですが、この点について御見解をお願いできればと思います。

○加藤国務大臣 京都において、このお出しいただいた資料を見ると、平成二十七年の十二月に、京都市と京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会、またそれにたばこ産業者が一緒になってこうした協定を結んで、いわば自主的な取組をしていただいていうことであります。

こうした取組は、非喫煙者も喫煙者も双方が安心して施設を利用できる、そうした選択肢を設けていく、そうした環境をつくっていくという意味においては一つの対応の仕方だというふうに思っておりますし、こうした取組をされた、京都における取組に対して敬意を表させていただきたいというふうに思います。

そういった意味で、今回法案を提出させていただいておりますので、法案が成立した場合には、その法律の上にとつてまたこういった取組を進めていただければ、より一層、こうした望ましい受動喫煙をとというその環境あるいは機運の醸成、こういったことにつながるんだろうと思えます。

なお、加熱式たばこについては、先ほど申し上げたところに尽きることでありますので、揭示をするだけではなくて、一定の場所でのみ喫煙を認めるという判断をしておりますので、そのことはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○繁本委員 一番大事なことは、やはり、受動喫煙によって国民が健康を損なうということがないように、国民の健康を守ることが最優先でありますから、今回の法律改正によって加熱式たばこについても一定の規制をかけることについても私は賛成をいたしますけれども、ともかくにも科学的根拠が足りません。しっかりと調査研究を進めていただくとともに、京都方式も参考にしながら、包括的に総合的に受動喫煙対策を政府には進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 公明党の榊屋敬悟でございます。いよいよ健康増進法改正、受動喫煙防止対策法案が議論になったわけでありまして、

昨年の三月、厚労省が受動喫煙防止対策に係る基本的な考え方を示しましてから、今日まで随分時間が経ったわけでありまして、

公明党は、昨年もずっと議論を続けながら、たしか昨年の五月十七日だったと思いますが、部会において、受動喫煙防止対策の徹底について、東京オリパラの機にぜひやろうということ、昨年の国会中に法案を提出すべしという決議をやったり、いろいろ努力をしてきたわけでありまして、

余り我が党だけ格好つけるつもりはありませんで、我が党も、もともと、厚労の現場の責任者である私はヘビースモーカー、党首は厳しい禁煙論者という、小さい党でありますから、個人の価値観は大きく違うわけでありまして、悩んだのは正直であります。

一方、自民党の皆さん方、大きな党でありますから、これは個人の価値観というよりも、具体的には言いませんが、規制に対する賛成派と慎重派で激しい議論があったことも事実じゃないかな、こう思っております。

今回の法案は、ざりざり、さまざまな皆さんの、国民の声を聞きながら、何とかまとめられたのではないかな、こう思っている次第であります。ただ、何ゆえこの国会まで法案提出がずれ込んだのか。思うことは多々ありますけれども、

きょうは塩崎前大臣もいらつしゃいまして、本当に御苦労されました。その後を受けて、加藤大臣、この法律、新しい枠組みの法律を抱えてこの国会に立つておられるわけでありまして、

改めて加藤大臣の所感を伺いたいと思うわけでありまして、

○加藤国務大臣 今、榊屋委員からお話がありました。

昨年の三月、厚生労働省において、基本的な考え方の案、これを公表したところでございますけれども、経過措置をどうするか、すなわち面積が一定規模以下のバー、スナック等の経過措置、それをどうするかをめぐって、与党内を含めていろいろな議論があり、残念ながらまとめることができずに、昨年の通常国会には法案を提出することができなかったわけでありまして、

その後、それまでの、もちろん議論をいろいろしていただいたという、それもベースにしていながら、その後のさまざまな御意見等を踏まえて、今回提出させていただいたこの法案をまとめることができた。それに当たって、榊屋委員始め御党における御努力に対しても、また関係者の皆さんの御努力に対しても、改めて敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

今回については、まずは望まない受動喫煙は防止するんだ、これはもう共通の理念であり、皆さんが共有されているところだ、その上において、それをどう具現化していくのかということ、いろいろな議論があったところであります。

今回、一定規模以下の飲食店については配慮を行うことが必要と考え、経過措置を設けていただいたところでありますが、他方で、従前の議論の中ではなかった概念、新たな店舗、開設する店舗については原則屋内禁煙をする、こうした条項を盛り込ませていただき、また、喫煙可能な場所については二十未満の方の立入りを禁止するというところも入れていただくと、

場所ということ、それから、そうした受動喫煙から、やはりできるだけそうした状況に置かれないようにする人々たちをどう守っていくのか、そういう観点から議論をし、そうしたことを盛り込ませていただきました。

そうしたことによって、受動喫煙、これは各国もやはり段階的にいろいろ進めておられるんですね、見ておられます。そういった意味においても、今回の受動喫煙対策、段階的に進むという仕組みになり、また、実効性のあるものになってい

る、こういうふうに認識をしております。

○榊屋委員 改めて、この国会でぜひ成立をさせたいと今度は思うわけであります。この国会で一日も早く上げることが私は極めて大事だと思いますが、特に東京オリパラ、あるいはその前のラグビーのワールドカップの開催時期を念頭に置きますと、私は、一日も早い法律の成立を期さないやならぬ、こう思うわけであります。

改めて、東京オリパラ等の準備作業の中でこの法律を急ぐということ、きちっと国民に御説明をいただきたいと思えます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案は、国民の健康増進を一層図るために受動喫煙対策を更に強化するものであり、ラグビーワールドカップ開催前の二〇一九年夏ごろには一部施行、東京オリンピック・パラリンピック開催前の二〇二〇年四月に全面的に施行することとしたしております。

本法案が社会全体に影響を与えるものであることから、十分な周知期間が必要であり、また、喫煙専用室などを設置する場合には施設の改修などに一定の時間を要することから、早期に成立をさせていただく必要があるというふうに考えております。

本法案が成立した際には、新しいルールについて丁寧な説明、周知を行い、受動喫煙対策を段階的かつ着実に前に進めてまいりたいと考えております。

○榊屋委員 どうも局長の話を聞いておりますと、随分ものんびりされた感じがするのであります。これは一刻も猶予はならないという段階に来ているんだらう、私はそういう気迫をちよつと局長から感じないなという感想を申し上げながら、これはやるのは大変だなというふうに思っているわけでありまして、

特に東京は、きょうの新聞報道等によりまして、六月の十二日に条例を提出された。条例の中身も国とも連携をされたようでありまして、きょうの報道を見ておりまして、東京の条例

特に表示ステッカーの義務の施行が来年の九月だ  
というようなことでありますから、これは本当に  
法案成立を急ぐわけで、これがおくれるとまた、  
ステッカーが東京方式とか国方式とか、いろいろ  
なものができちゃうわけで、ちよつと東京の条例  
との関係でどういふふうにお考えなのか、局長、  
もう一度御答弁をお願いいたします。

○福田政府参考人 お答えいたします。

東京都におかれましては、オリンピック・パラ  
リンピックの開催都市としてのお立場から、受動  
喫煙に関する条例についての内容を検討してきて  
いるものと承知をしてございます。

この法案におきましては、一般論として、各自  
自治体の条例において法律に上乗せの規制を課すこ  
とは制度としてあり得るものと考えております。

政府としては、受動喫煙対策を進める観点か  
ら、東京都を始めとする関係自治体と、引き続き  
よく協力連携をしてまいりたいと考えております  
し、この法案をぜひ早期に成立をさせていただ  
いて、東京都との協議というものも、より実効性  
があり、具体的なものであつて、なおかつ現場に混  
乱が生じないようにというような観点から、積極  
的に対応してまいりたいというふうにご  
います。

○榎屋委員 大分局長の姿勢が、迫力が伝わ  
てきました。胸につけておられるバツジも、もつ  
とでかいのをつけられてもいいんじゃないかと私は  
思つたりするのであります。

今、条例の話が出ましたが、受動喫煙防止を議  
論するときに、たばこ吸いである私が一言悩みを  
言いますと、日本の場合は、大臣、やはり外から  
来たんですと、規制が。要するに、受動喫煙、子  
供の安全とかということで、戸外をまず規制を  
し、今回屋内をということになりますから、たば  
こ吸いにとつては吸うところが全くなくなるわけ  
でありまして、ここはちよつと不幸な歴史だな  
こう思つたりするのであります。それでもやら  
なきゃならぬと私自身も思つているわけでありま  
す。

さて、公明党は、法案審査をする中で二つ悩み  
ました。

二月の八日に大臣にも八項目にわたる要請文を  
お出ししましたが、一つは、きょうも話が出てい  
ました百平米の話であります。例外措置の基準と  
して、新たに客室面積百平米という数字が示され  
ました。昨年の三月の厚労省の考え方が三十平  
米、これは店舗面積全部であります。三十から  
百になったということで、これは随分甘くなつた  
んじゃないかという報道もございました。あるい  
は、東京でいきますと、客室面積百平米以下とい  
うとほとんどの飲食店がこれに該当する、これは  
甘過ぎるんじゃないか、これは果たして国民に理  
解されるんだらうかということは、我が党内の大  
きな議論でありました。

この点について、新たに客室面積百平米以下と  
いうこの基準、例外措置の基準であります。こ  
れがどういふ効果を持つのかということ、局  
長、もう一回国民に説明をいただきたいと思いま  
す。

○福田政府参考人 お答えいたします。

本法案では、既存の飲食店のうち経営規模が小  
さい事業者が運営するものにつきましては、直  
ちに喫煙専用室などの設置を求めることが事業継続  
に影響を与えようと考えられ、一定の経過措置を講  
じているところでございます。

また、経過措置の対象となります事業者の要件  
につきましては、今申し上げた考えに沿いまし  
て、資本金及び客室面積、客席面積で判断するこ  
とをいたしております。中でも、面積要件につ  
きましては、既に受動喫煙防止条例が施行されてお  
ります神奈川県や兵庫県などの踏まえ、客席  
面積百平米以下としておるところでございます。  
一方、この法案におきましては、新たに開設す  
る店舗につきましては原則屋内禁煙となること  
さらに、喫煙可能な場所につきましては二十歳未  
満の方の立入りを禁止することといった内容を盛  
り込んでおるところでございます。  
つまり、今後、飲食店につきましては、新規に

出店する店舗は原則屋内禁煙となるほか、経過措  
置の対象となる店舗におきましても、喫煙可能な  
場所には二十歳未満の者の立入りはできないことと  
なっていることから、例えば、家族連れを顧客に  
しているレストランなどでは、経営者の判断によ  
りまして、原則屋内禁煙の店舗とすることを自主  
的に選択されることもあり得る。

こういったことによりまして、今後、受動喫煙  
対策が段階的に進む実効性のある案になつてい  
るものと考えております。

○榎屋委員 それでは、局長、その場合、国民が一  
番知りたい、我々も国民に説明しなきゃいかぬと  
思つておられることは、新規店舗は原則に戻るとい  
うことであります。さつき私が言いましたよう  
に、東京の場合は、ほとんどの飲食店、九〇%以  
上、九五、六%ぐらいまでがこの条例の対象に、  
広さでいきますとなるわけですが、もう既に  
準備をしている、そういう対策をとっている飲  
食店もある、それがどれぐらいなのか。残つた飲  
食店が、今の新規開店、お店の開店で、どれぐ  
らいのスピードでこの環境が変わっていくのか、  
ちよつと数量でお示しをいただきたいと思うん  
ですが、いかがでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。  
まず、先ほども申し上げました要件でいきます  
と、いわゆる中小企業や個人という形の部分のと  
ころを除くとどのくらいになるかといえます。  
大企業分が約一割くらい、一割弱でございます。  
したがって、いわゆる中小企業が、又は個人  
営業というものが九割強という形になります。  
また、客席面積百平米以下というもののにつ  
きましては、このところも全体の中で一定割合ござ  
います。このところが、百平米超えが二割弱  
ありますので、百平米以下が八割強という形にな  
ります。

それに、そういった中におきまして、既に受動  
喫煙対策、つまり禁煙対策を店舗でとつておられ  
るというところが三割弱でございますので、  
そういった、九割強、それから八割強、そして七

割というところも掛け合わせてまいります  
と、この経過措置の対象となります店舗というも  
のは約五・五割というような形の量になるという  
ふうに、これは既存のデータで使えるものを活用  
して、そのような形で推計をさせていただいてい  
るというところでございます。

また、飲食店のうち、新たに新設した店舗につ  
きましては、これは二年間で大体全体の約二割弱  
くらいが入れるというデータもございま  
して、そういった実情にあるという中で、私どもと  
しては、経過措置を置きながら、着実かつ丁寧  
にこの対応を進めてまいりたいというふうにご  
います。

○榎屋委員 今御説明がありましたように、新規  
店舗は規制の対象になるということで、相当私  
は、この東京においても環境の整備が進むんだら  
う、この期待をするわけであります。

もう一つ、百平米ということで、先行事例で先  
ほどお話がありました神奈川県、百平米以下の飲食  
店における条例を神奈川県もおつくりになつたわ  
けであります。受動喫煙に対する効果測定とい  
ましようか、効果はどうであつたのか。もしデー  
タなどあれば御説明をいただきたいと思いま  
す。

○福田政府参考人 お答えいたします。

神奈川県条例については、飲食店につきま  
して禁煙又は分煙の措置を義務づける一方で、事業  
の用に供する床面積から食品の調理の用に供する  
施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の  
合計、これが百平米以下の飲食店については努力  
義務にとどめているものと承知をしてございま  
す。

この条例におきましては、平成二十二年四月に  
施行されておりますが、神奈川県が行いました県  
民意識調査によりますと、飲食店において、過去  
半年間に受動喫煙に遭わなかった者の割合が、条  
例施行前の平成二十一年には一五%程度であつた  
ものが、条例施行後五年経過した平成二十七年に  
は、百平米超えの飲食店、それから百平米以下の

飲食店ともに四割を超えているなど、受動喫煙対策が一定程度進んだものと承知をいたしております。

○榊屋委員 というデータもあるわけでありまして、今回の新たな客室面積百平米以下というこの例外措置の基準、ここは、多くの方々の声を伺いましたが、我が党としてもぎりぎりの選択肢ではないかな、こう思っている次第であります。

もう一点、我が党で議論したのが、二十歳未満の方の取扱いであります。

受動喫煙防止の観点から、従業員を含めて二十歳未満の者の取扱いは極めて重大なポイントである、こう思っております。ただ、今回の法律案では、従業員も含めて二十歳未満の者を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないと先ほどから何度も説明があるところでありますが、管理権原者が、特に悪質な管理権原者も想定されるわけでありまして、そうした方々には罰則の適用がここはないわけであります。

とりわけ悪質な、もうわかつていても二十歳未満の者を喫煙可能場所に立ち入らせるといふ事態もあり得るわけで、飲食店はアルバイトあたりもたくさん使っておりますから、そういう事例もあるのではないかと思います。罰則を適用しない理由というもの、罰則がないということでは、それにかわるものとして、どのように二十歳未満の者を守るといふこの法案の実効性を確保するのか、この点について確認をさせていただきたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案では、多数の方が利用する施設について、法律上、原則屋内禁煙とするとともに、喫煙可能な場所につきましては、健康影響が大きい二十歳未満の者の立入りを禁止するなど、社会的な影響の大きい規制を設けるものでございます。

このため、まずは、この新しいルールを混乱なく社会に定着させていくことが重要であると考えており、この二十歳未満の方の立入禁止という新しいルールも含めまして、広く国民に理解いただ

ますよう、周知徹底を図っていくこととしております。

その上で、問題がある事例につきましては、各都道府県などに相談窓口を設置するなどして把握するとともに、個別に事業者に改善を促すことにより、こうした新しいルールの定着と実効性の確保を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

なお、法律の施行後は、その施行状況も定期的に把握をした上で、必要があれば、その規制のあり方の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○榊屋委員 局長、私が伺ったのは、まず、今回、管理権原者について罰則を設けない、二十歳未満の扱いについて、それは、罰則までつけることは不適切だという判断があるんだろうと思ひますが、そのことをもう一回きちっとお答えをいただきたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、多数の方が利用する施設について、法律上、原則屋内禁煙とするとともに、健康影響が大きい二十歳未満の者の立入りを禁止する、非常に社会的な影響が大きい規制を設けるということ、まずは、罰則を設けてというよりも、新しいルールが円滑に定着していくためにきちんと理解を求めていく。そのための手続が非常に重要であるというふうな考えをしております。そういった観点から、今回は罰則を設けることをせずに、広く国民、これは利用者の方、それからそこで働く方、また、いわゆる管理権原者の方も含めましてでございますが、広く国民に理解いただけるように、まず周知を徹底するというところから始めていきたいということとで考えたものでございます。

○榊屋委員 いや、それは罰則をつけた方が早いんじゃないのというのは誰でも思うことでありまして、まずはしっかり国民全体に周知を図ること、その段階から始めるんだということなんでしょうが、確かに子供連れで大人が入ってくる

というような事例、そこを管理権原者がきちっとがめない、ストップをかけるということはなかなか現実には飲食店の営業上難しいということがあるのかなと思ひますが、この実効性が大変心配であります。

こういう事例はどうでしょうか。実際に喫煙可能な場所への立入りの可能性があるアルバイトを雇う求人募集をするのに、実際に喫煙可能場所に入らなくてもいいや、というのを、いやいや、我が店舗は全部禁煙ですよということで募集をかけて従業員を雇い入れた場合、これは一体どういう扱いになるのか、これは副大臣、お答えをいただけますか。

○高木副大臣 ただいま御指摘ありました、実際に喫煙可能な場所への立入りの可能性があるにもかかわらず、禁煙施設と偽って従業員を雇い入れた場合の取扱いがどうなるのかという、この御質問につきましては、既に、従業員の受動喫煙対策につきましまして、今回の健康増進法改正法案におきまして、施設の管理権原者等に対し、喫煙可能な場所への二十歳未満の立入りを禁止する義務を課すこと、また、事業者等に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けるとともに、対応の具体例をガイドラインで示すこと、こうしたことによりまして対応していくこととしております。

現行の職業安定法におきましては、求人を行う際に、賃金や労働時間、就業場所に関する事項等の労働条件を書面などで明示することを義務づけております。今回の健康増進法改正を踏まえまして、明示すべき事項として、職場における受動喫煙対策の状況を追加することとしております。仮に虚偽の明示をしていた場合には職業安定法違反となるわけでございますが、そういったことのないよう、健康増進法改正法案の施行に当たりまして、事業主団体等を通じて、従業員の受動喫煙対策の内容、また職業安定法の取扱いにつきま

して、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

○榊屋委員 ぜひこは、まずは徹底するということが大変だろうと思ひますけれども、悪質な経営者が、管理権原者がいるということも想定されるわけでありまして、こは、ガイドラインの策定とか、お話しございましたが、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

時間がなくなりました。あと二問だけ。今後の課題で、一つは、経営規模が小さい飲食店について、我が党も一定の例外措置が必要だろうという姿勢でありましたけれども、今回の法律ができて、そうした小規模店舗も含めて、喫煙室の整備であったり準備をしなきゃいけません。大規模店と同様の対策が講じられるように思ひますが、この予算等も必要だろうと思ひますが、この点、いかがでしょうか。

○高木副大臣 御指摘の支援策は重要であると思ひております。

このため、飲食店等における中小企業の事業主等による喫煙専用室の設置などに対しましては、予算措置による費用の助成、具体的には、今年度三十三億円を確保しまして、上限百万円、助成率、飲食店は三分の二、その他は二分の一としております。

また、租税特別措置を活用することによる税負担の軽減、具体的には、資本金が、こちらは三千万円以下の中小企業又は個人事業主に限るわけですが、取得価額の特別償却三〇％又は税額控除七％の適用を認める措置をとっております。

こうしたことによりまして、支援を行ってまいりたいと考えております。

○榊屋委員 ぜひよろしくお願ひいたします。それから、先ほどの同僚議員の質問を聞いておりました。ちよつと思ひましたが、加熱式たばこについてはエビデンスの整理が必要だということ、中長期的な課題というふうな御答弁がありましたが、普通の紙巻きたばこ、エビデンスを整理するのに二十年かかったというふうな話もあったものですから、当分の間というのは二十年

かと私は言いたくなるような気がしまして、さつき御答弁がありましたように、やはり、主流煙には確かに有害物質があるということもわかってい

るわけでありまして、ここはしっかりと調査研究をしていただきたい。  
特に呼吸器等の疾患をお持ちの方等に対する影響というのは、二十年かけてやってももうんじや

困るなと私は思っているんですが、当分の間とい

うのはいつまでもいくんたということでないとい

う姿勢を局長から伺いたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

法案におきましても、いわゆる調査研究、そし

て最新の内外の情勢をきちと把握をするという

ことは位置づけられておりますし、また、現在、

さまざまな研究に取り組んでおりますけれども、

その研究におきましても、できるだけ早く成果を

出せるようなことも含めまして、研究のあり方に

ついて、また調査のあり方についてもデザインを

考えていただいているところでございますので、

今委員御指摘の点をきちと受けとめながら、私

どもとしても、早急の確かな結論が出るように、

できる限りの努力はしてまいりたいというふう

に考えています。

○榊屋委員 ありがとうございます。

二月八日、我が党から申し入れた文書には、加

熱式たばこについては、調査研究の上、その結果

において必要な措置をとる必要があるというこ

ろまで申し上げておりますので、どうぞよろしく

お願いしたいと思えます。

この前の本会議の答弁、質問を聞いておりまし

たら、ある党は十八項目質問されておりました。

大体論点は全部そろったな、こう思っております

し、この国会で成立できるように、しっかりと審

議を深めてまいりたいと思えます。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。立憲民主党の

初鹿明博です。

きょうは受動喫煙防止対策のための健康増進法

の一部改正案の審議ということですけれども、ま

ず、大臣、きょうは十三日ですよ。会期末は二

十日です。恐らく今週中に採決ということにはな

かなかならないということを見ると、参議院で

会期内に成立させるまでには非常に厳しい、そう

いう状況の中で審議入りをしているんですけれ

ども、これはもう延長するということを含んで、そ

こは閣内で合意がされてこういうことになってい

るということでよろしいんでしょうか。

○加藤国務大臣 私ども、国会に提出、本件につ

いては特に提出期限に提出をさせていただいて審

議をお願いしていたということ、今委員会審

議ができる状況になっておりますので、政府とし

ては、しっかりと御審議いただけるよう、誠心誠意

対応させていただきたいと思っております。

○初鹿委員 仮に衆議院で採決して、延長になら

ないで参議院で採決に至らないと、廃案になつて

しまうわけですね。そういうことも含めて考え

てこの法案が今ここで審議されているということ

だと思ふんですけれども、私からあえて言わせて

いただきますが、成立を急いで拙速な審議の打切

りということにならないようにぜひしていただき

たいと思います。この法案というのは、非常に国

民の関心が高いものであるし、さまざま意見が対

立をしている中で出てきているものでありますの

で、今週、例えば、金曜日に参考人が入っており

ますが、午前中は参考人をやつて、午後には質疑

終局なんということにならないようにぜひしてい

ただきたいと思えます。

先ほど榊屋議員が、大体論点は出そろったとい

うようなお話がありましたけれども、始まったば

かりでそういう意見というのは、ちよつと、私は

いかなものかなと、先輩に失礼ですが、聞きたい

ことがまたたくさんあつて、またこの疑問を解消

できているわけですから、またこれからだとい

うことをまず指摘をさせていただいて、質問に入

らせていただきます。

さて、今回提出された法案は、あちらに塩崎前

大臣がいらっしゃいますけれども、塩崎前大臣時

代に出されたたき台からすると、相当に後退を

したと指摘をせざるを得ない内容になっておりま

す。さまざま御苦労があつたのは理解をしている

ところでありますけれども、それでもやはり後退

はしているのは間違いないと思えます。

この法案というのは、なぜ今国会でこまです

いでやらなければならぬかという、二〇二〇

年のオリンピック・パラリンピックに間に合わせ

るためであるというふうには理解しているん

です。そうであると、この内容で、IOCとWHO

が合意をして始まったたき台のフリーのオリンピッ

ク・パラリンピックという理念に沿うものにな

っているのかというと、私、非常に疑問に思つて

いるんですが、大臣は、この内容で、IOCまたW

HOが提唱してきたたき台のフリーのオリンピッ

クというものに合致しているというふうに考えてお

りますか。

○加藤国務大臣 WHOとIOCとの合意は、身

体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、

全ての人々のためのスポーツ、たき台のないオリ

ンピックについての合意ということだというふう

に承知をしております。

今回の法案においては、多数の方が利用する施

設については、法律上、原則屋内禁煙とした上

で、必要な経過措置を設けるということであり

して、実際、これまで我が国の受動喫煙対策は、

委員御承知のように、努力義務による自主的な対

応によつてきたわけでありますけれども、受動喫

煙の率も四割ぐらいままで下がって以降、そのあ

たりを推移している、こういふことでさらなる対

策の必要性があり、また、同時に、二〇二〇年に

オリンピック・パラリンピックがある、これは一

つの契機ということで、今度、法律上新たに設け

る義務のもとで段階的かつ着実に前に進めてい

う、こういうことであります。

前回、前に出したやつよりも後退している

おっしゃいます、経過措置について確かにそう

で、新たに開設する店舗については原則屋内禁煙

にするという新たな中身を盛り込ませていただ

く、また、喫煙可能な場所についても二十未満の

方の立入り禁止する、こういった内容も盛り込

ませていただいているわけでありまして、そう

いった意味において、受動喫煙対策が段階的に進

む実効性のある案になっている、こういうふう

に認識をしているところであります。

○初鹿委員 大臣、そうおっしゃいますけれ

ども、後退しているのは間違いないと思えます。

経過措置があるだけではなくて、例えば、学校と

か病院とか、以前の案では敷地内禁煙、全面禁煙

だった場所に、屋外に喫煙場所をつくることを認

めるようになっていくというのは、これは明らか

に今までの考え方を大きく変えることにつな

がっていると思えますから、そこは素直にやはり認

めていただきたいと思います。

その上で、皆さんにお配りした資料の中に、W

HOの事務局長のマーガレット・チャン氏からの

書簡の仮訳をつけさせていただいております。去

年の三月二十九日に来日した際に、書簡を政府宛

てに送ったということでもあります。

ここを見ていただきたいたんだけれども、一

ページ目の方の三段落目、たき台のフリーという方

針は、一九九八年以降の各オリンピックで実施さ

れてきました、現在では、呼吸器の健康を改善し

心血管疾患を減らすという世界的な風潮を反映し

た方針となっております、二〇一五年時点で、公衆

の集まる場の喫煙を禁止している（屋内の指定喫

煙場所がない）のは、レストランについては六十

三カ国、パブ、バーについては六十三カ国、職場

については六十四カ国と広がっております。

つまり、指定喫煙場所がない喫煙の禁止、禁煙

をしているところでも六十三カ国あるということ

をマーガレット・チャン氏は示した上で、次の

ページに移つていただきたいたんだけれども、最

後の結論は、二〇二〇年東京オリンピック・パラ

リンピック競技大会で、長い伝統であるたき台



に、屋内の公衆の集まる場での喫煙の完全禁止を全国レベルで実施するよう要請します、そう締めているんですね。

皆さん、ここに文書がありますけれども、下線が引かれているんですね。屋内の公衆の集まる場での喫煙の完全禁止を全国レベルで実施するよう要請しますと。これは誰が下線を引いたかといったら、下線は厚生労働省が引いているんですね。

このマーガレット・チャン氏の書簡を見ると、完全禁止を全国レベルで実施するという要請がされている。それに厚生労働省も御丁寧に下線を引いているわけですね。

今回の案は、このWHOのマーガレット・チャン事務局長の書簡、これにきちんと応えた内容になっているというふうには大臣は考えているんですね。

○加藤国務大臣 昨年の三月、WHOのマーガレット・チャン事務局長から書簡で今お示しの中身が出されていたわけでありましたが、この要請も含め、これに書いてありますけれども、熟慮に熟慮を重ねたということで、政府内、与党内でも議論を重ねた結果として今回の法案を出させていたのだ、こういうことでございます。

○初鹿委員 マーガレット・チャン氏が言っているのは、自分が熟慮に熟慮を重ねたことをどうか受けとめてくださいと、皆さん方が熟慮を重ねてくださいと言っているわけではないわけですよ。全く答えになっていないんですね。

つまり、今回のこの法案は、WHOの事務局長の要請には全く応えていないし、たばこフリーのオリンピックということからすると、そこに達しているとは言えないレベルだということを指摘をさせていた、いただきます。

その上で、資料を一枚めくっていた、きたいんですが、去年の六月二十日に塩崎前大臣が談話を述べているんですね。結構この談話はいいことを書いていますよ。塩崎大臣、頑張っていただけに、私は、そのまま続けていただいていたこの法案

をまとめていただきたかったとは思っているんですが、まず、この談話、今でも厚生労働省の方針として引き継がれているという理解でよろしいんでしょうか。

○加藤国務大臣 今の方針は、出させていたんだ法案が全てということでございますので、この塩崎大臣の談話の趣旨も踏まえながら議論をさせていた、そしてつくり上げた上で出させていた、だから今の法案、これが私たちの方針ということでございます。

○初鹿委員 私が聞いているのは、じゃ、今出された法案は、この塩崎談話をきちんと継承した中身になっているんですか、それとも、塩崎談話で書かれていることを一部否定するような内容の法案になっているんですか、どちらですか。

○加藤国務大臣 これまでも御説明しておりますように、昨年、厚生省からも基本的な考え方を提出させていただきましたけれども、与党内でもいろいろ議論があり、取りまとめに至りませんでした。

その後、こうした塩崎大臣の談話もあり、また与党内外からいろいろ議論があつて、今回の法案がつくられてきたということでありまして、当然、全てが全てということではありませんが、これも、この談話の趣旨については継承させていた、こういうふうには考えております。

○初鹿委員 趣旨が継承されているけれども、継承されていない部分もある、そういう発言だったというふうには私は理解しましたが、私は、趣旨をきちんと徹底して継承されたのかというと、そうでもないような感じが非常にするので、そのことも含めて質問をさせていただきたいと思つています。

まず、二ページ目のところで、一番上に、「国立がん研究センターの発表によれば、受動喫煙を受けなければ亡くならずに済んだ方は、国内で少なくとも年間約一万五千人とされています。」というところが例示をされております。これは厚生労働省でも共有をされている事実だ、というふうには思ふんですが、この一万五千人の受動喫煙を

受けなければ亡くならなかった方々を減らしていくということが、やはりこの対策にとって必要なことだと思ふんですね。そうだとはいふ手を入れていただきまして、ありがたうございます。そうであるとしたら、今回のこの法案による規制で一万五千人はどれだけ減らせるんでしょうか。年間の数値目標のようなものは立てていらっしゃるでしょうか。お答えください。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○高木副大臣 お答えいたします。

二〇一四年の死亡数に算出した受動喫煙による年間死亡数推計値は、一万五千三百人とされております。

本法案による規制の効果といたしまして、受動喫煙により亡くなる方を減少できると考える具体的な数値及び減少目標を立てることは困難であると考へておりますが、本法案におきまして、望まない受動喫煙をなくするための対策を徹底すること

を踏まえまして、がん対策推進基本計画におきましても、同じように、本基本計画の計画期間中において、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現すること、このような目標を追加しております。これは望まない受動喫煙をゼロとすることと同義であると考へております。

また、我が国では、各自治体による屋外、路上での喫煙の規制が先に進んできた経緯があるなど、他国と異なる事情もあると考へております。本法案による規制とあわせまして、各種支援策の推進、また受動喫煙の健康影響に関する普及啓発の促進などを進めて、本目標の達成に向けて、我が国としての総合的な受動喫煙対策を着実に進めてまいりたいと考へております。

○初鹿委員 つまり、数値目標みたいなものは設けられないし、わからないということ、望まない受動喫煙が減っていく、それに伴ってこの一万五千という数も減っていくだろうというふうな推察をしているということなんだと思ふんですが、それでも、じゃ、望まない受動喫煙はこれで減るんですか。

○高木副大臣 今回の法案は、重ねて申し上げることになりますが、多数の方が利用する施設につきまして、法律上、原則屋内禁煙とした上で、必要な経過措置を設けるもの、でございます。

これは、我が国の受動喫煙対策につきまして、これまで努力義務による自主的な対応によつていたものから、法律上新たに設ける義務のもとで段階的かつ着実に前に進めるものでありまして、その意義は大きいと考へております。

既存の小規模飲食店につきましては経過措置を設けているものの、新たに開設する店舗については原則屋内禁煙となること、また、喫煙可能な場所について二十歳未満の方の立入りを禁止することといった内容を盛り込んでおります。今後、受動喫煙対策が段階的に進む実効性のある案になっていると考へております。

○初鹿委員 そうは言ふんですが、まず、飲食店で例外を設けてしまった時点で、望まない受動喫煙というのは完全に防ぐことができなくなつてしまったと思ふんですね。

先ほど、店を表示すればそれを選べるといふことも言われていた方もいますけれども、みんなが自分で店の選択ができるわけではないですよ。店の選択権がない人もたくさんいるわけですよ。例えば、職場で上司が喫煙者で、職場で懇親会をやりますよといったときに、やはり、たばこを吸う店を選ぶ、それを断ることもなかなか難しいでしょうし、例えば、クライアントとの食事をするのに、相手側がたばこを吸う場合に、この店と指定されたときに、私はたばこを吸わないので、たばこを吸わない禁煙の店にしてください、というのはなかなか言えない。

そういう弱い立場の方々からすると、どうしても望まない受動喫煙を受けざるを得ないことになりかねないんじゃないかと思ふんですが、この点について皆さん方は一体どう考へているのかということ、ぜひお聞かせいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 一つは、職場ないし仕事の延長



線上かそうでないかということで若干違ふんだらうと思ひますし、今お話があつた、もともとこの大前提としては、望まないところ、喫煙かどうかは別として、そもそも、望まない、例えば仕事の後につき合ふなやいけないとか、これ自身がそもそもどうかという問題がまずあるんだらうと思ひます。

その上でありますけれども、本法案においては、望まない受動喫煙を防止するための配慮義務を課しているわけでありまして。それから、仕事ということであれば、労働安全衛生法において、事業主に労働者の受動喫煙防止の努力義務も課しているわけでありまして、それらを踏まえて、受動喫煙を望まない方を喫煙可能な場所に連れていくことは避けるべきであるといったことなどの留意事項、これをガイドラインとしてまとめた上で、自治体、経済団体とも連携して、企業、事業主、ひいてはそこで働く方々にもしっかりと周知をさせていた。そうした周知を図っていくことによって、本人の意思に反して喫煙可能な場所に連れていかれることがなくなるような、そうした環境をつくっていくというふうに思ひます。

○初鹿委員 言うのは簡単ですけども、私はそれは絶対ならないと思ひますよ。本当に望まない受動喫煙をなくすということならば、やはり私は、全面禁煙以外にないということを描きさせていただきます。

では、ちよつと具体的なことを聞いていきますけれども、塩崎前大臣の示したたき台では、ちよつと二枚めくつていただいて、いろいろ施設の類型を挙げられておりますが、官公庁と書いてあつたんですね。官公庁だったんです。それが、出てきた法案だと、官公庁という単語がなくなつて、行政機関に変わつていくわけでありまして。

たき台では官公庁だったものが行政機関に変わった、その理由はいかなるものでしょうか。

○加藤国務大臣 今回の法案においては、多数の方が利用する施設については原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室でのみ喫煙できること、これを原

則とし、そして他方で、特定施設等、第一種施設とさせていたでいてるわけでありまして、国や地方自治体の行政機関、これについては、この法律の中において、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務を設けたということでありまして。

また、そもそも、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者を含め、広く国民及び住民が利用する機会が多い、そういった観点から、法制の過程において、それぞれ、このカテゴリーをどこに当てはめるか、例えば大学なんか当初案から変わつてきているわけでありまして、そういった精査をする中で、行政機関の庁舎については対策をより一層高めた敷地内禁煙、こういう整理にしたところでありまして。

○初鹿委員 私は、国会をあえて外すために、官公庁を行政機関にして、立法機関、司法機関を外したというふうに見えてしまうわけですよ。いろんな議論があつたと思ひますけれども、そういう中で立法機関を外して国会を除外した、私は、これはいかなるかなと思つてますよ。

先ほど、大臣、法律で受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務を行政機関に課している、立法機関や司法機関には課していない、だから別にしたんだ、そういうお答えだったと思つたんですけれども、司法機関は外しておいて、そもそも立法機関はこの法律をつくるわけですよ。つまり、行政機関に責務を課することを決めるのは国会じゃないですか。決めた当事者である国会はその責務の対象から外しますよ。責務にはなつていないかもしれないけれども、規制の対象から外しますよというの、私は国民感情からしていかなるものかなと思ひますよ。

私は、だから、この国会はきちんと行政機関と同じような扱いにしないとやはりおかしいと思ひますし、先ほど、未成年者も含めていろんな人が利用するの行政機関だ、そういう答弁だったと思ひますが、国会だって、たくさんの方が来ますよね。毎日毎日、未成年者、修学旅行で来ません

か。来ていますよね。そして、それだけじゃありませんよ。皆さん方の議員会館の部屋を、がん患者の方とか、受動喫煙に対して本当に配慮しなければならぬような方も要請に回るわけじゃないですか。そういう方々が来る施設であるということを考えて、私は、この国会こそ率先して、受動喫煙対策をとるために全面禁煙をするべきだと思ひます。それが、やはり国民に対して姿勢を示すということになるんだと思つてますよ。大臣、違いますか。

○加藤国務大臣 ですから、先ほど申し上げたのは、それぞれのカテゴリーにはめるための考え方を申し上げたわけでありまして。まさに原則的な取扱いを申し上げた。

それ以上どうされるかということについては、それぞれの機関で御判断することを妨げているわけではございませんので、国会においてそういったことでお決めになられるんだつたら、そういったことに対応していただける、こういうことであります。

○初鹿委員 それでは、ちよつと角度を変えて聞きますけれども、では、たき台にあつた官公庁という単語、これがなくなつて、行政機関という単語に切りかわる、その意思決定過程について明らかにしていただきたいと思ひます。一体、いつ、誰が、どのような発言をして、そしてどういう経過をたどつてこういう法案に最終的になつたのか。与党の部会でのこの審議の状況も含めて、きちんと記録が残つていられると思ひますが、その記録を全部出してください。

○加藤国務大臣 そもそも、もともとこの案があつて、いろいろヒアリングをしたり、いろんな方々のお話を聞き、そして、望まない受動喫煙をなくすという基本に立つて、多数の方が利用する施設については原則屋内禁煙とし、喫煙専用室でのみ喫煙できるとする原則的な取扱いを決め、そしてその上で、子供や患者等に特に配慮するという考え方に立つて、学校や病院については、一段厳しい規制の、原則屋内禁煙にとどまらず、屋内禁煙と

原則敷地内禁煙としたところであります。そうやって分けていく中で、国、地方公共団体には、あわせて、受動喫煙対策を総合的、効果的に推進していく上での責務を有することも必要だということ、これも法律上明示をした。

そうした議論の中で、国、地方公共団体がこういうような責務を課されることを踏まえて、行政機関について、それから先ほど申し上げた利用の状況というのがあります。原則的な取扱いの対策からより一層高めた敷地内禁煙というように第一種施設ということにさせていた、いたわけでありまして、そういった流れの中で決めたところであります。

公文書管理については、この四月から新たな規則が施行されておりますし、従前についても、我々として、公文書管理の適切な運用には努力をさせていたでいてるところでございます。

○初鹿委員 公文書管理のことを触れていただきましたので、皆さんのお手元に厚生労働省の行政文書管理規則をつけさせていただきました。

そして、その裏には、ことしになつてさまざまな公文書の問題が出ておりますよね。改ざんがされたというところでもない問題や隠蔽があつた。こういうことを受けて政府が出した、行政文書の管理に関するガイドライン、この改正、これもつけております。

ここには、一番上に、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成することを義務づけと書いてあります。

もともと、厚生労働省の文書管理規則にも、第十条に、「厚生労働省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに厚生労働省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならぬ。」と書いてあるんですよ。そして、十一條には、「政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(職員と職員以外の者との折衝

等を含む。以下「打合せ等」という。の記録については、文書を作成するものとする。」と書いてあるんです。

この打合せの記録を全て出して下さい。もともたたき台で出てあったものが、これが変わったその経過というものをやはり国民にきちんと知らせなければならぬと思います。これは、国会の部分だけじゃなくて、三十平米だったものが百平米に変わった、ここについての経過も、一体、誰とどういう折衝をして、その結果どういう判断を皆さん方がしてこの案になったのかということ、全て記録を出して下さい。

まず、こういう文書はきちんとつくっているということではないですか。

○加藤国務大臣 まず、私どもとして、ヒアリングの概要とか、あるいは基本的な考え方、あるいは与党あるいは野党に出させていただいた審査の資料、こういったものは当然持っておりますし、決裁の資料、これも持っているところであります。

○初鹿委員 じゃ、その持っている資料を全部公表していただけますか。

○加藤国務大臣 全部と言われても、なかなか何が全部なのかわからないので、そこはぜひ理事会で御協議いただいて、それに対して、できることを対応させていただきたいと思っております。

○初鹿委員 福田元総理のインタビュー記事載せてあります。皆さん、こちらを見て下さい。これは私が個人の意見として言っているだけではないで、公文書管理法をつくったときに、重要な役割、中心的になつて働いた元総理がこう言っているんですよ。

「記録を残す」とはどういうことか。新しい法律ができたとして、それはどんな社会情勢の中で、どんな議論を経てきたのか。国民がその時々の政治や行政を評価するためには、後々まで残る正確な記録が必要になる。それが選挙では投票行動につながり、政治家が選ばれ、政策が決まってくる。正しい情報なくして正しい民主主義

は行われない。記録というのは民主主義の原点で、日々刻々と生産され続けるのです。こういうように言っているわけです。

つまり、この政策決定の中で、今までの案から後退をした、そこに各政治家がどのようなかわりを持つていたのかということも明らかにすることが民主主義の原点なんです。そうやって選挙で投票行動を有権者は決めていくわけじゃないですか。そういうことを考えたら、今回、この意思決定過程の中で出てきた議論の経過をきちんと示すことが必要だと思えます。

ぜひ、公文書管理法の精神にのっとり、出せる資料を全部、理事会に提出するようにお祈りいたします。

○橋本委員長代理 ただいまの件につきましては、後刻、理事会で協議をいたします。

質疑を続行して下さい。

○初鹿委員 では、もう少し国会の話をしていきますが、与党の部会の中では、いろいろ記事、新聞の記者がいろいろ取材した結果、こんな発言があったということがしばしば出てきていたんですけれども、中には、複数の議員が、議員会館の自分の事務所で吸えなくなるのは困る、自分の部屋でたばこが吸いたいなんという発言をした方もいたということでもあります。これは仄聞ですので、確認はしておりませんが。

今回、この規制が行われると、議員会館の事務所の中では当然吸えなくなるということでもよろしいんですよ。

○福田政府参考人 お答えいたします。

議員会館の議員事務室は、議員や秘書の方がそれぞれの政策立案などの業務のために用いる施設であり、通常のオフィスと同様の性質を持つものと考えております。

そのため、議員事務室は、第二種施設として、原則屋内禁煙となります。この際、喫煙専用室の設置は認められることとなりますが、当該喫煙専用室において執務を行いがら喫煙をするという

ことは認められないこととなります。

○初鹿委員 違反した場合はどうなるんですか。

○福田政府参考人 違反した場合については、喫煙者につきましては、まず最初には、基本的に喫煙をしないであらうという形になります。また、喫煙した方については、最終的には、三十万円の過料といましようか、そういったものが法律上は用意をされているという形になります。

○初鹿委員 ただ、そこに至るまでは、管理権原者がまず注意をしたとか、それでもだめだったら保健所が注意をするんですか、そういうことはなかなかならないと思えますので、これが本当に実効性があるのかというのは非常に疑問に思っております。

私はやはり、国民に対して、喫煙をされている方に、屋内では禁煙で頑張ってくださいということ、を言う以上は、国会議員もきちんとルールを守るべきだと思いますので、この辺は相当に厳しく徹底していただきたいということをお願いさせていただきます。

ちよつと議員会館から離れるんですが、去年、私、質問主意書を出しまして、大臣、副大臣、政務官の執務室で喫煙を認めているような部屋が幾つあるのかということを行いました。そして、正直に何力所かという答弁をいただいているんですが、一年経過しました。それで、この法律を出しております。さすがに今の段階になって喫煙を認めているような部屋はないと信じていたんですが、でも、一年経過して、今、現状、どうなつていますか。

○高木副大臣 お答えいたします。

御指摘の質問主意書に対して、昨年五月十六日付の答弁書におきまして、閣僚本人の判断で喫煙を可能とするのできる執務室は九力所、副大臣及び大臣政務官本人の判断で喫煙を可能とするのできる執務室は十力所といたしておりますが、喫煙を可能とするかどうかの御判

断は日時や来客等の状況によつて異なるということとで回答をさせていただきました。

今般、今申し上げた九力所及び十力所に改めて確認をしたところ、閣僚本人の判断で喫煙を可能とするのできる執務室は二力所、副大臣及び大臣政務官本人の判断で喫煙を可能とするのできる執務室は四力所であることが確認できました。ただし、先ほども申し上げたとおり、喫煙を可能とするかどうかの判断は日時や来客等の状況によつて異なることから、喫煙が実際に行われているかどうかについては明らかではありません。

なお、今回の法案におきましては、多数の方が利用する施設について原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室でのみ喫煙できることを原則とする一方、御指摘の執務室を含む国や地方自治体の行政機関につきましては、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務が課せられていることから、第一種施設として、対策をより一層高めた敷地内禁煙としているところでございます。

こうした対応によりまして、望まない受動喫煙の防止は強化されるものと考えております。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○初鹿委員 現状でも大臣室で二部屋、そして、副大臣、政務官室で四部屋あるということなんですが、法案を出して、これから国民の皆さんにも我慢してもらいましょうというわけですから、やはり政府全体として、大臣の執務室ぐらいは完全禁煙にしておかないと私はいけないと思うんですよ。

ぜひ、加藤大臣、あしたからでも禁煙にしなければいけません。

○加藤国務大臣 それは、今は法律がないわけでありまして、それぞれの方の判断によつて対応していただくということでありまして、今回こうして政府が提案をさせていただいておりまして、そのことも踏まえて対応していただきたいと思います。

○初鹿委員 今の答弁、ちよつとひどいと思いま

すよ。今法律がないからいいみたいな話に聞こえちゃうんですけども、法律がなくとも率先してやるのが政府の立場じゃないですか、今法案を出しているんですから。それが、一部の大臣はたばこを吸えるようにしていますよというの、私はおかしいんじゃないかということを描き添えていただきます。

では、続いて、FCTCのガイドラインに沿ってちよつと質問していきたいんですが、外務省のホームページを見ておりましたら、このFCTC条約のページはあるんですけども、ガイドラインのことを調べようかなと思って見てみたら、WHOの英文のところにしか飛ばないんですね。翻訳が全くなのかというと、今皆さんのお手元にお配りしているんですが、これは、厚生労働省と独立行政法人の国立がん研究センターと一緒に仮訳をしたものががん研のホームページの方に記載されているわけでありまして。

この条約をきちんと徹底していこうということを考えるならば、やはりきちんと、外務省の条約を示しているページからこのガイドラインにもリンクを張って飛べるようにして、みんなが確認できるようにするべきだと思うんですが、なぜなっていないんですか。

○塚田政府参考人 お答えいたします。

まず、本件の英訳でございますけれども、今般御指摘いただいた点を踏まえまして、早速、国立がんセンターとも相談の上、ぜひ、リンクを張るということで検討させていただきたいというふうに思っています。

なお、一般に、ガイドラインにつきましては、いろいろな国際機関等で採択されておりまして、数は大変膨大に上ることから、その全てを政府として和訳をするということは、現在は行っておりません。

○初鹿委員 きょうやりとりしたときは、一般的にはガイドラインは載せないでリンクしないんですよみたいなことを言っていたのを、リンクを張るという前向きな答弁だったので、それは評価

をさせていたのだと思いますが、やはりきちんと徹底していかなければいけないと思うんですよ。

ガイドラインはかなり厳しいことが書かれております。

ちよつとガイドラインに沿っていきますけれども、ガイドラインの三ページ目のところに、四つ目の勧告ということで、勧告じゃなくて原則ですね、原則のところ、政府関係者や職員における利益相反を避ける。という項目があります。ちよつとこの点について突っ込んでいきたいと思うんです。

この項目があるんですけども、我が国では、JT、日本たばこ産業に財務省の方が天下りしておりますよね。会長も財務省OBだということに何っておりますが、これは条約の趣旨に反しないのでしょうか。

○今枝大臣政務官 お答えを申し上げます。

FCTC第五条三項は、たばこ産業の関係者がたばこの規制に関する政策を決定する立場にある者に対して不当又は不法な影響力を行使することがないように、国内法に従い取り組みを締約国に求める規定であると承知しております。

その上で、FCTC第五条三項のガイドラインは、政府関係者や職員における利益相反を避けるとの観点から、たばこ規制にかかわる政府職員等に対し利益相反にかかわる明確な規則を求めることが重要であること、そして、たばこ会社が政府機関や政府職員等に提供する金品及びサービス等は利益相反となる可能性があるなどを記載していると承知しております。

日本においては、たばこ事業法等の規制にかかわる国家公務員は、国家公務員倫理規程により、OBを含め、利害関係者たるたばこ会社やその役員から利益提供を受けることは禁止されており、FCTC第五条三項のガイドラインが求める利益相反の回避は適切に行われていると考えております。

○初鹿委員 そうはいっても、国民からすると、

こういうたばこの規制にかかわるような法案を審議している中で、政府関係者がたばこ会社に天下りをしていてということとはなかなか理解をされにくいことではないかというふうに思うんです。FCTCでも、かなりこの点は厳しく言っているわけでありまして。

ですので、委員長、ちよつとこは委員長にお取り計らいいただきたいんですけども、たばこ関係の会社に再就職をしている公務員OBのリストをぜひ提出してもらいたいと思います。ぜひ、理事会で検討してください。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○初鹿委員 なぜこういうことを言っているかというと、この条約で一番気にしているのは、政策決定にたばこ産業が介入をしてゆがめることにならないようにしなければいけないということを非常に厳しく言っているわけでありまして。ですから、私は、議論の過程とかそういうものもきちんと示すべきだということを言っているわけなんです。

そして、四ページを見ていただきたいと思います。国内法及び憲法原則を考慮し、締約国はたばこ産業又はその利益促進を図っている組織から、政党、候補者、選挙運動に対する献金を阻止する又は当該献金を全面的に開示することを義務付ける効果的な措置を講じるべきである。こう書かれているわけなんです。

そして、もう少し下に行つて、五の二のところは、「締約国は、たばこ産業及びたばこ産業の利益の増進のために活動している者に対して、ロビー活動、慈善事業、政治献金、及びその他の、条約第十三条の下で禁止、又はまだ禁止されていない全ての活動を含むたばこの生産、製造、市場シェア、販売経費、収益、及び他の全ての活動について定期的に情報を提出するよう求めるべきである。」と書かれているわけなんです。

つまり、これにのつとつていけば、政治献金を受けている議員がいたらそれをきちんと公表をする、これが必要だと私は考えます。

そこで、きょう皆さんのお手元に、日本禁煙学会がホームページで公表している政治献金の実態調査というものをらせていただきました。

私は、献金をするのがいけないとは思いません。そして、献金をする側は、当然ながら、自分たちの業界の利益になつてくれるように動いてくれる、それを期待して献金をする、そして、受けた側もそれに応えて行動するというのは、これはおかしいことではないと思うんですよ。民主主義というのはそういうものだと思います。でも、この政策決定の過程の中で、それが本当にどうだったのかということをはきちんと明らかにして、それによつて、次の選挙や、将来何かが法案で不備があつたときに振り返つてみて、ほかの、未来の有権者が検証できる、そういうことにするためにこういうものはきちんと公表するべきだと思うんです。

そこで、実態調査が出て、各議員の皆さんの献金額が出ていますが、これは私も正しいかどうか分かりません。全部照合し切れなかったの、正しいかどうか分からないので、ぜひ、率先して出していただきたいと思ひます。これは与野党問わず調べてほしいと思ひますし、総務省がきちんとして把握をされていると思ひますので、一覧にしたいだいたいと思ひますが、ぜひ、理事会でお取り計らいいただきますように、委員長、お願いいたします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○初鹿委員 この献金のリストを見ると、今回頭張つて規制を強めていこうとしておられた塩崎大臣も献金を受けていたりして、献金を受けているからといって必ずしも業界の利益のためだけに動いているわけではないと思ひます。だからこそ、きちんとしていただきたいと思います。

ちなみに、加藤大臣も名前が挙がっているんですが、これでもよろしいんでしょうかね。四十八万円か何か、献金を過去受けていたということでありまして、これは事実でよろしいんです。

よね。

○加藤国務大臣 私の方は、私の政治資金団体等々を見て、当該団体等から献金している事実は一切ございません。

こうした資料があるので、これはちよつと委員もぜひ、調べたら、さつきリンクの話がありましたが、これはちゃんと少しリンクしていくと、もう少し詳細が出てくるんですね。そうするとそこに、党費、党費、党費と書いてあるんですね。ですから、党費というのは、一時的にはもちろん、我々は党費を集めますが、これは全部党に出すものであります。それから、一番下にあるものは県連のパーティーでございますので、これも、県連で全部。したがって、私にかかわるところにおいては、こうした献金は全く受けていない。

何でこうなっているかは、ちよつとわかりません。

○初鹿委員 大臣、率直に答えていただいて、ありがとうございます。だから、ちゃんと自主的に出した方がいいんじゃないかなということをお私に言いたいんです。

禁煙学会という方がまとめたものが、これはやはり一部出回ってしまったというわけでありますよね。それで誤解を受けるようなことがないように、やはり明らかにした方がいいんじゃないかなと思いますし、先ほど言ったように、政治献金については、条約のガイドラインで厳しい勧告が出されているわけですよ。「たばこ産業又はその利益促進を図っている組織から、政党、候補者、選挙運動に対する献金を阻止する」と書かれているわけですよ。

国は阻止をするということが求められているわけですから、そういう中で今回の法案が審議にかかっている、実際に献金を受けている方がいて、そして、もしかしらば、その方々がこの政策立案の意思決定の中でたばこ産業の意向を受けた発言をし、そして、それによって最初に出されていったたき台が変更されることになっているとい

うことであるとしたら、やはりこれはきちんと情報を公開して、後の有権者がきちんと判断をできるようにしていただきたい。だから、私は、この意思決定の過程も全部公開をしてくださいということをおっしゃっているわけであります。

ぜひ、そのことも踏まえて、委員長、きちんと理事会にこれらの資料を提出するように求めていただきたいと思います。よろしく願います。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○初鹿委員 そろそろ時間がなくなってきたんですけれども、ちよつと最後に一点だけ確認をさせていただきますが、今回、飲食店の百平米以下と五千万以下のところを、別の法律で定める日までの間の措置として経過措置を設けるということであります。

この件ですけれども、塩崎大臣談話によりまして、三ページに書いてあるんですけれども、「広範な例外措置を恒久的に認めることは受動喫煙被害を助長・容認する結果となかなかねません。したがって、例外措置を認めるとしても、ちよつとここからきちんと聞いてください。『あくまで小規模飲食店を対象とし、かつ、時限を明確にした激変緩和措置としての位置づけとすべきであるとの立場です。』」

時限を明確にしたと書いてあるんですよ。今回、この法律は時限を明確にしていらないんですよ。これはいつまでの経過措置なんですか。

○福田政府参考人 小規模飲食店に係ります経過措置につきましては、別に法律で定める日までの間という形に整理をさせていただきます。

○初鹿委員 つまり、塩崎大臣談話から大幅に後退をしていると言わざるを得ないですよ。別の法律というのは一体いつ出てくるんですか。結局、このままでする恒久的に続くようなことになってしまったら、この塩崎大臣が指摘しているように、これは対策にならないと言わざるを得ません。そういう面でも今回の法案は非常に緩いと言わざるを得ない、そう申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○高島委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

健康増進法の一部を改正する法律案について、順次質問をさせていただきたいと思ひます。

先ほどから、もう四人の方が質問されたので、少し同じ部分もあるかと思ひますけれども、まず、現状のたばこ被害の認識という部分でお伺いをしていきたいと思ひます。

先ほど初鹿委員からもあつたように、受動喫煙の被害によつてどれぐらいの死亡数があるのかというところで、これは、先ほどからあるように、一万五千三十人、受動喫煙によつてあるというところになっております。この一万五千三十人というのは、一日で割ると四十人なんですよ。つまり、一日四十人の方が、毎日毎日、受動喫煙の被害によつてお亡くなりになっているという推計が出てきている、これは非常に深刻な事態である。まずは、この認識を持たなくてはいけないと思ひます。

国立がん研究センターによると、受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べて、病気になるリスクが何倍かというのをはかつたところ、肺がんになるリスクが一・三倍、脳卒中になるリスク一・三倍、虚血性心疾患になる確率一・二倍、乳幼児突然死症候群は四・七倍ということになっております。

そして、この一万五千三十人、一年間に亡くなるということなんですよ。推計の内訳を見ると、肺がんが二千四百八十四人、虚血性心疾患で四千四百五十九人、脳卒中で八千四百人、乳幼児突然死症候群で七十三人となっているわけですよ。私も、きのう表を見せましたけれども、結構、男性と女性の比率も違つて、受動喫煙で亡くなる推計の一万五千人のうち、男性が四千五百二十三人、つまり三分の一ですね。残り三分の二が女性で、一万四百三十四人ということ

で、なぜかこの死亡数の推計値は女性が二倍になっているなんともわかつていまして、

女性がより受動喫煙を受けやすい立場にあるのかなということも、ここからわかるのかなというふうに思ひます。

なおかつ、今は受動喫煙の人数ですけれども、じゃ、喫煙をしている方がどれぐらい亡くなっているのかということも、きのう資料で明示をいただきました。喫煙による死亡は年間約十三万人ということでありまして、毎日約三百五十人の方が日本では喫煙で死亡をしておられる。これも非常に大きな数字になるかと思ひます。

大臣に、まず、この私が挙げた数字は事実として合っているのかどうか、また、この現状について大臣はどう思われているのか、認識をお伺いしたいと思ひます。

○加藤国務大臣 今御指摘いただいた数字、これは、能動喫煙については東京大学が二〇一二年の論文で公表したもの、また、受動喫煙については、国立がん研究センターが二〇一五年に厚生労働科学研究で実施したものでありまして、それぞれにおいて、喫煙であり、受動喫煙による健康影響があることが明らかに、こういう重要な研究というふうに認識をしているところであります。

○尾辻委員 その数字について、重要だということですが、受けてお聞きしたいんですよ。

○加藤国務大臣 受けとめというのか、これを踏まえて、厚生労働省では、第二次健康日本21において、成人喫煙率の減少、未成年者及び妊娠中の喫煙をなくすことに関する目標を掲げて、禁煙の支援あるいは普及啓発等の取組を進めているところであります。

またさらに、受動喫煙対策を強化するため、今回法案を提出させていただいて、これらの取組を通じて、望まない受動喫煙、これをなくしていきたいというふうに考えております。

○尾辻委員 私は、非常にこれは深刻な事態だ、というふうに考えています。年間一万五千人が受動喫煙で亡くなる、毎日四十人。そして、毎日三百

五十人が喫煙で亡くなっている。じゃ、今回のこの受動喫煙の防止策によって本当にこれは減るんだらうかということについて、これから順次伺いをしていきたいと思います。

今回の法案は、これらの今申し上げた被害を防止する受動喫煙対策として、私は、これは不十分である、そして、骨抜きになった法案ではないかというふうに考えております。こう考えているのは私だけではありません。禁煙を進めてきた、例えば東京都医師会の尾崎会長も記者会見をされておりまして、その中で、受動喫煙を防ぐには全面禁煙しかないんだ、煙が漏れない喫煙室はないということ、今回の法案は不十分だということを指摘をされておられるということでもあります。

ですから、この受動喫煙、実は、数字でいうと、たばこを吸われる方は二割、たばこを吸わない人は八割なわけです。たばこを吸っておられる二割の方によって、これは言い方、見方ですけれども、八割の非喫煙者の方の命が脅かされている、そういう状況であると思えます。私は、これは人によって見方が分かれるかと思いますが、喫煙をされている方、個人のたしなみだと認識されておられる方、確かに多いと思えます。しかし、医療的な側面という、これはニコチン依存症ということも言えるわけでありまして、本来であれば、ニコチン依存症対策もしっかり進めていかなければいけないものだと思います。

今回の、健康増進法の一部を改正するというところで、喫煙禁止場所ができるわけです。そして、この喫煙禁止場所、きょう配付しました一枚目のところに、義務を違反したらどうなるかということで書いてあります。

まず、喫煙禁止場所において喫煙をした場合、どのような罰則になっていくのか、どのような手順を経るのかということについて、先ほどからありますので、簡潔にお答えいただければと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。  
施設の利用者が喫煙禁止場所で喫煙をした場合

合、これはまずは、施設の管理権原者等が喫煙の中止を求めること、これが原則であると考えております。それでも改善されない場合、都道府県等の保健所に御連絡いただくことになり、都道府県知事等によりまして指導、命令が行われ、都道府県知事等による命令によっても改善されない場合、裁判所に通知の上、過料が科されるということになります。

また、管理権原者等からの通報につきましては、都道府県等に設置をする相談窓口を通じて行い、義務違反者に対しては、まずは指導を行い、改善されない場合には、義務違反者の氏名等も確認の上、命令を行うこととなるということでございます。

○尾辻委員 そうなんです。だから、最初に管理権原者の方が中止を求めるといことなんですね。けれども、これで本当に中止してくれるのかどうか。これは本当にこの罰則の有効性があるのかということなんですね。けれども、実際考えると、じゃ、たばこを吸っている人が、本当は吸っちゃいけないところで吸っています、管理権原者の人が、済みませんが、ここは禁止なのでやめてくださいと言いました、それでも、いや、いいじゃないか、一本ぐらいいいじゃないかと吸い続けている。これは、今言うと、窓口に通報するということですね。けれども、例えば、私、保健所は土日にも休みだと思えますし、夜間もあいていないと思うんですね。この通報先というのは、土日とか夜間とか、あいてるんですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

これは秩序罰ということでございますので、基本的に行政の枠組みの中で対応させていただくという形になるかと考えています。

御指摘の点につきましては、これから、いわゆる関係者への対応の強化とか普及啓発の中で、保健所の機能強化を含めまして、いろいろ議論していきたいと思っておりますけれども、現時点では、これからの検討材料ということになろうかと思っております。

○尾辻委員 ですよ。

通報の際に、じゃ、必要な要件というのは、もう今決まっていますか。例えば、だから、名前であるとか、住所であるとか、日時であるとか、何をやって証拠として通報するのかとか、この辺は決まっていますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

基本的に本人を特定するというところが重要となると思いますので、氏名などの確認が必要になつてくると思いますけれども、そういった点につきましても、これから精査をしてみたいというふうに考えております。

○尾辻委員 名前とか住所とかを聞くのは、管理権原者が聞くことになるんですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

基本的には、これは行政の枠組みの中でございまして、保健所の職員が確認をした上で、その上でのものを必要があれば裁判所の方に通知をしていく、そういう手続になろうかと思っております。

○尾辻委員 そうすると、本当に現行でできているときにしか保健所というのはいられないわけ、その人が立ち去ってしまったら、もう名前とかわからなくなるといことですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

おっしゃる通りに、当事者の方が、その時点で、いつまでもいらつしやるというわけでも必ずしもないと思えますけれども、反復継続されるような場合とか悪質な場合につきましては、行政機関であります保健所と、それから事業者の方で話し合い、連携をしていただいて、より適切な対応をとっていただくような形になるというふうに考えております。

○尾辻委員 そして、都道府県知事と保健所が指導するというところで、この指導は文書による指導ですか、口頭による指導をするんですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。  
指導につきましては、口頭の場合も、また文書

の場合も、いろいろな場合が考えられるというふうに思います。

基本的には、まず口頭で御指導いただいた上で、その後の対応をとっていく場合には文書で残しておくということが大事になるのかなというふうには考えておりますが、そういう状況でございます。

○尾辻委員 今の手順を聞いただけでも、相当に困難がありまして、本当に保健所が指導に入ることでできるんだらうかというところで、ここに書いてあるこの矢印が、本当に一つ一つクリアしていく、罰則の適用まで本当にこれは来るんですか。それも、地方裁判所に通知ということ、これは裁判所が決定して通知を出すということですよ。この辺の裁判所についても教えてください。

○福田政府参考人 喫煙禁止場所で喫煙をした場合ということでございますけれども、その場合について申し上げますと、裁判所の方に通知をした上で、裁判所の方は職権で対応する、若しくは検察官及び当事者の言い分を聞いた上で判断をするというのが、手続としてはなっております。

○尾辻委員 ということは、簡易裁判所ではないということですよ。確認です。地方裁判所ですよ。

○福田政府参考人 お答えいたします。

通知をするのは地方裁判所でございます。

○尾辻委員 さっき、検察官まで出てくるという話が出てきました。

ということは、本当に喫煙禁止場所における喫煙の過料と罰則の適用が現実的なのかということ、果てしなく遠く、非現実的であるということ、これは本当に実効性であるとか抑止力になるんですかという疑問が非常にあります。

千代田区では生活環境条例によって路上喫煙対策をされておりますけれども、これは区の巡回パトロールで取り締まっていらいしやるんですね。その場で現行犯、現行犯という言い方はあれですけれども、その場で吸われている方がいらつ



しゃつたら、過料二千元をその場で支払っていた  
だくという方法が、後日納付する方法があつて、  
これだと二〇一六年度には六千八百五十六件の過  
料処分件数があるということであります。

これと比べると、いや、三十万円の罰則があり  
ますと言っている割に、本当に三十万円の罰則を  
受ける人がいるのだろうか。

率直に聞きたいと思うんですけども、ちよつ  
と大臣、三十万円の罰則を受ける人が本当に出て  
くると思いますか、この手続で。

○加藤国務大臣 かなり悪質で反復継続をしてい  
るといったような状況でないと、なかなかこう  
いった流れにはならないのではないかなと。一  
回、二回、たまたまそこで吸つた、大体、たまた  
まそこで吸つた方までその過料の対象にというこ  
とには多分ならないんだらうと思ひますので、そ  
うした本当に悪質で反復継続していく、そういう  
たことを抑止していく、これがこうした過料を  
設けている背景にあるというふうに思ひます。

○尾辻委員 ですから、これはちよつと、私自身  
は、この有効性、実効性については甚だ疑問であ  
るということを描きさせていたかと思ひます。

次に、飲食店の受動喫煙の規制についてもお伺  
いをしていきたいんですけども、私は、飲食店  
は、公平性の観点からも、そしてそこで働く人た  
ちの健康を守るためにも、面積基準などの例外を  
設けずに、やはり全面禁煙にすべきだというふう  
に考えております。さまざまな学術調査からも、  
完全禁煙にしても売上げが減少しないということ  
はわかつていることでもあります。

私も非喫煙者でありますので、飲食店において  
は本当に受動喫煙に遭うことが多いんですね。調  
査なんかを見ても、非喫煙者が月一回以上受動喫  
煙に遭う場所は飲食店が四六・八％ということ  
で、五割の確率で飲食店では受動喫煙に遭つてし  
まうということでもあります。

しかしながら、今回、資本金五千万円以下、そ  
して客席面積百平方メートルであれば、既存特定

飲食提供施設ということになって、飲食とともに  
喫煙が可能になる、ただ喫煙するんじゃないかと  
喫煙しながら飲食ができる。この割合が、厚生労  
働省さんの資料によると、今の飲食店の五五％の  
飲食店が該当することになるということでありま  
すから、本当に五五％も喫煙が飲食とともにでき  
る状況というのが受動喫煙防止というふうに言え  
るのかということでもあります。

先ほどから初鹿委員も言われているように、例  
えば、職場の歓送迎会で、一番トップの人が、自  
分はやはりたばこを吸いながらじゃないとお酒と  
かみんなでわいわいできないよと言つて、という  
ふうにしたら、本当は受動喫煙を受けたくない人  
までそこに行かざるを得ないわけですね。取引  
先の偉いさんがたばこを好きだ、それは御飯を食  
べるときぐらいはたばこを吸わせてほしい、という  
うことでその会場をセッティングされたら、受動  
喫煙は防止できないことになりますよね。働く人  
にとつてもそうなんですけれども、二十歳以上であ  
れば働けるわけですから、これも受動喫煙防止にな  
らないということに私はなると思ひます。

この飲食店、結局やこしいんです。四つも今  
パターンがあるんですね。屋内禁煙、喫煙専用室  
が設置されている、加熱式たばこ専用の喫煙室の  
設置、これだと飲食も可能、先ほど申し上げた既  
存特定飲食提供施設。こういうややこしい状況  
を、どうやって消費者の人はわかるのかというこ  
とも非常に私は問題だと思ひます。

ちよつと時間がないので、ここは指摘だけにし  
ておきたいと思うんですが、インターネットでお  
店を探して、行つてみたら実はたばこを吸えたな  
んということも、逆のパターンもあると思ひま  
す。こういつた、今ではインターネットを経由し  
てお店を選ぶ人たちに對しても、何らか、きちつ  
と表示の対策が必要ではないかということ。そし  
て、これは経過措置というふうになつていますよ  
ね、特定のところでたばこが吸える。ところが、  
先ほどからあるように、どの時点で終了するのか  
ということが明記されていないんです。時間軸で

区切るのか、それとも飲食店の割合が一定になれ  
ば終了するのか。やはりこれは区切りをつくらな  
いと、いつまでたつても、激変緩和といひなが  
ら、この経過措置、続いていくんじゃないかと思  
うんです。

先ほどは参考人の方がお答えいただいたので、  
大臣、これは時間を区切つて、若しくは割合を区  
切つてやはりやらないと受動喫煙対策は進まない  
と思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 法案の中身については、先ほど  
も政府参考人の方から説明をさせていただきました。

したがつて、受動喫煙防止に関する国民の意識  
や既存の特定飲食提供施設における受動喫煙防止  
のための取組の状況、これを勘案して適切に判断  
するといふふうになつていくわけでありまして、  
で、今の段階で、具体的にどの時点でというこ  
とを想定しているわけではありません。

しかし他方で、新規については、これはもう認  
めない、原則認めないということでございますの  
で、そういった全体の措置で、段階的な望まない  
受動喫煙の防止につながっていく、こう考えてい  
るところであります。

○尾辻委員 いや、年限を区切るべきだと思ひま  
すよ。そうしたら、そこに向けてこうやつていこ  
うとなりますけれども、ここで何もなかつたら、  
ああ、じゃ、このままでいいんだ、つまり、受動  
喫煙できる飲食店があつてもいいというメッセー  
ジを私は発することになると思ひます。これは、  
厚生労働を担当する大臣としては、この発言では  
私はいかかものかと思ひます。

今回の受動喫煙防止で守れないものがほかにも  
あるのではないかと、指摘と質問をし  
たいと思ひます。家庭における子供の受動喫煙防  
止であります。

東京都も努力義務で条例をつくるということ  
されております。条文を見ますと、二十五条の三  
のところ「何人も、喫煙をする際、望まない受  
動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に

配慮しなければならない」という配慮義務にとど  
まつておられて、では、家庭内で親御さんとか  
が吸つておられるときに、子供さんの受動喫煙、  
この健康被害はこれでは防げないのではないかと  
乳幼児突然死症候群や呼吸器の症状とか気管支  
炎、肺炎、中耳炎、子供たちにはこういった健康  
被害があるということがわかつております。中で  
も、SIDS、乳幼児突然死症候群は、親が喫煙  
者である場合はリスクが十倍になると言われてお  
ります。

本当にこれで子供の受動喫煙防止になつてい  
るのかということについて、高木副大臣、お聞きし  
たいと思ひます。

○高木副大臣 お答えいたします。

今回の法案の目的は望まない受動喫煙の防止を  
図ることでございますが、法が強制力を持つて踏  
み込むことがない家庭などのプライベート  
な居住場所については、本法の規制対象外とし  
ていふところでございます。

その上で、家庭等であっても、子供などの周囲  
の方たちを望まない受動喫煙から守ることは必要  
であることから、先ほど委員御指摘のとおり、法  
の第二十五条の三第一項におきまして、喫煙可能  
な場所で喫煙をする場合も周囲の状況に配慮すべ  
き旨の規定を設けているところでございます。

これを踏まえまして、国民、喫煙者の理解、協  
力が得られるよう、子供、妊婦、患者などは受動  
喫煙による健康影響が大きいことを含めまして、  
受動喫煙に関する正しい知識の普及に努力してま  
いりたいと考えております。

○尾辻委員 私、これもやはり、非常に緩いので  
はないかと思ひます。特に家庭というのは難しい  
ですけれども、それによつてこれだけの健康被害  
がわかつていふということであれば、やはりもう  
少ししっかりと対策すべきだと思ひます。

私、この質問をしているときに、受動喫煙で、  
そういう有害物質がどうやつて外に漏れているか  
をはかる数値がしっかりとこの法律では示されて  
いないということが問題だと思ひました。

配付資料の二枚目を見ていた、だいたいいんだけれども、実は、煙がどれくらい漏れていて大気が汚染されているかというのをP.M.二・五ではかるというのが一般的なんですね。大気です。空気で、P.M.二・五が非常にきょうは漂っていて注意してくださいというときは、三十五マイクログラム・パー・立方メートルなんです。いわゆる、大陸からP.M.二・五が来ています、きょうはちょっと大気の状態が悪いので、三十五なんです。

では、喫煙によってどれくらいこのP.M.二・五がふえるのかということになりますと、例えば喫煙可能な喫茶店だと、一番高いと四百九十四なんです。ということは、緊急事態なんです、この一番上の真つ赤なところ。タクシー内、つまり密閉されたところで喫煙したら千六百というような数値。先ほどあつた自由喫煙の居酒屋でも七百を超えているんです。

本来であれば、こういう、P.M.二・五がどれくらいになるかということをしつかり測定して、本当に煙が漏れているのか漏れていないのかをやらなければいけないのに、これが実は今回の中では何もないということで、私はこれは非常に問題だと思ひます。

測定する数値がないと、どのように危険なのかということもわからない。これは今後、非常に課題だと思ひますので、ぜひとも検討して、測定できる数値を、そしてその数値目標なり、数値のやはり上限などを決めていただきたいということを申し上げて、私からの質問したいと思います。

○高島委員長 次は、西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党の西村智奈美です。もう既に何人かの方が質問されておられますけれども、まず最初に、委員長、今回の健康増進法の審議入りの極めて異例な方について、私、一言申し上げなければなりません。

国会の会期末で、参議院先議の医療法、医師法が既に衆議院に送付されている中で、衆議院と参

議院をあわせて考えれば、成立の見込みがこの六月二十日までの会期内ではとてもないこの健康増進法をなぜ先に審議しなければいけないのか、私は全く理由がわかりません。

オリンピック・パラリンピックへの対応ということで急ぐんだということであれば、もつこの法案の優先順位を先にするということが十分にできたはずなんです。それをやらすして、最後の会期末でこういうふうな押し込んでくるというのは、私は、とてもおかしいというふうな言わざるを得ません。

理事会の中でも既にこれを協議しておりますけれども、私はやはり、医療法、医師法を先に、参議院先議でしたから、これをきちんと六月二十日までの会期内に仕上げないといけないんですから、しっかりと議論を、そつちの方を先にやるべきだったということを、まず一言申し上げたいと思つております。

それで、今回の健康増進法ですけれども、私は、今回の法改正、一つには、先ほどのように、時間切れの中で無理やり押し込んでくるということが大変おかしいということ、昨年一回、考え方が取りまゝとまつてはいるはずなのに、そこから大幅に後退した内容になっているということについては、これはやはり苦言を呈さないとはいけません。

もう既に指摘がされておりますけれども、受動喫煙防止ということであれば、屋内全面禁煙こそがその対策であつて、それが国際標準なのだということは、もう多くの方が指摘されていることでもあります。

また、屋内における主要なP.M.二・五の発生源として言われているのがたばこである。しかも、たばこが原因となつて、受動喫煙で、国立がんセンターの推計によれば、年間一万五千人の方が亡くなつていふ。これは本当に大変な数字だと思ひます。ですので、これはもう緊急で対策をとつていかなければいけないことだと私自身も承知しておりますけれども、しかし、今回の

法案、いろいろやはり抜け穴があるということでは、とても褒められた内容ではないなというふうな思ふんです。

まず一点、私、どうしてもひつかかるので、大臣にその意味を聞かせてもらいたいと思つていふことがあるんですけれども、条文の中で、望まない受動喫煙という言葉がたびたび出てまいります。第一条のところから、第一条の中の第二十五条のところから、望まない受動喫煙という言葉が出てくる。この望まない受動喫煙というのは何を意味するのでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、受動喫煙というのは、法律に書いてありますが、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」ということでもあります。

屋内において受動喫煙にさらされることを望まない方、すなわち非喫煙者がそのような状況に置かれることのないようにすること、また、子供など二十歳未満の方々、患者など、受動喫煙による健康影響が大きい方々が主たる利用者となる施設について受動喫煙対策を一層徹底する、これを基本的な考え方としていたできました。

この望まないというのがついでに理由として、やはりここをしっかりとっていく必要があるということ、例えば喫煙室内で喫煙をしている者の受動喫煙は、これは対象としないということでありますので、まさにたばこの煙にさらされるのが嫌な方、その受動喫煙を守る、それをより明確にするという意味において、望まないという言葉をつけたところでもあります。

○西村(智)委員 喫煙所にたばこを吸いに行つた人がほかの人が吐き出した煙を吸い込む、これは、私は、多分この法律の中でいけば、外に漏れないように機械を設置しなきゃいけないということですから、それはそもそもあり得ない話だと思ひます。万が一ほかの人の煙をたばこを吸いに行つた人が吸うとしても、それは、その方は、自分でたばこを吸いに行つて、そのほかの人のたばこの煙も吸っているわけだから、それは受動喫煙防止

という対象にするのかどうかというのは、ここは一つ論点としてあるというふうな思ふんです。では、望まない受動喫煙ということですから、受動喫煙がいろいろな疾患の原因になつていふというところは、これはもう確立している。しかも、家庭の中で、親とかあるいは妊婦さんがたばこを吸うことによって乳幼児突然死症候群の原因になるということもわかっている。

そういう中で、乳幼児が、これは自分にとつて望んでいる受動喫煙か、あるいは望まない受動喫煙かということをお話するに言えるというふうな思ひます。

私は、望んでいるとか望んでいないとかいうことにかかわらず、やはり政府の法案として、受動喫煙全体を防止するんだという考え方に立たなければいけなかつたんじゃないかというふうな思ふんですけれども、大臣、どう考えますか。

○加藤国務大臣 ですから、先ほど申し上げたように、今委員からもありましたけれども、例えば喫煙室内で喫煙をされている、その方は喫煙して、同時に受動喫煙もされているというわけでありますから、そういう場合は対象になりませんよ。そういう意味で、そこを明らかにし、何を、どこを守るべきなのかという意味において、たばこの煙にさらされる方の、嫌な方を受動喫煙から守る、そういう意味で、望まない受動喫煙、こういうふうな申し上げているわけであります。

今、乳幼児の場合がありましたけれども、これは基本的に、意思がどうとか言つても、これはやはり、そういう子供さん方は、これは望まない。しかも、基本的に、子供については、二十未満は、これは喫煙も認められていないということでありますから、当然、そういう方々を守るといふのは、これは当然のことなんだろうというふうな思ひます。

○西村(智)委員 いやいや、おかしい。喫煙所に行つていて喫煙者の人たちは、望んでいるから対象外だと。しかし、子供だとかについては、意思

が、客観的に、それは望まないというか、望ましくないということなんだろうね。望ましくないから受動喫煙の害から守るということで、何とか、違うんですね、つまり。私は、望まないという言葉が入ることで、やはり今私の中でも、例えば、では子供が望むのかとか、そういう質問も出てきかねないというふうに思うんですよ、そういうことを避けるために。

それから、望まない受動喫煙という言葉が、この法律案の中に何回も出てきます。一方で、先ほど大臣も答弁されましたけれども、受動喫煙というのは何かというのをきちんと定義しておられます。法案の中では、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」というふうに定義されている。

これで十分なんじゃないかと思うんですよ。これで十分であって、あえて望まない受動喫煙というふうに書いたことによつて、私は、例えば、社長さんが一緒に飲みに行くというときに、たばこを吸うところに行くけれどもいいよねと言った、それは望まない受動喫煙だけ禁止するんだから、あなた、いいよねと言われれば、やはり、はいと言っちゃわないかという状況に多分なつていくと思うんですよ。

なので、私は、そういうエクスキューズ、余計なエクスキューズをつくらないために、望まない受動喫煙という文言の中の、頭の望まないというのは取るべきじゃないかというふうに思うんですけれども、大臣、どうですか。

○加藤国務大臣 その場合の望む、望まないというところの内心の問題がありますので、そこはちよつと別の問題なんだろうというふうに思っています。結果的に、本人が望まないにもかかわらず、望めない、しかし私は望みたくないだけども嫌々ついていた、そこをどう考えるのかという判断なんだろうと思います。

いずれにしても……(発言する者あり)いや、です。そこはどうか考えるのかというのは、それは単に、これはハラスメント全体の話にかかわる

話だということを申し上げているわけでありまして、それで、先ほど申し上げた、ここは明らかにたばこを吸わせるということ、もう同じことになりまふけれども、喫煙室内で喫煙をしている本人の受動喫煙は対象としないということで、望まないという言葉をつけることによって、そこをより明確化させていた、だいたということでありまふ。

○西村智委員 じゃ、嫌々ついていたって無理やり吸わされるたばこの煙については、受動喫煙防止対策はとらなくてもいいということですか、大臣。

○加藤国務大臣 その嫌々ついていたところろが問題なんだろうというふうに思います。ついでにいかされるということが問題なんだろうというふうに思ひまして、本人が受動喫煙を望んでいなければ、まさに望まない受動喫煙に該当するということに思ひます。

○西村智委員 私、重ねて、これは単なる受動喫煙であるべきだと思ひます。望まないというふうにつけた瞬間に、いろんな言いわけ、言いわけと言つたらあれなんだけれども、エクスキューズを許すことになつてしまふと思ひます。だから、これは絶対に削除すべきだということを一つ申し上げたい。

それから、きょう、資料を何枚かおつけしているんですけども、(五)の「非喫煙者における受動喫煙防止対策が推進されることを望む場所」というところから見ていただきたいんですけれども、どこで受動喫煙の防止対策が推進されることを望みますかというふうな聞かれると、やはり一つには飲食店が出てくる。次に路上とか子供が利用する屋外の空間ということ、私も大体こういう感じかなというふうに思うんですけれども、では、飲食店での受動喫煙対策というのはどの程度行われているのか。

今回は四つの類型に分かれて対策をとつた、しかも、表示をさせるとか、いろいろなことが言われている。お客さんに対してのことがメニューで言われているんですけども、従業員に対する受動

喫煙防止対策というの、これは私、大変重要だというふうに思うんですよ。

それで、次の、図二十二の一と書いてあるところろなんだけれども、料亭、小料理店、バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビアホールなどのところで、従業員に対して受動喫煙対策をどの程度やっていますかということ、六割のところろが特にしていないというふうななつていっているんですね。

それで、他方、じゃ、今度は職場一般ということろで見ますと、一番最後のページですけれども、職場での受動喫煙の有無ということ、あると回答している三四・七％、これは、ほとんど毎日あるところが二三・四、時々あるところが二一・三というふうな書かれているんですけども、受動喫煙があるというふうな書かれているところろで、職場での受動喫煙に関して、不快に感じること、体調が悪くなることがあるかどうか聞いたら、三七％、実に四割近い人たちが、不快に感じている、あるいは体調が悪くなつていっているふうな答えているんです。

ちよつときようは、あつ、そろそろ時間ですから、午前中はここで終わります。済みません。

○高島委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。西村智奈美君。

○西村(智)委員 午前中の続きで質問させていただきます。

それで、大臣、飲食店あるいは事業場でも受動喫煙が結構日常的に起きている、それがしかも健康被害を起しているということは、申し上げた

ようないろいろなデータからも既に明らかになつていふことなんだけれども、まず、この解決に向けて、まずはその従業員の皆さんに対して、管理権原者である雇用主になりますね、そうした人たちの説明が、これは今回の法改正によつてきちんと行われるようになるのでしょうか。

○加藤国務大臣 今おっしゃつた従業員、雇用主、それから管理権原者と、ちよつと幾つか出てくるので、多少整理させていただきながら答弁させていただきます。

今回の法案では、施設等の管理者は、喫煙禁止場所に喫煙器具及び設備を設置してはならない責任、また、喫煙可能な場所について二十歳未満の立入りを禁止する等の責任が施設の管理権原者にあるわけですが、それに加えて、喫煙可能な場所に掲示を義務づける責任なども負うことになつております。

また、一方、労働安全衛生法においては、事業者に対して、労働者の受動喫煙防止の努力義務を課しているわけがあります。このため、雇用主と施設の管理権原者と一致する場合には、当然、雇用主も健康増進法上の責任を負うということになります。一致しない場合には、雇用主は労働安全衛生法上の努力義務を負うということになります。

また、既存の小規模飲食店など喫煙可能な場所のある施設で働く、飲食店でのそうしたところで働く従業員については、事業者等に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けるとともに、対応の具体例を国のガイドラインによりお示しすること、また、事業主が求人を行う際の明示事項に、職場における受動喫煙対策の状況を追加すること、また、施行の際、現に従業員を使用する者に対し、その実情に応じ、従業員の受動喫煙対策を防止するための適切な措置をとるよう努力義務を課すこととしておりますので、それぞれの施設の管理権原者あるいは雇用主において適切に対応していただきたいと思ひますし、また、その旨をしつかりと、まず雇用主等に、さら

にそこで働く方々に周知が図れるよう努めていきたいと思ひます。

○西村(智)委員 雇用主の方は努力義務だけであるということでもあります。

それで、今回の法改正によって、従業員の募集を行う者に対して、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すというふうに聞いております。どの程度の義務を課すということを今お考えですか。何を明示するか。

○加藤国務大臣 事業主が求人を行う際の明示事項に、職場における受動喫煙対策の状況を追加するというところでございますけれども、具体的な内容については、これから検討、整理をさせていただきますかと思っております。

○西村(智)委員 そうしますと、分煙なのか喫煙なのか、それとも、もつと細かい内容まで書くということすらも決まっていまいかということですね。

私、これは多分、分煙とか禁煙というだけの文言だけが出る状況になるんじゃないかと思っております。もう少し具体的に、従業員の健康を守るという点からすれば、やはり詳しく書くべきだというふうに思ふんです。この点は省令で定めるところだということなんですけれども、非常に大事なところだということに思ひます。

そもそも、雇用主が従業員の受動喫煙を防止するという点について、どの程度の責任を今回の法律の中では負わせているんでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほどについては、今議員御指摘のように、求人する側がそうした状況がしっかりと把握できる、そういった内容にするべく検討させていただきますかと思ひます。

その上で、まず、雇用主ということになれば、これは、一般的に言えば労働安全衛生法上と先ほど整理をさせていただきましたけれども、ということでございますから、今回の法律上、特にこの労働安全衛生法に伴って改正している部分はございませんから、従前どおり、事業者に対して労働

者の受動喫煙防止の努力義務、これを課しております、それにのつとつて対応するというところでありますけれども、ただ、それに基づくガイドラインがでありますけれども、このガイドラインに当たっては、今回、健康増進法上こうした法的な措置がとられるというのを踏まえて、その具体的な内容を、もう一回ガイドラインの形でお示しをさせていただきたい、こういうふうを考えているわけでありませう。

○西村(智)委員 どのようなガイドラインになっていくのか、現在では全くわかりません。

それで、例えば、こういうことが起きた場合にはどうなるでしょうか。募集要項を見て、禁煙、喫煙、分煙という表示を見て、あつ、分煙されていると思つて、募集に応じて、その雇用主のところまで仕事に従事することになりました。ところが、入つてみたら、分煙というのは名ばかりで、加圧、圧力で閉鎖するような仕組みにもなっていないし、日常的にたばこの煙が仕事をしているところまで流れてくる。そういう場合に、従業員のところが改善を求めたい、雇用主に対して改善を求めたときに、不利益な取扱いをそれを理由にされるということはないということでしょうか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 まず、今の場合、例えば虚偽であつた場合、最初からそういうつもりがないにもかかわらず、そうしていったということであれば、これは職業安定法違反ということになりますので、状況によっては罰則が科せられる、こういうことになりませう。

また、そうしたことがないように、健康増進法改正後の施行に当たっては、事業主団体などを通じて、従業員の受動喫煙対策の内容、あるいは今お話がありました職業安定法の取扱いについては、これはしっかりと周知をしていきたいと思ひ

ます。

○西村(智)委員 いや、虚偽ではなくて、例えば分煙と書かれていた場合であつても、その分煙対策が不十分なケースというのがあると思ふんですよ。あるいは、例えばアルバイトで入った子供とか、アルバイトじゃなくてもいいです、あそここの喫煙所の灰皿の掃除をしるというふうな命じられて、それを拒否したときなどに、それを理由に不利益な取扱いなどがなされないということは、これは当然のことだと思ふんですけれども、それはいかがですか。

○加藤国務大臣 今言つたように、分煙としてなっているにもかかわらずないというところ、それはまた問題になるわけですが、それと、その今おつしやつていいるケースがどういふ場合に発生し得るのかなということでありませう。

いずれにしても、従業員が例えば喫煙場所への立入りをしることを命じられて、そして拒絶した場合に、使用者が業務命令違反として従業員の処分等を行うということ、こういうことになる、これは民事上の問題なので、最終的にはケース・バイ・ケースで司法の判断ということになると思ひますけれども、一般的に申し上げると、使用者の業務命令自体の有効性については、労働契約法第三条第五項の権利濫用禁止の規定に照らして適法なものである必要があるもので、就業規則や労働契約等の内容にのつとつた有効なものでなければ、当該業務命令自体が権利濫用として無効とされる可能性があります。

また、当該業務命令に違反したことに対して従業員を降格等の懲戒処分することに對しては、懲戒処分に関する就業規則や労働契約等に明記されている必要があるほか、懲戒処分自体が労働契約法第十五条の懲戒権の濫用規定に照らして適法なものである必要がある、懲戒処分が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的な合理性を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、これは権利の

濫用ということで無効になる可能性があると思ひます。

○西村(智)委員 一言で言えばケース・バイ・ケースということで、はっきりとは答えていただけなかつたようなんですけれども、私、やはりこれはいろんなケースが考えられると思ふんですよ。分煙であるのに分煙じゃない、煙が出てくるというケースがあるのかということなんですけれども、例えば扉をあけていたりとか、あると思ふんです。あるいは、禁煙となつていいるにもかかわらず喫煙をしていたりとか、そういうようなケースの場合に、十分にこれは考えられる。

つまり、従業員の側が、これは何とかなりませんかと思ひ出したときに、申し出るということは十分考えられるというふうな思ひますので、それを想定した上で、ガイドラインないしは今後の政省令の制定などは必要になつてくるというふうな思ひます。

端的に伺いたいですけれども、今回の法改正によって、職場それから飲食店、こういったところでの従業員の受動喫煙対策というのは本当に可能になるのでしょうか。この後また質問させてもいただくんですけれども、これは結局、経過措置等々がありまして、十分な私は形にはなっていないというふうな思ふんですけれども、これで従業員の受動喫煙対策というのは本当に十分だということに大臣はお考えなんですか。

○加藤国務大臣 これまでの法案と比べると、今回の法案では、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙となることから、職場や飲食店についても原則屋内禁煙となり、そこで働く従業員の方々の受動喫煙対策も前進することにつながると思ひます。

もちろん、既存の小規模の飲食店については一定の経過措置を設けておりますけれども、この経過措置の対象となる飲食店で働く従業員についても、先ほど申し上げましたけれども、事業者等に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けるわけでありませうし、また、それを踏

まえ、対応の具体例を国のガイドラインによつて示して助言指導を行つていきたい。

また、事業主が求人を行う際の明示事項に、職場における受動喫煙対策の状況を追加することになつておるわけでありますから、従業員の受動喫煙対策、望まない受動喫煙が生じないよう、しっかりと対応させていただきたいと思ひますし、そういった意味においては前進につながつてゐるものと考えております。

○西村(智)委員 私は、厚労省であれば、望まない受動喫煙だけ防止するというのはなくて、全ての受動喫煙を防止するというふうにならなければいけないと思ふんです。これは、先ほど一番最初に私が質問したところにやはりどうしても戻つちゃうんですけれども、望まない受動喫煙と言つたことで、私は、随分法案の中で穴をつくることにつながつてきちゃつてゐる、そのための枕言葉だつたというふうに思ふんです。ですから、この点について、根本的に考え方が違ふということとを申し上げなければならぬところでもあります。

それで、各国と比較して、では我が国はどうなつてゐるのかということなんですけれども、これまでオリンピック・パラリンピック開催国での受動喫煙防止対策と並べてみますと、我が国の今回の改正法によつても、実は状況は寒いということがよくわかります。

一枚目は、昨年の三月の段階で、当時の厚労省案ということで出されたものでして、このときも、喫煙専用室がなくても喫煙可とする経過措置があるということで、これはこれで一つの論点ではあつたんですけれども、今回どういうふうに分類できるのかということでも厚労省から書いてもらいましたのが、二枚目の「受動喫煙防止対策施設類型ごとの取扱い(各国比較) 未定稿」、これは出典が厚生労働省作成資料となつてゐるものであります。

何か、赤い色と緑色の印と色分けされてゐるの、ああ、そこそこできてゐるのかなというふう

に皆さん思われるかもしれないですけれども、まず、小中高、医療施設、大学の敷地内禁煙でも、これは法一というふうになつてゐるわけであつて、屋外で必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとなつてゐるわけであつて、これは完全敷地内禁煙ではないわけなんです。

それから、官公庁のところも、行政機関というところだけ少し線が細くなつて書いてありまして、飲食店のところも原則屋内禁煙と、本則、原則はそういうことだというふうな書き方なんですけれども、実際には経過措置で、多くの施設が例外的な取扱いになるわけですよ。しかも、その経過措置というのは一体いつまでになるのかということが全く明確になつてゐない。

この一覧表は、私、せっかく厚労省からつくつてもらつたんですけれども、残念ながら虚偽の表だというふうになつてゐるわけなんです。本来は、次のページにあります、衆議院法制局が作成したような表にならなければおかしい。こういうふうになつてゐると正しく認識してもらわなければ、厚生労働省が本当の意味で受動喫煙対策など考えるわけがないというふうに思ひます。

大臣、これはもう既にいろいろな方から質問がありましたけれども、経過措置については、これはせめて立法者の意思として、あるいは厚生労働省の意思として、いつまでだというふうな、その目安ぐらひはここで述べるべきだというふうに思ひます。そうでなければ、これは法案のまさに肝になるところでもありますので、いつまでかということぐらひは言つていただかないと、これは法案審議になりませんよ。どうですか、いつごろまでと考えていますか。

○加藤国務大臣 その前に、委員御指摘の、どこが違ふというふうなことがあれば、ちよつと後で御指摘をいただければと思ひます。何か……(西村(智)委員「もう時間がありません」と呼ぶ)いや、後で結構でございます。

それから、ここについては明文で明確に、「受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲

食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し」ということで書いてありますので、その状況を踏まえて、その段階で法律で定めるということになるわけでありますから、まずはそうした状況をしっかりと把握に努めさせていただきたいというふうに思ひます。

○西村(智)委員 ごめんなさい、時間が終わつてゐるんですけれども、何がどうなつたら経過措置を解除するんですか。

○加藤国務大臣 ですから、受動喫煙の防止に関する国民の意識あるいは既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況、そういったものがこれからどう変わつていくのか、そういったことを踏まえて判断をしていく、こういうことであります。

○西村(智)委員 全く答えになつていません。終わります。

○高島委員長 次に、吉田統彦君。

○吉田委員 立憲民主党の吉田統彦でございます。どうぞよろしくお願ひします。

大臣には、さきの本会議場で二十一問、問わせていただきまして、時間がなかつたので、さういふ程度答えていただけたと思ひますが、ただ、その中でやはりもう一つ詰めていかなければいけない部分やさらなる疑問点等々もございまして、早速質問に入らせていただきたいと思います。

大臣は本会議場で、法案の五年後の見直しというものを言及されましたね。法案の成立前に何うのは恐縮ではあるんですが、今後の社会保障政策や関連産業、関連団体、そして中小零細の店舗に對しては極めてこれは重要な点ですので、まずは、五年後の見直しをする理由と、どの点に留意して五年後の見直しを行うのかということ、現時点での方向性を教えていただけますか。

○加藤国務大臣 法律の施行から五年経過後の見直し規定を本法案で盛り込ませていただいております。基本的には、法施行後に各施設での受動喫煙の実施状況を調査、把握をさせていただいて、

必要に応じて法律の見直しをするということを想定したものであります。

現時点で具体的にどういふ点かということも申し上げることは大変困難でありますけれども、法律が施行された際には、厚労省において、今申し上げた各施設での受動喫煙対策の実施状況を定期的に把握をし、その結果に基づいて必要な見直しについて検討していきたいと思つております。

○吉田委員 そういふお答えなんだろうと思ひますが、ちよつと確認させていただきたいのが、大臣、今のお答えの中で、海外の諸国、規制の進んだ国というのは、大體段階的に規制を強めてゐるんですよ、それは本会議場でもお伺ひしたんですが、その見直しの中に、はつきりとお答えいただきたいのは、さらなる段階的な規制の強化を主たる目的としても含めてゐるのかどうかということとをちよつとお答えいただけないか。

○加藤国務大臣 具体的に、規制を強化することとなつてゐるけれども、今回規制をするということになつてゐるけれども、実態的に規制がそのとおりきいてゐるのかを含めて、これは幅広い議論が対象になつてくるんだろうと思ひますので、今の時点で、五年後の見直しに常に規制の強化になるかということについて断ずることはできないというふうに思ひます。

○吉田委員 これだけこの法案は、穴もあるのではないかと、規制が甘過ぎるのではないかと、そういった指摘を受けてゐるわけですから、五年後の見直しに向けては、さまざまそういった諸条件はあるんですが、やはり規制を更に強くすべきだということが明らかにあれば、それはしっかりと当然やつていただかなければいけないし、その辺はしっかりと留意して進めていただきたいと思います。

それでは次に、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、FCTCは、我が国は二〇〇四年の三月九日に署名をしております。二〇〇四年の六月八日に国連の事務総長に對して受諾書を寄託、そして二〇〇五年二月二十七日に本条約は発効し



ております。当然、我が国でも効力が発生しているわけであります。

本会議場でも申し上げたんですけれども、受動喫煙については、二〇〇七年の第二回締約国会議において、喫煙室や空気清浄機による対策は適切である、受動喫煙を防止するためには一〇〇％全面禁煙とする必要があると方針、ガイドラインが示されていますが、本法案とそこがこのガイドラインとはあるわけですね。その点に関して、大臣自身、どのようにお考えになつていらっしゃるのですか。

○加藤国務大臣 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、いわゆるFCTCでは、締約国は、屋内の公共の場所等においてたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置を既存の国の権限の範囲内で採択、実施することとされておりまして、現行の我が国の受動喫煙対策及びこの法案は、これにのつとて提案しているものであります。

また、今御指摘のガイドラインにおいて、直ちに屋内全面禁煙が実施できない場合には、最小限の例外を設け、その例外をなくすよう継続的に努力することを求めており、本法案はこれに違反するものではないというふうに認識をしております。

今回の法案は、我が国の受動喫煙対策について、これまでの努力義務による自主的な対応によつていたものから、法律上新たに設ける義務のもとで段階的かつ着実に前に進めるものでありますので、その意義は大きいというふうに思っております。

○吉田委員 大臣が今おっしゃったように、例外は、それをなくすように段階的に努力するというふうになつていらっしゃるんですよ。ということで、私の最初の質問があるんですよ。

だから、ちゃんと五年後の見直しに関して、そのガイドラインの趣旨に沿えば、例外事項を設けているわけですから、それに関しては、やはりしっかりとした規制を進めていくという方向にしたいと、今大臣自身がおっしゃったガイドラインの趣旨とは外れていくと思うんですね。そこはどう思われますか。

○加藤国務大臣 委員御指摘のように、それぞれの国においても、ワンストップで高い規制をしているというよりは、むしろ何回かにわたつて規制を強化していく、あるいは、規制自体はある程度一遍に行きにしても、議論の中でそれがだんだん強化されていった結果としてそれが適用されている、そういう例が幾つかある。むしろ多いのかもしれない。そういったことは当然のことだということふうに思います。

ただ、先ほど私が申し上げた、もちろん、我が国において望まない受動喫煙をゼロにしていこうという形で進んでいるわけですから、それに逆行するようなことは絶対にまずあり得ない。ただ、五年後の見直しのときにどうなっているのかと言われると、そこは、そうなっている場合もあるし、そうでない形の見直しというものがあるのかもしれないという、ちよつと、可能性といえますか、そういったことを申し上げたんですが、ただ、申し上げたいのは、私どもは、望まない受動喫煙をゼロにする、これに向けて進んでいきたいと思ひます。

○吉田委員 大臣のおっしゃる趣旨はわかります。ただ、ちよつと苦しい答弁だったとは思ひます。おっしゃったこと、若干の、どうしても、五年後、見直しに規制強化を含めたいということであれば、やはりそこが出てまいりますから。ただ、大臣の思ひとしては、五年後はともかく、その先に関しては段階的に規制を強めなければいけないという認識を多分お持ちなんですよ、今のお話だと。

では、それを一言だけ。  
○加藤国務大臣 五年後の見直しの中に強化が入らないということを言っているわけではありませんが、もちろんそういった見直しもあると思ひます。ただ、今の段階でそれがそうなるということについては断じることではできない。

ただ、我々として、先ほどから申し上げておりますように、望まない受動喫煙をゼロにする、こういう思いで取り組ませていただきたいというふうに思ひます。

○吉田委員 わかりました。五年後はともかく、その先にはちゃんとそういったことを見据えていた、ただけるという御答弁なのかと思ひますので、そこはしっかりとやっていくべきです。  
少し趣向を変えて、私、子供のころ、よく地元の名古屋のナゴヤ球場というところでドラゴンズ戦を観戦していたんですが、このときに、よく前で見られる方の煙を、子供の私で、少年のころの、本当に高濃度のものを浴びるというところが毎回ありました。見に行けば毎回必ずそういうことがあつたんです。

まずお伺ひしたいのは、ドームのない野球場というのは屋内が屋外かということ、あわせて、その喫煙の可否をお答えいただきたいんです。  
○大沼大臣政務官 お答えいたします。

御指摘の野球場等は第二種施設に該当いたします。屋外は禁煙ではありませんが、施設管理者の判断により、既に神宮球場などは、屋外禁煙となつていて施設もあると承知しております。厚生労働省といたしましても、このような、法律を上回る措置をとつていただくことは望ましいものと考えております。

○吉田委員 それで、大事なんですけれども、もつと小規模な市民球場とか、まず、そういったところは禁煙になつていきますか。それとも禁煙に今後しますか。ちよつとお答えください。

○大沼大臣政務官 基本的には屋外は禁煙ではないというところでございまして、第二種施設におきましては、屋外の部分につきましては禁煙ではないという整理になつております。

○吉田委員 いや、そういうことじゃなくて。要は、僕がさっき言つたじゃないですか。子供がたばこを浴びるんですよ。だから、そういったところをこのまま放置することは明らかに本法案の趣旨とも概念とも照らして問題があると思うので。

いいですか、僕が開きたいのは、こういった球場をちゃんと今後禁煙にするのかどうか。だから、自発的にやつていっているNPBの、ナゴヤ球場はもうないですけども、ナゴヤドームに、私の事務所の近くにあるんですけども、神宮球場はやつてきていますよ。甲子園もたばこはもう吸えませんが、多分。

ただ、一般の市民球場や小さな球場は禁煙になつていないところがあるんじゃないか。やはりそれは禁煙にしないと、小さなお子さんたちがしばしば出入りするところだし、前の席の人が喫煙したら、後ろの子というのは、幾らかは拡散していくといつても、極めて高濃度のたばこを浴びるんですよ。そこをどうするのかということをはつきり答えてください。

○大沼大臣政務官 施設は大小、規模が大分差がありまして、委員御指摘のように、全ての施設が必ずしも禁煙になつていないということは承知しております。

ただ、屋外ということに関しては、第二種施設というところに該当するということで、基本的には、厚生労働省といたしまして、この屋外に対する規制というものに関しては、このたびの法案においては禁煙ではない場所ということで整理させていただいております。

○吉田委員 いや、政務官、だからもうそれはわかつているんですよ。僕が開きたいのは、そういったところを禁煙を促すような施策をとるのかどうかということ、省令とかを含めてとるのかどうかということをはつきりと答えてほしい。

そういう姿勢を厚生労働省は見せるのか否かだけ答えてください。それだけ。  
○大沼大臣政務官 望まない受動喫煙を生じさせることがないよう……(吉田委員 いやいや、余り前置きは。委員長、ちよつとこれ、答弁長過ぎます。だから、はつきり、そこだけと呼ぶ)

○高島委員長 簡潔にお願いします。  
○大沼大臣政務官 はい。  
周囲に配慮しなければならぬという規定に

なっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

○吉田委員 ここでちよつと時間を大分使っちゃったんですけれども、じゃ、ラグビー場、サッカースタジアムはどうですか。これは大事な話なんですよ、結構。こういうところで受動喫煙は極めて多く起っているんです。あと、競艇場、競輪場、競馬場、どうですか。今後、どのように厚生労働省として考えていくのかを簡潔にお願いします。

○大沼大臣政務官 屋外でございますので、そういったところは、管理者に対して、望まない受動喫煙を生じさせないように努力していただくということが第一義的でありまして、屋内部分、側壁があったり、また屋根があるという部分につきましては、その範囲について今後検討していくところでございます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

施設類型に基づきます基本的な法律の枠組みは今政務官の方からお答えいただいたとおりでございますけれども、法律の中にいわゆる配慮義務がございますので、その配慮義務を積極的に活用して、子供たちが多い場所とか健康に留意をするような場所については、そういった配慮義務というものについての周知をきちつとしていきたいというふうに考えております。

○吉田委員 競輪場、競艇場、競馬場は子供は入れませんが、ただ、喫煙率がむちゃくちゃ高いのもう御存じです。みなさん、たばこを食いつきながら、一生懸命予想されたりしていますので、ちよつとそこは考えていただいた方がいいと思いますよ。

これは受動喫煙の濃度が極めて高い屋外だと考えられますので、繰り返しになりますが、競馬場、競輪場、競艇場、あと、子供が入るところではラグビー場、サッカー場、そして政務官お答えいただきましたけれども、野球場なんかはやはりしっかりと、望まない受動喫煙と大臣おっしゃっていますから。相当起っていますからね、ここ

で、そこはちゃんと、しっかりと今後のガイドラインづくりやさまざまな政省令での対応も含めて、屋外とはいいいながら、特殊な環境にある屋外と考えられますので、少しそこはしっかりと対応していた方がいいと思います。

それでは次に、これも本会議場で聞いたこと、具体的に聞きたいんですが、カジノにおける喫煙場所というのはどういう場所か、ちよつと具体的に教えていただけないでしょうか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

カジノは第二種施設に分類されることとなると考えられるため、原則屋内禁煙になります。喫煙専用室内でのみ喫煙できることとなりますので、カジノにおける喫煙場所は、基準に適合した喫煙専用室又は屋外となると考えております。

○吉田委員 政務官、それだと大臣がお答えになったことと余り変わらないので、大臣笑っていらつしやいますか。

政務官、もうちよつと本当に具体的な例を示してほしいんですよ、イメージが今のでは湧かないので。もうちよつと、カジノの中で例えばどのような場所、今カジノ法案を議論しているわけだから、カジノもこの法案は関係するわけですから、ちよつと具体的に、こういったスペースのこんな感じのところになるということとは言えないですかね。

○大沼大臣政務官 カジノにちよつと行ったことがないのでよくわからないんですけども、カジノが行われるそういったスペースにおきまして喫煙専用室というものを設置した、入り口における風速が毎秒〇・二メートルであること、非喫煙区域と隔離された空間であるといったことで、きつちりと煙が出ないようにそういったものを設置した、ということになると思います。

○吉田委員 政務官、一生懸命お答えいただいたけれども、みんな多分、ちよつと同じ答えだなと思つて聞いているんですよ。

ごらんになったことがないということなので、ちよつと誰か答えられますか、役所の方で。具体

的に、行ったことあるでしょう。だって、視察くらいしているんじゃないですか、どこか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

私はシンガポールのカジノしか行ったことがないので、あそこを見た限りにおいては、やはり広い屋内がございまして、そういう中で、喫煙専用室とかそういったような形のものを、実際にゲームをする場所から少し離れたような場所にきつと置いていただく、こういうようなことはあり得るのではないかなというふうに思っております。

○吉田委員 今おっしゃいましたね。実際プレーするところからかなり離れたところという認識でいいですね。今おっしゃいました。まあ、いいです、確認ですから。

それは大事なことですからね。今、はつきりお答えになりましたね。実際ゲームをやるところからかなり離れたところとはつきり言いましたよね。それは守つていただかなきゃいけないですよ。いや、もういいです。今お答えになった、ちゃんとそういったルールのもとでやるならやっていただきたいということですね。

次へ行きますね。

放射線というのは、体に影響を与えるときに、確定的影響と確率的影響というのがありますよね。実際、我々が不安になるのは、確率的影響について、わずかでも放射線を浴びちゃうと起こる健康被害の方が怖いんですよね。発がんの大抵のものは、もちろん確定的なものもありますが、確率的な影響ですよ。我々はそういうときに、だからこそ被曝を最小限にしようと思うし、被曝をしないようにするわけじゃないですか。つまり、健康とか命を守るというのは、基本的に疑わしきものは罰するという姿勢が絶対に大事じゃないですか。

そうすると、大臣が金曜日の趣旨説明で答弁されたように、加熱式たばこの主流煙や副流煙に有害物質が含まれているということをはつきりおっしゃっていらつしやいます。その中で、じゃ、健

康への影響が明らかになるまでは、区別をして、より緩い規制にするんじゃないかと、完全に安全だと証明されるまでは、より厳しい方の規制に合わせるという方が本来的には正しいと思うんですが、いかがですか。

○加藤国務大臣 安全の証明というのはなかなか難しいので、そうすると、委員の立場に立つと、この今ある中で、ほとんど禁止になってしまうので、やはり物事によつては、基本的にそうなるべきものもあります。許可制とかそういう対象になつてくるものもありますけれども、基本的には、そうした意味での影響があるかないか、その判断をした上で、規制をする、しないということにつながつていくんだらうと思います。

紙巻きたばこの場合には、この紙巻きたばこの煙ということで健康に影響があるのか。これについては閾値がないということですから、ちよつとでもあると健康被害がある。これは、先ほどの議論では二十年の議論があつたというふうな話がありましたけれども、あると。そして、それがどう来るかは、これは確率的に影響が出てくる、こういうことでありますけれども、加熱式たばこの煙ということについては、そこそこにはまだ至っていないわけですよ。その中にはもちろんニコチンとか発がん性の物質が入つてはいるけれども、総体としてそれがどういう形になっているかということが明らかにしてない。

したがつて、何らかのリスクはある、しかし、どういうリスクになつてはいるかということまでは、あるいは紙巻きたばこと同様なリスクがあるかと言われると、今の段階でそこまで断じるわけにはいかない。

そういうことで、現時点ではリスクの大きさ等の予測は困難ということで、この法案では、加熱式たばこについてはあつた形で取扱いをし、そして、引き続きその影響を研究していく、こういうことになつてはいるわけでありまして。

○吉田委員 大臣、後でちよつとお示ししようと思つていますが、データとしては、物によつ

ては紙巻きたばこと同様のリスクがあるとされているものも結構あるんですよ。それは後でお話します。

大臣、おっしゃっている趣旨はよくわかります。大臣は本会議において、中長期的な調査研究が必要と答弁されました。先ほども、二十年はつておくのかなんという、そういった意見もありましたが、今おっしゃったように、加熱式たばこの主流煙にニコチンが含まれている、副流煙及び吐出煙、吐くところにもニコチンが一定程度存在する、そうするとゼロとは言えない、それは大臣も今おっしゃっていただいた。

そこで、長期的影響というものをいつ評価するのかというのは結構大事な問題だと思うんですよ。

さつき二十年と言ったのは、例えば今すぐから、コホート研究といって、加熱式を吸う群、何も吸わない人、そして紙巻きたばこを吸う群、この三つを群にして、これを先をずっとフォローして統計を出すということが多分一番正しい統計になるんだと思います。コホート研究と言いますよね。

ただ、コホート研究というのは極めて長い時間がかかってしまうし、そのコホート研究の結果、やはり多くの人が亡くなってしまったとか、コホート研究やそういうものを待つという事は、それによって人が亡くなるというのを待つというような形にもやはりなってしまふんですよ。

だから、この長期的というのが大体いつごろを想定しているのかということをお答えいただきたいんですよ。

○加藤国務大臣 こうした件については、むしろ吉田委員の方が詳しい部分もあるだろうというふうに思いますが、受動喫煙を受けてから健康影響が生じるまで、これは呼吸器系疾患の場合には割と短期間、数年であられると言われているわけでありまけれども、肺がんということになると、大体、がんというのはそういうところがあるんですよ、きつと、急になるわけではなく

て、その前の状況がずっと続いて、ある段階でがんと出てくる。こういうことになる二十年、三十年かかるということでありまので、これはやはり、影響が生じるまで相当な期間が生じるということになると、現時点で影響が出るかどうか判断するにも、それなりの時間はどうしてもかからざるを得ないというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたように、短期間でわかるものもありますから、それを別に二、三十年たつて判断する必要はありませんから、短期間でわかるようなものについては短期間で判断をしていく。そして、長期間かかるものについては、先ほど委員のお話がありましたコホート研究というようなことをしっかりとやらせていただく中で、時間を追って観察し、そして研究をし、その研究結果に基づいて判断をしていく、これも並行して走らせていきたいと思っております。この研究についてはもう三十年代から実施できるように取りかかっているかと思っております。

○吉田委員 三十年代からもう研究、恐らく公衆衛生学的なところにも指示をしてやっていくという形なんだと思いますけれども、ぜひそれはしっかりとやっていただきたいですし、がんだけじゃなくて、喫煙は肺気腫を起こすんですよ。肺気腫も、大臣、これはかなり深刻なものでして、今結構、酸素を吸って歩かれていますけれども、安藤先生もたくさん見ていらつしやると思いますが、多分いんですよ。これも莫大な医療費を使うし、御本人のQOLも非常に悪いし、やはりちよつとそこら辺も含めて公衆衛生学的なしっかりとした調査を、大臣、今始めてくださるおっしゃったので、しっかりとやっていただきたい、適正にやっていたきたい。そういうお声をいただいたいたので、それは私もしっかりと見させていたきたいと思ひます。

さて、大臣、海外の調査の結果も勘案してというようなことも答弁されてましたね。そもそも、この加熱式たばこは世界の何カ国ぐらいて発売されていますか。大臣、お願いし

す。

○加藤国務大臣 私たちが現時点で把握しているところによりますと、これは固有な名詞を言っているのかどうかよくわかりませんが、A社と、B社と言わせていただきますと、A社については、日本、カナダ、ドイツ、英国等計三十七カ国。B社については、昨年の調査時点で、日本、スイス、カナダ、韓国、ロシア、ですから五カ国。C社については、日本とスイスと合衆国の一部の州において発売をされているというふうに承知をしております。

○吉田委員 私、非常に不思議なんですけれども、ちよつと具体名を挙げてしまつて恐縮なんですけれども、フィリップ・モリスのアイコスというの、発売元フィリップ・モリス社は米国ですね。米国でフィリップ・モリス社のアイコスは発売されていませんよね。そして、グローというのと同様に、これはブリティッシュ・アメリカン・タバコですから、本国はイギリス、英国ですよ。英国で販売されていませんよね。

おの、その本社がある国で販売をされていないというのは、私はすごく不思議に感じるんですよ。大臣、どう思われますか、これ。

○加藤国務大臣 今お話があったアメリカのフィリップ・モリス社は、加熱式たばこのカテゴリーでアメリカのFDAに申請しているということ、これはリスク低減たばこ製品ということで申請をして、そして承認が出ていないというふうに承知をされているところでございますので、ちよつとそこは、アメリカの仕組みはわかりませんけれども、もし普通のたばことして申請を出していたのならどうなのかという部分もあるのではないかとと思ひます。

○吉田委員 後でこの問題はまた詳しくちよつと討論したいと思ひますが、グローはどう思われますか。イギリスですよ、英国。これは私、通告しておきましたけれども、ちゃんと。大臣、まずお答えください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

各社がこの国でどういうものを販売するかというところにつきましては、基本的にはそれぞれの企業の企業戦略、販売戦略によるものというふうに理解をさせていただきます。

○吉田委員 大臣にお答えいただきましたたつたんですけれども、大臣はどう思われますか。不思議に思ひませんか。純粹に、そういったものが、私は、経営戦略といつても、普通は本国で売らんじやないですかね。日本のJTのつくつたやつは何でしたっけ、あれは日本で売つていますよね。

だから、非常にこれは不思議だし、さつき大臣、お詳しくちゃんと調査していただいたと思ひますけれども、FDAは、後で申し上げますけれども、これはまだ許可がおりていないし、継続調査になっているんですよ。だから、そういったことで、低リスクになつていないというふうなFDAは判断しているということは重く受けとめなきゃいけないと思ひますよ。これは本当に大事な問題ですよ。

調査ですけれども、大臣、これはちよつと一言申し上げておきたいんですよ。民族によつて、SNPだとか遺伝的特徴で、ある特定の病気のなりやすさや薬物とか外的要因への感受性はすごく違うんですよ。民族特有のものがあつて、コケージアンとチャイニーズも違うのは当たり前ですけれども、実はチャイニーズと日本人はかなり違つて、日本人はかなり特有なSNPとかを持つていて、さまざま原因と関連疾患のオッズ比とかが他のアジア人とすらすら違うんですよ。

だから、そもそも、他の国民で大丈夫だから日本も大丈夫というところには絶対ならないので、これは一言申し上げておきますけれども、大臣、調査をされるに当たつたり、また、さまざまなデータを引用するに当たつたり、海外で安全だから日本でも安全だとか、他の民族で安全だから日本人で安全だというのは、やはりちよつと医学的にも疫学的にも問題が起りますので、ここはちよつと、一言申し上げるだけ申し上げておきますけれども、ぜひ御留意いただければと思ひます。

さて、日本呼吸器学会は、非燃焼・加熱式たばこや電子たばこについて、非燃焼・加熱式たばこや電子たばこの使用は健康に悪影響がもたらされる可能性がある、非燃焼・加熱式たばこや電子たばこの使用者が呼出したエアロゾルは周囲に拡散するため、受動喫引による健康被害を生じる可能性がある、従来の燃焼式たばこと同様に、全ての飲食店やバーを含む公共の場所、公共交通機関での使用は認められないとの見解を公表しています、この見解に対しての御見解を求めます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

加熱式たばこに関する研究につきましては、これまでのところ、とりわけ開発者でありますたばこ産業によるものが多いとの印象がございます。これらの研究報告に対しましては、公的研究機関等第三者機関によります検証が不可欠と考えております。

いずれにいたしましても、厚生労働科学研究費補助金などにより実施された我が国の研究結果から、加熱式たばこについては、その主流煙に健康に影響を与えるニコチンや発がん物質が含まれていることは明らかでございますが、現時点の科学的知見では、受動喫煙による将来的な健康影響を予測することが困難であるというふうに認識をしているところでございます。

○吉田委員 次の問いは大臣に絶対答えてほしいんですけれども、NIHの心臓肺血液研究所とFDAのたばこ製品センターのグラントで実施された研究が、二〇一七年の十一月のアメリカ心臓病協会年次総会で発表されています。アイコス紙巻きたばこよりもはるかに害が少ないと宣伝をされているけれども、しかしながら、この調査の結果だと、動脈硬化や心臓疾患の原因になる血管内皮機能障害を紙巻きたばこと同程度もたらすことが明らかにされているんです。

これはつまり、インビボのデータですけれども、心血管系のイベントがアイコスで少なくとも減少しないということを示唆しているんじゃないかと思えますけれども、本法案との整合性やそう

いったことに関して、これは大臣からお答えいただきたいです。

○加藤国務大臣 いろいろな研究があるんだろうと思いますが、それから、先ほど委員がおっしゃったように、海外の研究を日本にそのまま適用できるかどうかという、また……(吉田委員)これは動物ですと呼ぶ動物ですか。では、動物が人間に適用できるのか、また海外が日本に、日本人の場合どうなのか、いろいろな研究を積み重ねる中で判断をしていかなきゃいけないんだろうと思いますので、そういうデータ、研究結果があるということはいくつか受けてみていかなきゃならないと思います。

○吉田委員 そうですね。大臣に私が言ったばかりですからあれですけれども、ただ、薬をつくるときはインビボからやっていくわけですから。

しかも、これはよくできた研究なんです、大臣。なかなか、ちゃんと人体において吸った状況をかなりきれいに再現しているいい研究だと、私、そのものを見させていただいて思いました。これはもう明らかかなだと思えますよ。やはり血管内皮機能を傷害するということは多分間違いなく明らかです、これだけきれいなデータが出ていると、やはりそれを無視することはちょっと難しいんじゃないかなと思います。また、これはNIHとFDAのグラントでやっておられるものですから、かなり精度が高い。恐らく、そのうち論文になると思いますけれども。

こういったもの、これは動物です。ラットですけれども、やはり、こういったものも参考にしていただいでちゃんと対応していかないと、結局、私は、少なくとも本人に与える影響というのは一緒ぐらい悪いんじゃないかなという文獻を見ていると最近思っていますけれども、それは大臣おっしゃる通りに、今後の調査研究さらなるものが必要なかもしれない。

ちよっと時間がなくなってきましたけれども、FDAが独自に行っている健康被害調査の暫定報告書の結果が公になりましたね。その調査はまだ

最中ですが、二〇一八年にアイコスの健康被害暫定報告書がFDAから出ました。これは、FDAブリーフィングドキュメントという七十五ページぐらいの大容量のファイルだったと記憶をしておりますが。

これによると、やはり、アイコス自体の有害性は低いんじゃないかということも指摘をしていますが、さらなる調査結果が必要な項目があるとも指摘をしています。また、アイコスが生み出すエアロゾルは、細胞を破壊し、人体組織に悪影響を及ぼすおそれがあるということも言っています。ただ一方で、紙巻きたばこより全体的に深刻度は低く、被害は一部に集中的に起こっているとも指摘をしています。

つまり、やはり体に悪いのは事実なのかな、ただ、確かに被曝する物質量が少ないから、深刻度が若干下がる可能性があるというような、そんなような話だと思うんです。

こういったものを見ると、アイコスがアメリカで低リスクのものとして発売されるのはちよっと難しいんじゃないかなという感じもするんですが、こういった感想を、このFDAの暫定の報告に関して、印象をお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 これは、フィリップ・モリス社の申請の状況について、FDAたばこ製品科学諮問委員会、この今、判断というか、まだ判断が出ていないということなのかもしれませんけれども、そうしたお話だったというふうに思います。

したがって、かつ、私ども、具体的な審査の基準あるいはその状況等について承知をしているわけではありませんから、今の時点でその件に関して具体的に申し上げることは差し控えていたいただきたいというふうに思いますが、ただ、私どもの考えは、これまで申し上げているとおり、加熱式のたばこの喫煙、受動喫煙による健康影響が明らかでない一方で、その主流煙中にはニコチン、発がん性物質が含まれている、そういったことを

踏まえた対応が必要だというふうに考えております。

○吉田委員 重なっているお話はちよっと割愛して、政府案で、新設の飲食店については原則屋内禁煙とされていますよね。例えば、同じ事業者が業態を変更する場合とか、また、店名等を変えないまま経営権が他者に譲渡される場合というのは、新設ですか、そうではありませんか。

○高木副大臣 法施行後、新たなルールのもとで喫煙させる場合には喫煙専用室等の整備が必要となる中で、経営規模の小さい飲食店につきましては、法施行時に直ちに対応することが困難ということから、事業継続に配慮した経過措置を設けることとしたものです。

今御指摘ありました、既存、新規ということですが、建築基準法、また風俗営業法など、他の法律におきましても、既存の施設に対して新たな規制の適用を猶予している例があると承知しております、今回の健康増進法の経過措置も合理的な取扱いであると考えております。

そこで、既存の飲食店につきましては、法施行後に何らかの状況の変更があった場合、引き続き既存の飲食店に該当するかどうかは、一つは事業の継続性、二つ目に経営主体の同一性、三点目に店舗の同一性などを踏まえて総合的に判断することとしております。

例えば、同一店舗でも全く別の経営主体が新たに開設する場合には、基本的には既存に該当せず、新設に当たると考えておりますが、詳細な事例につきましては、委員御指摘のとおり、さまざまな事例が考えられることから、法施行時までにはQアンドAで具体的に示したいと考えております。

○吉田委員 最後の部分だけが私に対する答弁ですよ。

副大臣、じゃ、もうちよっと聞きたいんです、先ほど来、実は私がちよっと厚生労働省の方に問いを聞いたんですよ。そうしたら、新規と既存を飲食営業許可証で判断するような発言もあつ

たんですが、副大臣、これは本当ですか。

○高木副大臣 先ほど申し上げましたとおり、詳細な事例につきましては、法施行時までに具体的にQアンドAでお示ししていきたいということでございます。

○吉田委員 いやいや、ちよつと副大臣、これは大事なところなのでつきり答えてください。

もう一回言いますけれども、新規と既存を飲食営業許可証で判断するというような趣旨のことを厚生労働省の方がおっしゃっていたんですが、それが正しいのか正しくないのかを端的に答えてください。お願いします。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今お話ありましたように、全く新規の事業が新しく出てくるような場合には、そういう許可証というものが活用できると思います。ただ、許可証をもってその新規云々というところを判断するという形で考えるというわけではない。つまり、手段の一つとして活用する、活用できるときもあるんですがという意味でございます。

○吉田委員 そういうことになると、例えば既存の喫煙可能な飲食店が廃業しちゃつても、実質的に廃業しても、喫煙可能な状態の食品衛生法上の許可証が休眠状態にされて、それが売買されるようなことだつて、これは絶対あるんですよ。今、田村元大臣もおっしゃっているし、本場にそうなんです。だから、そういうことがないように相当細かくルールづくりをしないと、いろんな不正やいろんなことがはびこりますよ。

つまり、本当は新規なのに既存のように見せかけて、この法案の趣旨に合わないようなところは出てくるんですよ。だから、それは今ここでしっかりと指摘しておきますので、副大臣、さつき、ちゃんとしたQアンドAを細かくやってくれるんですよ。そうやっておっしゃってましたから、しっかりとしたQアンドAをつくつて、こういう抜け穴とかが、やるんだつたらないように、ちゃんとしなきゃ。これはかなり重要な点ですから、はつきり申し上げておきますね。

実際、そうすると、今の趣旨で、本当は先に聞こうと思ったことなんですけれども、同じ雑居ビルの同じ階に存在するスナックやバー、カラオケスナック、片方は禁煙、片方は喫煙という状態で

乱立するということはどういうことか。つまり、不公平さもあるということではないですか。つまり、不公平さもある。そうだし、吸うところと吸わないところがある。階段部分なんかはやはりたばこがちよつと漏れてきたり、そういうことがあると思うんですが、そこは副大臣、どうですか。

○高木副大臣 当然のことながら、管理権原者が判断するものと考えております。

○吉田委員 違いますよ。それは法に照らしてそういうものだといふのでいいんですね。踊り場なんかは、たばこで、漏れたもので充滿してくる可能性はあるんですが、それはしょうがないとお考えですか。

○高木副大臣 既存の施設での対象になつていれば、それはやむを得ないことになります。

○吉田委員 わかりました。

時間が大分迫つてきて、まだたくさん聞きたいことがあつたんですけれども、次の審議もまた期待して、ちよつと、じゃ、何個かポイントで先に聞いておきたいところがあるんですが、まず、二十歳未満の若者の飲食店のバイトというのはたくさんされていきますよね。それはもう御承知おきだと思ひます。二十歳未満の若者は、喫煙可能な店ではもうバイトできなくなりますよね。それは家族経営のお店でも、喫煙可能な店であつたらその家庭の子女はもうバイトできなくなりますよね。大臣、どうぞお答えください。

○加藤国務大臣 先ほど名義貸しの話がありましたが、名義貸しは今、食品衛生法上、明らかに違法ということでありまして、それはそれのつとつて対処するということになると思ひます。

それから、今、立ち入れないということですが、経過措置の対象となる既存特定飲食提供施設においても、店内の全てを喫煙可能とする場合

合には、店内には当然二十歳未満の者は客も従業員も入れないということでありまして、身内であらうと同じ措置ということになるわけでありま

す。

○吉田委員 じゃ、家族経営のところもちよつと人手が要つた大変なのかな。それは、ただ、この法案の趣旨に照らせばしょうがないですから、そこはしっかりとやっていかないといいけませんね。それで、西村委員も少し聞いたんですが、もうちよつと聞きたいので。

喫煙可能な店の従業員に対する受動喫煙を防ぐためのガイドラインというのは、関係者の意見を十分に踏まえた上で早急に示していく必要があると思ひますが、もう一度ちよつと、いつごろまでということと、どういったところを特に留意をしようとするのか、その骨子になるところをお示しただけませんか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

福田健康局長。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案では、従業員の受動喫煙対策として、事業者等に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けるとともに、対応の具体例をガイドラインで示すことなどを行うことにより、望まない受動喫煙が生じないように対応していくこととしてございます。

法案成立後には、喫煙専用室の基準等について、専門家の御意見も伺いながら策定することとしておりますけれども、そうした制度の詳細が決ま定後、できるだけ早い段階でガイドラインにつきましてもお示しをしたいと思います。

また、事業者に対する支援といたしましては、中小企業の事業主等によります喫煙専用室の設置等に、予算措置によります費用の助成や租税特別措置を活用することによります税負担の軽減などによりまして支援を行つていくことといたしてございます。

○吉田委員 ありがとうございます。これはしっかりと細かく通告をしておいたので、あれですけれども。

それで、もう一点聞いていきたいんですが、受動喫煙という観点で、加藤大臣始め厚生労働省の皆さん、相当、この望まないものは徹底的になくしていくという趣旨の法案ですから、聞きたいのは、たばこ由来のニコチンとか化学物質は、喫煙者の毛髪や衣類などの表面にもついて残留することがよく知られています。それが反応したり再拡散したものが汚染源になつて、いわゆる三次喫煙は実はしばしば発生しているということが考えられているんです。

特定屋外喫煙場所を設置することによつて、たばこのニコチンとか有害物質がついたまま病院や学校に入る方があらわれる可能性はありますよね。現在でも、たばこのおいがした教師が学校で授業を行ったことに対して保護者からクレームが来たなどという事例もよく聞くわけでありまして、例えば、奈良県の生駒市の市役所の庁舎は喫煙後四十五分間はエレベーターに乗つちゃいけないそうですね。禁じているそうですね。

こうした三次喫煙の受動喫煙防止に対する取組に関して、厚生労働省の皆さんの評価と、そして本法案との関連、今後の取組姿勢をお伺いします。

○高木副大臣 御指摘の三次喫煙につきましては、いわゆる喫煙者の衣類、また部屋のソファ、カーテンなどに付着した残留化学物質が反応、再放散して発生すると考えております。残留受動喫煙とも言われております。

しかしながら、三次喫煙は新しい概念でありまして、研究はまだ少なく、健康影響についても明らかとなつてはいないという状況です。こうした中で三次喫煙に関する規制を設けることは、実行面での課題もあり、現時点においては考えておりません。今後、国内外の研究結果等、三次喫煙に関する知見の収集に努めてまいりたいと思ひます。



○吉田委員 まあ、そうですね。三次喫煙まで対応すると、これはもうみんながエレベーターに乗れなくなってしまう、いろんなぶぐあひも生じてくると思いますので、副大臣のお答えが、現時点ではそうなんだろうとは思いますが、ただ、これからやはりニコチンの影響やいろんなものを、ゼロではないですから、そういったものもよく考えていただいて、今後の御対応に生かしていただければと思います。

最後に、大臣も何度も聞かれていますので大変恐縮ですが、一問だけ聞かせていただきたいと思います。

今回、三十という当初の案から百平米にされた、これはほかの自治体等のもを参考にされたということなんですが、参考になさったと合理的な説明としては少し弱いんじゃないかなとやはり思うわけがあります。ですので、他の自治体が百でやっているからということではなかなか、国家のやり方としては、神奈川、奈良ですかね、の設定を参考にしたということではなかなかちよつと理解が得づらいと思いますので、合理的に百平米とした理由をもう一度しっかりと答えただけませんか。

○高島委員長 既に持ち時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○加藤国務大臣 今回の経過措置というのは、直ちに喫煙専用室等の設置を行うことが事業継続に影響を与えるということ、あるいは与えないようにするというところでございますので、したがって、一定規模の飲食店について配慮を行う必要がある。

じゃ、その一定規模がどうなのかということ。喫煙専用室の設置、これもこれから基準を設けるので、今幾らかかるかというのは絶対的な数字は申し上げられませんが、これまでの事例等を見て、大体このくらいかかって、そして、事業規模として、利益から出すしかありませんから、その利益がどうなっているのか、そういうところなどを念頭に置きながら、既存の、そういうのも切りが

いいところがありますので、そこがどういうことかということで、資本金であれば中小企業規模、あるいは客席面積ということであれば客席面積とすることで先行の事例、それを踏まえてこの基準を具体的には設定させていただいた。

その考え方は、今申し上げた、直ちに喫煙専用室の設置等を行うことが事業継続に影響がある、そういうことでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。時間なので終わります。

○高島委員長 次に、岡本充功君。

○岡本充功委員 国民民主党の岡本です。それでは、きょうは健康増進法の改正案についての質疑であります。冒頭、きょうも少しは触れさせてもらいますけれども、今般、児童虐待で五歳の女の子の命が失われた事件があったという話でありました。どうしてこういうことになったのかということ、当委員会でも私はしっかり議論するべきだと思いますし、そして、加えて、やはり原因究明のために調査するべきだということ、理事会でも私は発言してきました。この間において、残念ながら当委員会でも集中審議が開かれておりませんし、こうした調査が行われていないことは大変遺憾だと思います。

委員長、ぜひ、改めて私も提起をしたいと思いますが、この件について理事会で協議をお願いいたします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○岡本充功委員 理事会の中の発言を議事録に残すということは考えてはいませんが、私は、現時点でこの調査ができていないことは大変遺憾だと思います。時間がないという話もありましたが、現に、きのう、立憲民主党さんと我が党は本会議が終わってから香川県まで調査に行っていることができた。児童相談所も行った、自治体も行った、児童養護施設にも行っていただくことができたわけでありまして、その気になれば決してできないことではないと思います。そういう意味で、その気があ

るのかどうか、やはりこれは委員会として問われていると思いますので、ぜひお願いをしたい。

それと、厚生労働省にお願いであります。大臣。やはり、当委員会が調査をするに当たっては、ぜひ厚生労働省の誠実な協力が必要だと思います。残念ながら、当事者の一部が、忙しいということ、理由に、調査の受入れについて難色を示しているという話も聞いています。しかし、これは大変重要な課題でありますから、きちつと調査に協力するように。いつならいいのかわからない、いつになつても調査を受けることは難しい、こう言っているというふうな当事者がいたのでは、話にならないわけがあります。だから、きちつとこれは……（発言する者あり）厚生労働省から聞いています。したがって、これはきちつと調査に協力してもらえようように厚生労働省としても協力をお願いしたいと思います。大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、原則論として、委員会等が調査をされることに對して、厚労省としては最大限の支援、支援というか協力をさせていただくというのは、これは当然のことだというふうに思います。

今委員がおっしゃった件、ちよつと済みませんが、私、具体的なそのやりとりを聞いておりませんが、コメントはできませんけれども、ただ、我々も協力しますが、ただ、相手は相手としていろんな事情があるので、その範囲の中で協力をしていた、だくということにならざるを得ない、これはもう委員御承知のとおりだというふうに思います。

○岡本充功委員 ただ、例えばすぐ先の時期になつて行くという話ではなくて、やはり課題が何なのかということ、私は早急に調査をするべきだということをお話しているわけでありまして。ぜひ、厚生労働省の協力も求めて、しっかりと調査をしたいと思ひます。さて、法律について質問をまずしていきたいと思ひます。

法案についての質問は、いろいろこの法律、努力をされてこまで来たんだらうということとは一定程度私も思う一方で、しっかりと、はつきりさせておかなきゃいけないところがあるというふうな思つていて、まず聞くわけでありまして、この法律に言うところの、第二十五条の四、たばこは一体何なのかということ、すけれども、たばこ事業法に規定されているたばこ、これと全く同じものを指すのか。つまり、たばこというものは、喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいうということでありすけれども、これは、喫煙用に供されるものでなければたばこでない、こういう理解でいいですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

本法案におきまして、たばことは、たばこ事業法第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、喫煙用に供されるもの、また、同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を示すものとしております。

たばこ事業法におきます製造たばことは、「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたものをいう」とされておいて、研究等の用途にかかわらず、当該状態のものであれば製造たばこに該当するということでございます。

また、喫煙関連研究場所についても規定してございすけれども、こちらの方は、たばこに関する研究開発の用に供する場所をいまして、例えばたばこ製造会社の研究所が該当するということでございます。

○岡本充功委員 それは、答弁が幾つも、別のところを見えています。それは、二十五条の四の喫煙関連研究所とはどこかという問いも一緒に答えちゃつていゝんですけれども、ちよつと確認したいんですけれども、せつかく答えていただきましたから。個人で喫煙関連研究場所を設置することはできますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

たばこに関する研究開発の用に供する場所についてのお尋ねでございますけれども、その場所が法的に喫煙を認めるだけの妥当性を有するかどうかという点で個別具体的に判断することになりますので、その具体的な状況によるということでございます。

○岡本(充)委員 私が聞いているのは、個人でたばこを研究する喫煙関連研究所を設置することが可能かと聞いているんです。

○福田政府参考人 お答えいたします。通常、そういったことを考えてはいないという状況でございます。

○岡本(充)委員 それはおかしいです。私は条文に従って聞いているんです。

これは個人で設置することが可能ですね。どこにでも設置することが可能ですね。これを確認しているんです。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

福田健康局長。

○福田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、法的に喫煙を認めるだけの妥当性を有するかどうかという点から個別に判断ということでございますので、妥当性を有すれば、個人の開設も可能であるということ……(岡本(充)委員)どこでも置けるか」と呼ぶ法的に喫煙を認めるだけの妥当性を有するかどうかというところで判断されるということでございます。

○岡本(充)委員 つまり、特定施設、この法で言うところの特定施設にも置くことができる、こういう理解でいいですね。

○福田政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、法的に喫煙を認めるだけの妥当性を有するというところであれば、特定施設においても可能でございます。

○岡本(充)委員 その妥当性は一体誰が判断するのか。どこに、条文の中にありますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。保健所の方が判断をするという形になります。

○岡本(充)委員 それは条文のどこに書いていますか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

福田健康局長。

○福田政府参考人 お答えいたします。

条文のところにそこは明記をされてはございませんが、この法律のいわゆる指導監督につきましては、都道府県、具体的には保健所が行う、こういう形でございますので、その中で判断をされていくということでございます。

○岡本(充)委員 つまり、大臣、極めて、僕は、これは大きな今回の法律の穴だと思っているんですけど、喫煙関連研究場所という名前で、実は、JTの恐らく研究所を想定して、ここでは喫煙することができるという整理にしようと思つたけれども、この喫煙関連研究場所というのは、二十五条の四の六で示されているところが極めてラフだと私は思うんです。

ここがきちつと定められなければ、自分でつくって喫煙の研究をしているんだ、このたばこのたばこを合わせたらどういう味になるか、これを食べながら、これを飲みながら吸つたらどういう味になるか、これをやり始めたら、これは研究の一環ですよ。研究開発つて、何も開発だけじゃない。研究開発というのは、こうしたいろんなものとのミクスチャーも含めて研究開発ですよ。これまでの法文の利用例としてはそうですよね。局長、どうですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、法的に喫煙を認めるだけの妥当性を有するかどうかという観点になります。おっしゃるとおり、そこは研究としての側面を十分持っているというふうに思います。

○岡本(充)委員 これはやはり少し、どういふうなたてつけにするのかということは厚生労働省

内でも議論をした方がいいんじゃないかと私は思っていますので、大臣、今の議論を受けて、この喫煙関連研究場所、きちつと、どういう方法で、まあ、個人が勝手にやることはできないと法文上も書いていないというこの状況ですから、ちよつと、少し整理をすることが必要じゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○加藤国務大臣 多分、どこが研究開発に当たるかどうかはちよつとこちらへ置かせておいていただいて、喫煙関連研究場所というものであれば、それはそういう研究開発のためであれば誰でもどこでも設置できる、こういうものであつて、それに対する規制は特段ないということでありますから、それをまず前提としながら、今委員御指摘のように、研究開発でなくて単に吸うだけの場所であつては、もちろんならないというふうに思いますが、そういった観点から、この喫煙関連研究場所というのはどういふものを指すのか等々についてはよく整理をさせていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○岡本(充)委員 これが私、ちよつとこの条文を読んできて気になったところです。

それからもう一つ、ちよつとそもそも論にまた戻るんですけど、第二十五条の四にまた戻ります。喫煙とは一体何を指すのか。喫煙ということ定義した条文は他法令にありましたか。

○福田政府参考人 喫煙自体を定義しているものはございません。

○岡本(充)委員 したがつて、今初めて、これが喫煙だということを決めたんですけれども、人が吸入するためという言葉を使つてしまつと、肺に入ることが喫煙であつて、口に含むことは喫煙ではない、こういう理解でいいですか。つまり、葉巻とかは、口に含んで吐くだけということはあるわけですね。吸入という言葉を使つてしまふと、これは肺の中に入ることを指すと一般的には思ひますけれども、この定義でいいんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

吸入の定義につきましては、一般的に言うところの吸い入れることや吸い込むことを指しております。葉巻のような吸い方や口で吹かすだけのような場合であつても、このような吸い入れる又は吸い込む行為を伴っているものであれば、吸入に該当するものと考えてございます。

○岡本(充)委員 吸入、どこに吸入するんですか。肺に吸入するんでしょう。どこに吸入するんですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

葉巻等は一応吹かすような形になります。そういう意味におきまして、一応口の中に吸入をするということ、肺に吸入するという意味ではございません。

○岡本(充)委員 局長は医学部を卒業されているんじゃないかと思うんですが、一般的に、吸入というのはそういうことを指さないですよ。肺の中に入ることを吸入ですよ。したがつて、口に含むということを別途やはり定義しておかなきゃいけないんじゃないか、これも定義として私は不十分だったんじゃないかという気がします。

厚生労働省の定義はいろいろあるとは思ひますけれども、私は、今回、厚生労働省のこの考え方、繰り返しになりますけれども、頑張つて、本当に努力されてこの成案を得たんだろうという意味において、決してそれが、すなわち、即、これが大問題だということではないけれども、これから先のことを考えると、この定義で本当によかつたのかということについて疑問を感じているというところであります。

その上で、ちよつと幾つか聞いていきたいと思ひます。

もう少し聞いていきますが、そもそも、今回、たばこを吸っている者、例えば二十五条の五でありますけれども、都道府県知事は、違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる

書いていますが、退出を命ずるまでに相当程度、保健所を想定しているんでしょうけれども、時間がかかると思いますが。つまり、誰かからの通報があつて行つてみたら、もうたばこを吸い終わつて

用者にできるか、それが義務かという……(岡本(充)委員「義務かじゃない、違う」と呼ぶ)できるかということですね。まずちょっとそのことについてお答えさせていただきます。

いる、たばこ、長くてもそんな何十分も吸う人はいないでしょうから、吸い終わつていっていることになると思いますが、これは、現にそこにいるほかの者が退出を命令する、近くにいて、つまり、保健所の者でない人が、出ていってくださ

今お話ありました第二十五条の六第二項におきまして、施設の利用者が喫煙禁止場所等喫煙をした場合、施設の管理者等は、当該利用者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないとしておりまして、あくまでも努力義務でございます。

い、店の中にいる人が、出ていってくださいます。建物の中にいる人が、出ていってくださいますと

なおかつ、退出させることはできるかということでございますが、今申し上げたことに加えまして、仮に、管理者等による喫煙の中止や当該喫煙禁止場所からの退出の求めにも応じず、同じ場所でも何回も喫煙を行つていような場合に

とについて、それを求めることはできません。

○岡本(充)委員 ちよつと微妙に違ふんです。それは第二十五条の六の二項の話をしているんです。私が言っているのは、ここで言うところの、第二十五条の五の二項の条文は都道府県知事だ

○岡本(充)委員 いやいや、法に基づいて今言っているんです。第二十五条の五の二項ですか、ここに基づいて退出を求めることはできますか。

二十五条の五の二項の条文は都道府県知事だと言つています。退出を命ずることができると書いています。ここに書いています。命ずるよう努

○岡本(充)委員 そうすると、管理者等は、これは第二十五条の六の二項のところ、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないんですよ。だから求めなく

命ずるよう努めなければならないが第二十五条の六です。私が聞いているのは、このいわゆる退出を命令するのは、そこにいる店の客はできるのかと聞いているんです。どうなんですか。

○岡本(充)委員 もう一つ確認したいです。じゃ、管理者等の中には管理者が入ると私は聞きました。多分そうなんだと思います。その上で、この管理者の中に入らない、こういう理解で

お客さんがそこができるかという御趣旨だというふうに理解いたしましたけれども、そこは法律上はできないということでございます。

○岡本(充)委員 速記をとめてください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○岡本(充)委員 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○岡本(充)委員 速記を起してください。

○高木厚生労働副大臣。

○岡本(充)委員 速記を起してください。

○高木副大臣 ます、整理させていただきます。まず、喫煙の中止を依頼することが、店主が利

○岡本(充)委員 速記を起してください。

及び管理者のことを指しております、お客様は入ります。

○岡本(充)委員 そこで聞きたいんですが、管理者が出ていってくれと言つたときに、食べている途中だった、料理が出たばかりだった、このときの料理のお金は払うのか払わないのか。そこはど

○橋本委員長代理 速記をとめてください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

○橋本委員長代理 速記を起してください。

うことを聞いているんです。

○福田政府参考人 お答えいたします。

望まない受動喫煙という形であっても、又は可能な限りということであっても、現場におきまして、受動喫煙をなくしていく、減らしていく、そういう観点からは基本的には同じ方向性で進めているということかと理解しております。

○岡本(充)委員 いや、違うと思いますよ。違うと思います。大臣も違うと言っている。私も違うと思いますよ。

本当にそれでいいの。可能な限り、望まないとは、法律の及ぶ効果が違うと思いますけれども、ちよつと整理した方がいんじゃないですか。いいですか、そのままの答弁で。ちよつと整理したら。

○福田政府参考人 お答えいたします。

可能な限りというのは、あくまでもできる範囲という形でございますので、今回におきまして、法律で適切に規定している部分というものをルールとして規定をするということでございますので、そういう意味におきましては、今回におきまして法律の中で、より具体的に実効性の上がるような対応をとっていくことになるかと思ひます。

○岡本(充)委員 禅問答みたいですね。

ちよつと、それは整理されていないと思ひますよ。可能な限りというワードと、望まないという言葉と、及ぶ効果が違うのではないかと言っているわけです。

これはきちつと、他法令と比較をして、こういうふうに通うんだということを答えるべきですよ。今答えられないんだしたら、答えられないとちよつと言つてくたさい。他法令を調べたんですか。本当にそれでいいんですか。

○橋本委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○橋本委員長代理 速記を起してください。

福田健康局長。

○福田政府参考人 お答えいたします。

望まないという部分につきましては、基本的には、その部分についてはなくしていくという形になります。可能な限りというのは、その部分で、可能な限りの範囲ということでございますので、その部分につきましては法的効果が異なるというふうには考えております。

○岡本(充)委員 いや、いいよ、大臣もいいです。ぎりぎりやっていたら、これはなかなかちよつと、答弁が多分、整理できていないから、委員長にお願ひします。

あしたの理事懇話会に整理して出すように、ちよつと厚生労働省に委員長からも指示してください。

○橋本委員長代理 ただいまの件については、理事会で対応を協議させていただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○岡本(充)委員 いやいや、もう今何遍も聞きましたから。

それで、ちよつと次に行きます。まだいっぱいあるんですよ、条文、いろんな課題があるなと思つていましてね。きのうも本当に、香川に行く直前に、それからその前から、それから帰つてきてもから厚生労働省に尋ねたわけでありましたが、ちよつともう一回確認をしたいところが幾つかありますが、その前に、ちよつと時間がなくなるといけないので、きよう他省庁にも来てもらつていまして、ちよつと確認をしたいと思ひます。

今回、民法の成年年齢引下げに伴い十八歳以上は喫煙可能ということにしなければならぬわけでありすが、どうして今回、十八歳にこの喫煙可能年齢を引き下げなかったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○小田部政府参考人 未成年者喫煙禁止法が二十歳未満の者による喫煙を禁止している趣旨は、健康被害防止と非行防止の二点にあり、民法の成年年齢の定めとはその趣旨を異にしているところであり、このため、必ずしもその年齢を一致させる必要があるものではないと考えているところでございます。

近年、国内外におきまして、喫煙が健康に与える悪影響を防ぐための取組が強化されているところでもあり、今回の民法改正を理由として喫煙を禁止する年齢を引き下げることはしなかったものであります。

○岡本(充)委員 非行かどうかという判断でいえば、十八歳にすれば非行ではなくなるわけですから、非行の理由は当たらないんじゃないですか。

○小田部政府参考人 健康情報の発信の場として厚生労働省が開設しておりますホームページ、e-ヘルスネットにおきまして、未成年を含め若者の喫煙の問題点として、健康影響が大きい、より高度なニコチン依存症に陥りやすいほか、喫煙以外の薬物依存の入り口となることが挙げられている旨掲載していると承知しております。

海外におきましては、先ほど説明した厚生労働省のホームページにおきまして参考文献として掲載されておりますアメリカ合衆国の保健福祉省が取りまとめた報告書におきまして、喫煙は一般的に違法薬物の使用に先行し薬物使用の危険を増大させることから、若年者にとつて喫煙は薬物使用の入り口になっていることが指摘されているものと承知しております。

また、喫煙と犯罪の関係につきまして、例えば、科学警察研究所が行いました調査研究によりまして、覚せい剤取締法違反や刑法犯で検挙された少年は、一般群として設定した者に比べまして喫煙経験者の割合が高く、また、喫煙経験がある検挙群の喫煙開始年齢は、一般群より平均して二歳ほど低いことが示されているところでございます。

○岡本(充)委員 私が聞きたかつたのは、年齢引下げの法律が成立すれば、十八歳から喫煙可能の法律が成立すれば、十八歳以上の人がその法に従つて喫煙することは非行ではないのですよね。その確認だけです。

○小田部政府参考人 非行であるかどうかということにつきましては、必ずしも成年年齢の引下げの問題とは直接のリンクはないと考えております

が、いずれにいたしましても、喫煙に関しましては、一方、健康増進法に基づきまして定められた国民健康増進の総合的な推進を図るための基本方針でございます健康日本21の目標達成状況や取組状況を取りまとめた健康日本21(第二次)の推進に関する参考資料におきまして、未成年からの喫煙は健康影響が大きく、また、成人期を通じた喫煙継続につながりやすいことが指摘されているところでございます。

○岡本(充)委員 いや、だから、健康への影響はわかつた。いいんです。先ほどの答弁で、非行の可能性があるからと言つたから、それは十八歳になつたら、これは非行ではなくなりますよね。法律では十八歳から吸えるんだもの。そういうことですよ。健康への影響はわかつています。非行についてののみ聞いているんです。

○小田部政府参考人 喫煙を許容される年齢として成年年齢とリンクさせるかどうかは別の問題といたしまして、いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、例えばでございますが、アメリカ合衆国の保健福祉省が取りまとめた報告書におきましては、喫煙は一般的に違法薬物の使用に先行して薬物使用の危険を増大させることから、若年者にとつて喫煙は薬物使用の入り口になっているといたことが指摘されていることから……

○橋本委員長代理 答弁者に申しますが、その答弁をさつきからされていますけれども、成年年齢に達した人がたばこを吸つても非行とは言われないんじゃないかという趣旨で問われているんだと思ひます。

○小田部政府参考人 未成年者喫煙禁止法の違反になるかどうかは別の問題といたしまして、喫煙が、先ほど申しましたような、薬物使用の入り口になる可能性があるということにつきまして御答弁しているところでございます。

○岡本(充)委員 私はその調査はちよつと知らなかつたですけれども、もし、その話の議論の延長線でいくと、二十であつたとしても、喫煙が薬物依存若しくは違法薬物への入り口になるから二十

でも禁止すべきだという議論になつていくんじゃないんですか。そういう意味で、これはちよつと理解ができない議論ですね。

次の質問をしたいところなんだけれども、ちよつと、もう一回整理して。二十になつたら違法薬物の入り口にならないけれども十八だと違法薬物の入り口になる、その理由はなぜですか。

○小田部政府参考人 先ほど来御説明させていただいてるところでございますが、若年者にとつて喫煙は薬物使用の入り口になっているということが指摘されていることから、そういった観点から、非行防止の観点で年齢についても規制を定めているところでございますが、今回、年齢につきまして引き下げることにした一方、先ほどのお話にありましたように、更に年齢を引き上げるといふうなことににつきまして特段の措置をとらなかつたということに關しましては、こちらにつきましては、平成二十四年に内閣府が実施いたしました特別世論調査で、喫煙の禁止年齢を現行の年齢どおり二十歳とするといった回答が七五%を超えているなど、二十歳という禁止年齢が社会的にも相当程度浸透しているといったようなことを踏まえまして、現状において直ちに禁止年齢の引上げを検討する必要性が乏しいと判断したものでございます。

○岡本(充)委員 社会に浸透しているから引き下げないんだつたら、投票の年齢だつて、二十だといふのはこれまでかなりのところに浸透していたわけですから、それを言い出したら切りがないと思ひますよ。ちよつと整理ができていないような気がしますが、もう時間がないのでほかの論点に移ります。

それで、今の話で、若年者へのたばこのリスク等について啓発をしていくことが極めて重要だと思ひますけれども、きょう文科省にも来てもらつていますけれども、教育、啓発の現場でどういふふうな教育、啓発の仕方、特に健康に關してはどのような啓発の仕方をしているんでしょうか。

○下間政府参考人 お答え申し上げます。

若年者へのたばこ対策とのお尋ねでございますが、たけれども、小学生から大学生に対してどのような啓発、教育を行っているのかという観点でお答え申し上げます。

文部科学省といたしましては、受動喫煙も含めた喫煙による健康課題を防止するため、正しい知識を身につけ、健全な価値観を養うための教育や啓発を行うことが重要であるとの認識のもとに、学校における教育や啓発に取り組んでおります。

小学校から高等学校におきましては、学習指導要領に基づき、体育科及び保健体育科を中心に喫煙防止に関する指導が行われておりまして、具体的には、小学校では、喫煙については、呼吸や心臓の働きに対する負担などの影響がすぐにあられることや、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすこと、中学校では、たばこの煙の中には有害物質が含まれていること、常習的な喫煙によりがんや心臓病などさまざまな病気を起こしやすくなることや、未成年者の喫煙については依存症になりやすいこと、高等学校では、喫煙は生活習慣病の要因となり健康に影響があることや、周囲の人々や胎児への影響があることなど、喫煙の健康への影響について指導が行われているところでございます。

また、大学におきましては、約七割の大学等におきまして、ガイダンスや学内広報物による周知などを通じて喫煙問題に関する指導、啓発が実施されているところでございます。

文部科学省におきまして、小学校五年生、中学校一年生、高等学校一年生向けに、喫煙の健康への影響等を総合的に解説する啓発資料を作成するとともに、厚生労働省が呼びかける世界禁煙デーへの取組に合わせて通知を発出したしまして、大学や教育委員会等に喫煙防止教育と受動喫煙対策の一層の推進を促すなど、喫煙防止教育の充実に努めているところでございます。

以上です。

○岡本(充)委員 ちなみに、先ほどの警察庁の話じゃないですけれども、違法薬物の入り口になる

ということば指導しているんですか。

○下間政府参考人 私どもの資料におきまして、薬物乱用防止と一体として、こうしたものが、直接の文言は今手元にございませんが、入り口になるといったような観点からの指導も行っているところでございます。

○岡本(充)委員 具体的にどういう時間に指導しているんでしょうか、その小学校五年生、中学校一年生、高校一年生。配るだけじゃなくて、どういう時間に、どのくらい時間をかけて話をしているんですか。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○下間政府参考人 先ほどお答えを申し上げましたとおり、これは学習指導要領に基づきまして全ての学校において取り組まれているところでございますが、体育科、保健体育科を中心に、特別活動、これは学校行事とか、例えば外部から講師を招いた講習会とか、そういうものも含めて喫煙防止に関する指導が行われているところでございます。

具体的に、このことについて授業時数において何時間取り組みなさいというふうなことは定めておりませんけれども、各学校においては、学習指導要領に示す内容を確実に学習させる観点から、必要な授業時数を確保するなどして適切に指導しているものと考えております。

○岡本(充)委員 冊子を配つてさらつと説明しているというふうなだけじゃないでしょうね。どういふような実態なのか、やはりちゃんと調査をして、またそれは後でもいいですから報告をしていただきたいと思います。

続いて、きょうは財務省にも来てもらつています。どうなんでしょう、たばこの納税額、今幾らでしたっけ。

○新川政府参考人 直近の実績が二十八年度でございますので、二十八年度の国、地方合わせた金額で申し上げますと、二・一兆円でございます。

○岡本(充)委員 これは結局のところ、よく言わ

れるように、いわゆる、たばこの値段とそして税金には関係性があるという理解なんでしょうか。それとも、一定のところで、要するに、どこかまではついていくけれども、どこかからはついていかない、そういうものなのか。どのような関係性があるというふうな財務省としては考えているのか。

○新川政府参考人 科学的、統計的な知見ということではありませんが、当然、値段が上がれば消費量はそれに伴つて下がるということでございまして、税収の見積り等におきまして、増税額に應じて一定程度数量に効果がある、そういったものを見込んでおられるところでございます。

○岡本(充)委員 その数式というのは公に出しているんでしょうか。

○新川政府参考人 見積りの内訳につきましては、いろいろ事務的な、さまざまな前提がございしますが、それらについては今のところ公にはしてございません。

○岡本(充)委員 やはりそこは、私、きちつと評価にたえるようなものを出していく必要がそろそろ出てくるんじゃないか。だんだんだんだん値上がりしてきて、本当に、税収どうなるのか、気にはなりますよ、それは。決して小さくない金額ですから。だけれども、その一方で、健康被害でどれだけお金がかかっているのかというふうな話、これが本当かどうかと、まあいろんな検証の方法があるんでしょうけれども、世の中の的には、お配りした二枚目で、厚生科学研究で、一兆四千九百億円のいわゆる超過医療費という数字もあるわけでありまして、こころ辺を考えると、国の税収への影響というのはどうなのかというのには冷静に考える必要があると思ひます。

加えて、ちよつと聞きたいんですけど、昨今気になるんですけれども、喫煙文化研究会、公益財団法人喫煙科学研究所、いろんなところで活動されています。これは、財務省ないしはJTからの補助金、助成金等が出ているのか、また、人事交流、若しくはOB等が就職しているのか、



○市川政府参考人 お答えいたします。

これに対し、喫煙文化研究会、こちらは任意団体と承知しておりますが、JTからの寄附や人的交流は行われていないというふうに通っております。

また、財務省として、過去三年間において、これら財団や研究会への補助金等の支給は行っておりません。

一方、財団の評議員、役員には、OBが在籍している、ないし在籍していたということを確認してごいます。

以上でございます。

○岡本(充)委員 具体的には、何人中何人ぐらいこうしたOBなのでしょうか。

○市川政府参考人 財団のホームページによりまずと、評議員が全体で八人おります。うち、ＪＴのＯＢの評議員が二人でございます。それから、財務省にかつて在籍していた者が評議員として現在一名入っております。

それから、役員は、これは監事も含めてでございますが、全体で八人でございまして、JTのOBが三人でございます。財務省のOBは、現在は入っておりません。

○岡本(充)委員 結構高い比率ですね。

こうした公益財団法人ですから、いろいろやっているんじゃないかと思えますけれども、この財団から喫煙文化研究会にはお金は行っていないせん

○市川政府参考人 お答えいたします。

私ども、この財団の監督省庁ではございませんので、それは把握してございません。

○岡本 允 委員　私は、ちよつとやはり、どこからそれだけのお金が入っているのかよくわからないなと思うところもあるわけですけれども、先日、東京の地下鉄に乗っていたら、大々的に広告が出ていたりするのを見ると、かなりのお金をかけて喫煙文化を広げる努力をされている。それぞれの立場がありますから、それぞれのお考えの中でやられるんだらうと思えますけれども、そこにどういふふうな形でＪＴや財務省、国が関与しているのかというのは、またちよつと、私自身も少し研究したいと思えます。

その上で、きょうは農水省にも来てもらっています。

たばこ農家の一反当たりの収入はなかなか高いなと思っていました。どうでしょう、米などと比較すると、要するに主食用作物と比較をすると、単収でどのくらい差がありますか、何倍くらい差がありますか。

○鈴木(良)政府参考人 お答えをいたします。

農林水産省では、葉たばこの粗収入についての統計調査は行っていないところでありますけれども、鹿児島県の調査によりますと、平成二十六年産の葉たばこの粗収入、十アール当たりで約五十万円となっております。

また、同じ条件ということ、同じく鹿児島県のほかの作物の十アール当たりの粗収入、平成二十六年産で、米で約十一万円、大豆で約八万円、大根で約三十六万円、ニンジンで約五十四万円となっておりまして、葉たばこは、農家の方にとりまして、十アール当たりで見ても、比較的高い収入を確保できる作物の一つというふうに認識しております。

○岡本(充)委員 私、昔、労働安全衛生法を改正したいなと思ったところがあつて、鹿兒島の葉たば

結局、あのとき、私、何とが転作が進まないかなというので、一部の値段の張る漢方薬にできないかと思つて、当時、高知の県立植物園の園長が大変漢方薬の栽培に造詣が深かつたということと、この方と御一緒になつて、何とかならないかかといふ努力をしました。一部転作をしたところが出てきているといふふう聞いています。

農水省も、ぜひそういったところに力を入れてみてはいかがと思うし、政府としても、これから先、たばこの消費量がふえていくことはなかなか考えにくい中、そうした新たな高付加価値の農作物を育てていくという取組、例えば朝鮮ニンジンのようなニンジンは、台風が来ると日陰のネットが飛んでいつっちゃうんですって。なかなか南九州では大変だとか、こんな話を私も現地へ行って聞いてきました。なかなかつくるのも大変だし、苦勞も多い作物だと聞いていますけれど、もう少し、ぜひ、農水省、研究してほしいし、大臣もまたこういう話を農林水産大臣としてほしい。

お二方から、ちよつとこれについての感想をいただきたいと思います。

○鈴木良政府参考人 議員から御指摘ありました薬用作物、これにつきましても、今、国産の薬用作物が求められておりまして、ただ、なかなか求められる成分のものををつくるのは難しいというのもありまして、漢方薬の会社と一緒になりまして産地の方へ入る、そういう支援も行っております。

農家の皆さんがもうかるような形で生産をする、もうかる品物、求められるものをつくっていく、これに対して農水省としても頑張つて取り組んでまいりたいと考えております。

○加藤國務大臣 漢方薬については、厚生労働省

それから、先ほど、たばこから、違う、転作の話がありました。私の地元は、昔はたばこ農家が多かったです。たばこは、今も全部がピーナネになつて、それなりの収入を確保しているところでもありますので、そういった地域地域によつて適するものは違うんだらうと思いますけれども、それぞれの状況、これからたばこはどうなるかと見据えることも必要でありますけれども、あわせて、それぞれ、強い農業をつくつていくという意味において、さまざまな努力が必要だらうと思います。

○岡本 充 委員　そういう施設でつくるものは、なかなか最初の初期コストもかかったり、なかなか高かったりするというようなところもあったりするんですね。したがって、先ほど、キユウリなんかも高いと言いましたけれども、キユウリは施設なんですよ。だから、結局、露地物でつくれるようなものの単価を出していないんです。ピーオーネもそうでしょう。そういう意味で、一定程度、研究が必要でしょうけれども、またぜひそういう観点で取り組んでもらいたいと思います。

それじゃ、また逐条で聞いていく質問に入ろうかというふうに思うわけですが、皆さんの顔がにこにこされるので、次回にしますか。(発言する者あり) 一問だけ聞いてほしい。じゃ、皆さんの要望に応じて。またまた逐条でお聞きしたいところが、二時間ぐらい、三時間ぐらい聞けるのは幾らでもあるんですけども、じゃ、きょうのところはもう少し聞きましようか。

法二十五条の五の正当な理由とは一体何ですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

正当な理由でございませけれども、これは、職務上の必要性から、社会通念上、正当と認められ

る場合などございまして、具体的には、喫煙専用室を設置する過程におきまして、その部屋につきまして技術的な基準に適合するかどうかといったようなことを確認するために、喫煙専用室を製造する会社の従業員が、例えばそこで喫煙をするというような場合などを想定してございます。

○岡本(充)委員 その、などを少し詰めてほしいと言っているんですね。喫煙ができる正当な理由というのは一体何なのか、もう少し列記してくださいというお願いをしています。お願いします。

○福田政府参考人 この正当な理由につきましても、適切な運用のためには非常に重要なポイントでございますので、委員の御指摘も踏まえまして、十分に詰めてまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 つまり、これはまだ詰まっていないんですね。きのう随分やりましたけれども、これは詰まっていない。どういふときに正当な理由としてこの法律の適用を除くことができるのかという議論がありますし、そもそも、挙げていけば切りがないぐらい、いろいろ論点があるなと思います。きょうのところは、ちよつとまだ時間の関係でやみせんけれども、人の住む場所についてこれは除くという話なんです、人の住む場所とされている場所は、例えば、特定施設の中に住む場所をつくっていった場合どういふことになるのかというようにことごとく、議論の論点はいろいろあるんです。きょうはちよつと時間の観点でやみせんけれども、非常に論点は多岐にわたると思います。

ちよつとここから残された時間、大臣に、きのうの、私、香川へ行ってきて感じたことと、やはり、改めて皆さんに考えてもらいたいこと、それはやはり、児童相談所もそう、一般の市町村もそう、極めて多くのケースを抱えて少人数でやっています。それで、正直言つて、もう手が回らないというのが本当のところだと思います。それでも頑張っている。数人の正規職員と、それより少し多いぐらいの非正規職員で三桁の相談のケース、

それから虐待も百件を超えるようなケースを見てくる児相もあるわけですし、市町村もあるわけですね。そういう意味で、人員の増強を早急に図らなければならぬと思うんです。

大臣、政府として方針を掲げて、四万人という大枠は伺いました、きょうの資料にもつけていますけれども、これでは、とてもじゃないけれども足りないんじゃないかと思うんです。大臣、実際のところ、いや、それはお金があれば何人でもつきたいよとかそういう話ではなくて、今、児童福祉司の配置基準の見直しをしているところはわかりませんが、これでは追いつかないんじゃないかということをつくづく感じたんですけれども、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 今、多分、委員がそのことも御指摘されていると思うんですが、児童相談所強化プランということで、平成二十八年度から三十一年度までの四年間で、児童福祉司等の専門職を千二百二十人、うち児童福祉司については五百五十人増員すると大幅な増員目標を定め、平成二十九年度における全国の児童相談所の、これは児童福祉司でありますけれども、三千二百五十三人と、平成二十七年に比べて三百二十三人、五百五十人、四年間でということでありまして、二年間で三百二十三人の増員を図っているところであり

ます。公務員全体、特に地方公共団体の組織・定員全体としては合理化が迫られているわけでありまして、けれども、この平成三十一年度までの向こう四年間、具体的な目標を定め、そして、例外的な取組として増員をしているということでありまして、また、毎年度、必要な地方財政措置が講じられるよう、総務省とも、これまで協議をさせていただきたいというふうに思っているところでござい

ます。いずれにしても、こうした児相における対応が適切に実施されるよう、その体制の整備に向けて引き続き努力をさせていただきたいと思

○岡本(充)委員 努力をしていきたいと言われども、早急にふやさないで、とてもじゃないけれども、一人で何十件、何百件というケースを見ていくのは大変ですよ。本場に想定するだけでも大変だし、手が回らない状況がよくわかりました。もう一つ重要なのが、今回、私がポイントだと思つてい

るのは、児相間の引継ぎがうまくできたのかという話です。きのう厚生労働省に、どういふような児相間の連絡をしているかと言つたら、この五ページにお配りしている、一時保護に向けたアセスメントシートを渡してもらいました。これは一時保護に向けてのアセスメントシートであつて、これで児相間の連絡、そして引継ぎをやりなさい、こう言っているわけではないですよ。これでやりなさいと言っているわけではないですよ。どうですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

委員お示しいただきましたアセスメントシートにつきましましては、まさに、一時保護を行うに当た

りまして、その判断を行うに際しての資料として使

うべきものとして、私どもお話をさせていただ

いているところでございます。

ただ一方で、私ども、今回の個別ケースにつき

ましてはこれから検証させていただきま

すが、一般論として、保護者の転居に伴う場合、児童相談

所の管轄が変わるという場合には虐待のリスクが高

まるといふことで、これまで、関係者間の情報共有のために、児童相談所運営指針、あるいは「子ども虐待対応の手引き」において情報共有の手

順を定めておりまして、その際には、このようなアセスメントシートに基づいてまず緊急性の判断

をしていただいて、その後、情報共有をしていただくということになつてございますので、委員御指摘のように、このシートを使って情報共有をし

るというところまで明確に申し上げているわけではござい

ませんが、現地においてはこのようなものも活用されているというふうに私どもとしては承知をいたしております。

○岡本(充)委員 つまり、児相ごとに判断が違ふん

ですすね。つまり、これが重篤なケースなのかどうか、これが緊急性を要するケースなのかどうか、こ

っちはそう思つて引き継いだつもりだけれども、受け手はそう思わないというケース、恐らく全国にあるんじゃないかと思うんです。

私が指摘をしたのは、早急に児相間の情報共有のあり方について厚生労働省で整理をするべきじゃないか。リスクが高いものは一体何なのか、緊急性が高いものは何なのかというのを整理をして、どういふ方法で引継ぎをするのが望ましいのか、どういふ方法でしなさいという、ある意味その手順を定めるなりするべきじゃないか。

この国会が終われば、夏のシーズン、転校する児童も生徒も多いシーズンがまたやってきます。そういう意味では、ぜひ大臣、こうした引継ぎのあり方、早急に検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、この間も答弁させていただ

きましたけれども、今回の事案についてどこが課題なのかという点については、我々もしっかり香川県あるいは東京都等から聞かせていただい

て分析をさせていただきたいというふうに思いま

すし、その上で必要な対応を考えていく必要があ

るん

だろうと思

います。

それから、本件の事案にかかわらず、こうした虐待に

関してさまざまな課題があります。今委員がおつ

しやつたことも一つの課題だと思

います。

それから、これまで、警察と児相との連携につ

いてという御質問もいただきました。そうした幾つ

かの課題について、これは別にこの事案と離れて

も構わないわけでありまして、それについてしつ

かりと、具体的に、今状況がどうなつて

いるのか、そして改善すべき点はないのか、そうい

ったことも含めてしっかりと議論させていただき

たいと思

います。

○岡本(充)委員 しつかりやることも重要だけれ

ども、これは早急にやらなきゃいけないと思

うん

ですす、本

当に。だから、そういう意味で、これ

は今認識にはらつきがあるわけですが、認識にはらつきがある。したがって、この認識にはらつきがあるところをきつと共通化するそのスキームだけは早急につくるべきだと思えますけれども、どうですか、大臣、しっかりと議論するのいいですけれども、その部分、早急につくるという点については。

○加藤国務大臣 早急というのは、もちろん、何事も全て早急にやるべき話なんだろうというふうに思っています。

今回のケースとまたちよつと区分けをしながらいありますけれども、今申し上げた、児相、都道府県の中において、あるいは特に都道府県を超えた場合において、そうした引継ぎがどういう形で行われているのか、そして、その前に委員がお話がありました、これが大変重篤な、重篤というんですけれども、緊急性が高いと判断されているのか、そういったことを含めてしっかりと我々としても分析をし、そして、その上に立つた必要な対策をできる限り速やかに対応させていたいただきたいと思えます。

○岡本(充)委員 時間になりましたから終わりたいと思えますが、最後に、この場をかりて、きのう本場に忙しい中協力していただいた香川県西部子ども相談センター、そして香川県の健康福祉部子ども政策推進局長、そして子ども家庭課長、さらには丸亀市長や亀山学園の皆様方に感謝を申し上げて、質問を終わりたいと思えます。

○高島委員長 次は、山井和則君。

○山井委員 これから五十分間、質問をさせていただきます。

けさせていたという話をしましたので、きょうは後ほど、後半、その話をさせていただきますと思えます。

特に冒頭、先ほど西村議員、岡本議員からも話がありました、やはり今回のこの結愛ちゃんの件のみならず、足立区でも、またお子さんの虐待死が問題になっております。やはりこれは党派を超えて取り組むべき緊急課題だと思えます。

公明党さんも、高木副大臣を先頭に、非常に児童虐待に関しては今までからリーダーシップをとっておられますし、また、聞くところによりまして、骨太の方針の中にも、自民党の会議の中で、児童相談所の体制強化という文言も入れる方向で検討が進んでいると聞いております。

そういう意味では、このような悲劇を繰り返さないために、この厚生労働委員会、与野党を超えて英知を結集して、やはり大幅な虐待防止対策の拡充ということをするべきだと思えます。

その件について、早急に集中審議と、超党派における厚生労働委員会の現地視察ということをお願いをさせていただきたいと思えます。委員長、お願いします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 私のもとにも、本場に、今回の悲惨な結愛ちゃんの事件、再発防止するために何とかしてという悲鳴や、そういう要望の声がいつぱい上がってきております。それに何としても応えねばと思っております。

それで、健康増進法ですけれども、質問通告をたくさんさせていただきました。幾らあっても時間が足りないんですが、きょうの質疑の前半で逐条的に確認をさせていただきたいと思えます。割と細かい質問もさせていただきまので、質問通告以外のはできるだけ聞かないようにしますので、正確にお答えをいただければと思えます。

それでは、質問通告の三番目からですけれども、特定飲食提供施設について、面積基準、資本金基準が設けられた理由は何ですか。さらに、面積が狭い店舗、資本金が少ない店舗で望まない受

動喫煙が容認される理由は何ですか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

本法案では、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものにつきましては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えると考えられることから、一定の経過措置を講じたものでございます。この経過措置の対象となる事業者の要件につきましては、今申し上げました考えに沿って、資本金及び客席面積で判断することといたしました。

具体的には、資本金要件につきましては、中小企業基本法における中小企業の定義を踏まえ五千万円以下とし、面積要件につきましては、既に受動喫煙防止条例が施行されております神奈川県や兵庫県等の例も踏まえまして、客席面積百平米以下としたものでございます。

なお、既存の特定飲食提供施設におきましても、喫煙可能な場所につきましては提示を義務づけること、喫煙可能な場所につきまして二十歳未満の立ち入り禁止することなどによりまして、望まない受動喫煙が生じないための対策を講じていることとしております。

○山井委員 また質問通告に従って細かいことをお聞きしますが、今御答弁あった経過措置の対象となる飲食店が法改正後に、例えばラーメン店から洋食店に店主がかわらないまま衣替えをした場合は既存施設と言えるのか。また、店主はかわらないが経営権が他に移転する場合はどうなりますか。

○大沼大臣政務官 既存の飲食店につきましても、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き既存の飲食店に該当するかどうかは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断することとしております。

○山井委員 総合的に判断するということですが、そこはなかなかケース・バイ・ケースで難しいのではないかと思います。この経過措置というのはいつまで行

う予定ですか。

○加藤国務大臣 これは法律にも定めておりませんが、別に法律で定める日については、本法案の施行後、受動喫煙防止に関する国民の意識や既存の特定飲食提供施設における受動喫煙防止のための取組状況を勘案して適切に判断していくということにされておりますので、それにのっとって対応させていただきたいと思えます。

○山井委員 ちよつと更間いをさせていただきませんが、例えばイメージだけでも、一年とか五年とか十年とか、そのあたりはどれぐらいのスパンを考慮しておられますか。

○加藤国務大臣 まさに今申し上げた、国民の意識あるいは取組の状況、それがどの程度転換していくのか、変わっていくのか、それに応じていくということになるんだろうというふうに思えます。

○山井委員 ちよつと違った角度から質問をさせていただきますが、受動喫煙による健康リスクあるいは不快に感じるリスクは、面積の広い飲食店と面積の狭い飲食店ではどちらが高いというふうに考えられますか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

御指摘の、受動喫煙による健康リスクや不快を感じる度合いというものにつきましても、店内における喫煙者の数や時間当たりの喫煙本数、喫煙者との距離によつて変わるため、飲食店の面積によつてリスクが高くなるかどうかは一概に言うことができないというふうに考えております。

○山井委員 先ほどの議論でもありましたけれども、この経過措置の対象とならない飲食店で、規制にもかかわらず喫煙する利用者がいる場合、店主が利用者に喫煙の中止を依頼することは義務ですか、任意ですか。

○高木副大臣 お答えいたします。

今般の法案第二十五条の六第二項におきまして、施設の利用者が喫煙禁止場所での喫煙をした場合、施設の利用権原者等は、当該利用者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出

を求めるよう努めなければならないとしておりまして、努力義務でございます。

○山井委員 努力義務ということでありますね。そして、それに関連して、次に、経過措置の対象とならない飲食店で、規制にもかかわらず喫煙する利用者がいる場合、店主は本改正案に基づいて当該利用者に退出させることはできるのか、若しくは他の法令により退出させることはできるのか。先ほど、岡本議員も似たような質問をされていましたけれども。

○高木副大臣 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今般の法案におきましては、施設の利用者が喫煙禁止場所で喫煙をした場合、施設の管理権原者等は、当該利用者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めることができるとしております。

仮に、管理権原者等による喫煙の中止や喫煙禁止場所からの退出の求めにも応じず、同じ場所でも何回も喫煙を行っているような場合にありましては、管理権原者等からの通報を受けた都道府県知事等が指導等の対応を行うこととしております。(発言する者あり)これは、都道府県知事と、あと保健所設置市の市長も入ります。

○山井委員 それに関連して、逆から質問をさせていただきますと、経過措置の対象とならない飲食店で、規制にもかかわらず喫煙する利用者がいる場合、店主が当該利用者に喫煙の中止を求めないことは本改正案に違反するか。また、中止を求めたにもかかわらず喫煙を中止しない場合は本改正案に違反するか。退出を求めれば本改正案の違反とはならないか。いかがですか。

○高木副大臣 先ほど申し上げてまいりましたとおりでございます。施設の管理権原者等が中止等を求めないことにより、これは当該努力義務違反となります。

また、施設の利用者が喫煙禁止場所で喫煙をしている場合は、管理権原者等からの喫煙の中止の求めに応ずるか否かにかかわらず、本法案に違反することとなります。

○山井委員 それで、もう少し具体的に聞いていきますと、経過措置の対象とならない飲食店で、規制にもかかわらず喫煙する利用者がいる場合、受動喫煙を求めない利用者あるいは従業員に対して、店主が、健康を害されたことを理由に損害賠償責任を負うことは想定されるか。これは、本改正案の施行の前後により状況が変わるか。いかがですか。

○高木副大臣 御指摘の損害賠償責任につきましては、一般論として申し上げます、裁判所において判断されるものと承知をしております。

具体的には、利用者又は従業員の健康被害と、施設の管理権原者等である店主の行為との間に因果関係があるか否か、また、店主に故意又は過失が認められるか否か、こうした民法上の原則に基づいて判断されるものと承知をしております。

なお、民法上の原則に基づいて裁判所で判断されるという点につきましては、法の施行前後で変わるものではないと考えております。

○山井委員 それとも関連して次の質問ですが、次は、経過措置の対象となる飲食店で、店主の判断で禁煙とする場合で、店主の定めにもかかわらず喫煙する利用者がいる場合、本改正案を根拠に店主が利用者に喫煙の中止を依頼することはできますか。

○高木副大臣 まず申し上げますが、経過措置対象の店舗でありまして、店主、いわゆる管理権原者が原則禁煙を決めれば、一般の店舗と同様の扱いとなります。

したがいまして、今般の法案第三十条第二項では、喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めることとしております。

したがいまして、御指摘のような場合については、まずは店主等に、喫煙する利用者に対して喫煙の中止等を求めていただくこととなります。

○山井委員 同じく、経過措置の対象となる飲食店で、店主の判断で禁煙とする場合で、店主の定

めにもかかわらず喫煙する利用者がいる場合、受動喫煙を求めない利用者あるいは従業員に対して、店主が、健康を害されたことを理由に損害賠償責任を負うことは想定されるか。これは、本改正案の施行の前後により、状況は変わりますか。

○高木副大臣 先ほど申し上げましたとおり、経過措置対象の店舗であっても、管理権原者が原則店内禁煙を決めれば、一般の店舗と同様の扱いとなります。

したがいまして、今御指摘の損害賠償責任につきましては、一般論として申し上げます、裁判所において判断されるものとなると思いますが、裁判所において判断されるものと承知をしております。具体的には、利用者又は従業員の健康被害と、施設の管理権原者等である店主の行為との間に因果関係があるか否か、また、店主に故意又は過失が認められるか否かなどの民法上の原則に基づいて判断されるものと承知をしております。

なお、民法上の原則に基づいて裁判所で判断されるという点については、法の施行前後で変わるものではないと考えております。

○山井委員 ちょっとそもそも論に戻らせていただきますが、本改正案の目的は、望まない受動喫煙をなくすということが目的と、これは最初のページにも書いてありますけれども、それが目的というところでよろしいですか。

○加藤国務大臣 今おっしゃるとおり、この法案は、たばこの煙にさらされるのが嫌な方を受動喫煙から守ること、つまり、望まない受動喫煙をなくすことが目的で、さまざまな措置を定めているということでもあります。

○山井委員 ということは、望まない受動喫煙をさせられないということとは、国民の権利であるというふうな考えでよろしいですか。

○加藤国務大臣 今、望まない受動喫煙をなくすことが目的だと申し上げましたけれども、望まない受動喫煙をさせられないということを本法案で権利として想定しているわけではありません。しかし、本法案の内容を円滑に施行し、そして周知

啓発等、総合的な対策を進める中で、望まない受動喫煙のない社会、この実現を図っていきいたいというふうに考えております。

○山井委員 ちょっと戻りますが、先ほど、都道府県知事や市長により退出させることができるという答弁がございましたけれども、その場合、具体的には、都道府県の職員や市町村の職員がそういうことの執行に参加するということもあり得るということですか、退出についての。

○高木副大臣 保健所の職員になります。

○山井委員 保健所の職員さんが退出のために動くということになるわけですか。

例えば、今までそういうケースというのは、もちろん、食中毒で保健所が立入りするとかいうことはあつたんでしょうけれども、今まで保健所の職員さんがこういうふうな感じのことで店舗に、SOSを聞いて、来たというケースというのは、今までの何か法律とか制度であつたんでしょうかね。

○高木副大臣 承知しております。

○山井委員 そうですね、本当にさまざまな、新しい取組かと思えます。実際、どのようにこれが実効性を持って動いていくのかということについては、今後も議論をしていかねばと思います。

それで、ちょっと、その点なんですけれども、今までそういうケースはなかったということですが、そういうケースがどれだけあるかというのはわからないんですけれども、そういう、保健所の職員さんがSOSを聞いて、来て、退出のお手伝いをするということについては、規定されているのはわかるんです、実効性はそもそもあるんでしょうか。いかがですか、素朴な疑問なんです。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 先ほど御議論がありました、まさに吸っている最中にすぐ来れるかといえば、

それは実質的にかなり厳しいというふうに思います。むしろ、一回限りやった方を摘発というよりは、むしろ故意的に重複というか、何回も反復継続するような方に對して、それを抑止していく、そういった観点から設けられている事項だということでありまして、いづれにしても、そういう場合において、いかに実効性をどう担保するかということは大変な観点でありますので、その点を含めて、保健所の体制の整備も含めて、よく検討させていただきたいと思っております。

○山井委員 それと、あと、家庭内における、子供を初めとする家族の受動喫煙防止対策というのは、今後どのように講じていかれますか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた今回の法案の目的は、望まない受動喫煙の防止を図るということでありまして、一般的に法が強制力を持つて踏み込むことがない家庭などプライベートな居住場所、これについては、この法案の規制対象の外としていただきたいと思います。

ただ、その上にあつても、家庭等で子供や配偶者の方など周囲の方を望まない受動喫煙から守ることは必要でありますことから、本法案においては、喫煙可能な場所での喫煙をする場合も周囲の状況に配慮すべきであるという旨の規定を設けていただいているところであります。また、これを踏まえて、国民、喫煙者の理解、協力が得られるよう、子供、妊婦、患者などは受動喫煙による健康影響が大きいということも含めて、受動喫煙に関する正しい知識、これを普及啓発をしていく、そうしたことにより、家庭内における受動喫煙を、その防止に努めていきたいというふうに思っております。

○山井委員 質問、一つ戻りますが、先ほど特例措置、この特例措置というのは経過措置のようなものですけれども、特例措置をいつまで行うのかということに関して、受動喫煙という問題の、その国民の状況を見て判断するということです。この特例措置がいつまで続くかというのは一つの大きな関心なんですけれども、もう少し具体的に、

どういう状況になったときに特例措置が解除されるのかということ、可能であれば御説明いただけますか。

○加藤国務大臣 今の段階で、どういう状況かというのはなかなか、具体的に申し上げるのは難しいところでありまして、例えば、今回の措置においては、新規の者については、原則として、受動喫煙といいますが禁煙措置をとっていただく、こういうことにもなっているわけでありまして、あるいは、特定飲食提供施設においても、私どもとしても、さまざまな喫煙をする場所の設置に向けての支援もさせていただくわけでありまして、そういったものがどこまで取り組んでいくのか、そういったことをしっかりと見きわめた上で適切に判断をさせていただきたいと思っております。

○山井委員 素朴な疑問なんです、起こり得る状況として、こういう強化をされると、たばこを吸われる方はお店からちよつと出て、道という外に出て、すぐ隣か二十メートル先かはおいておいて、外で吸ってきてまた戻つてこられるという方も、どうしても吸いたい方はおられると思うんですよ。

この法案においては、店の中はわかるんですけども、その方が、ちよつと五分、十分、店の外に出て、吸つて、吸い終わつて、再び店の中に戻つてこられる、そういうことについては、何か規制なり、何かそういうことは本改正案においては関係はするんですか。

○加藤国務大臣 今回の法案では、多数の方が利用する施設の屋内について、原則屋内禁煙とする等の規制を設けているわけでありまして、一方で、屋外であっても、まさに、今でもありますよね、屋外でも、喫煙可能な場所ということも多くの方が吸つておられるという場所があります。そうした場所、多数の者が通行する場所、また近くを通る非喫煙者が容易に煙にさらされるような環境、これは決して望ましいものではないというふうに考えております。

この法案では、屋外等で喫煙をする際に周囲の

状況に配慮すべき旨の規定を法案の中に設けさせていただいております。また同時に、屋外における受動喫煙を防止するための望ましい環境を迅速に整備するため、地方自治体を取り組む屋外の分煙施設、これを地方自治体が整備をする、そうした場合には地方財政措置による支援も行いたいと思っております。

○山井委員 本当、これ、一つ一つを引き出せば、かなり詰めていかねばならないことはまだ多いと思ひますので、引き続きじっくり議論をさせていただきたいと思ひます。

また話は最初に戻りますが、一方で、ちよつと児童虐待防止の話に移らせていただきますけれども、目黒の女児死亡事件、この配付資料の七ページを見ていただけますか。このことに関して、この厚生労働委員会としては待ったなしで、しっかりと議論を深めねばと思つております。

この写真にあります現地、私も先日、少しですけれども行かせていただきました。本当に痛ましい事件が起こつた現場で、私も非常に胸が締めつけられる思いでありました。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、今こそ、再発を防止するために党派を超えて取り組まねばと思つております。公明党さんも力を入れておられますし、自民党の会合でも、骨太の方針に児童相談所の体制の強化という文言を入れようという議論にもなつたというふうに関心しております。

そこで、この配付資料にもありますが、まず、内閣官房にもお越しいただいているので、今回、八千億の無償化や、あるいは二兆円の新しい経済政策のパッケージというのがありますよね。八千億の幼児教育無償化、あるいは、もっと広げて二兆円の新しい経済政策のパッケージ、この中で、児童虐待防止の予算というのは幾らく入っておりますか。

○大島政府参考人 昨年十二月に決定いたしました二兆円規模の新しい経済パッケージの中には、幼児教育の無償化、保育の受皿整備、保育士処遇改善、高等教育無償化、介護職員処遇改善が盛り込まれ、児童虐待防止に直接関連する施策は盛り込まれてはおりません。

ただ、このパッケージの中に盛り込まれていますが保育の受皿整備につきましては、多様な家庭の子育て支援を担っているということもございまして、これを通じて児童虐待の防止に資するものもあるかと承知します。

○山井委員 そういうことですけれども、直接児童虐待防止に関連する予算も入っていないということでもあります。

やはり、八千億円もかけて幼児教育の無償化をする、おまけに、先日から言つておりますように、高所得者にもかなり流れる、そういう中で、喫煙の課題である児童虐待防止の予算が十分にふえないというのは、私は極めて問題だと思つております。

私の配付資料の十一ページを見てください。それで、先日、加藤大臣が私の質問に對して、結局、八千億というのは決定した数字じゃありませんけれども、仮に幼児教育無償化が八千億とすれば、やはりそれが高所得者に多く流れるのは問題じゃないかという質問をしたら、加藤大臣がいや、そのうち四割は既に地方自治体が負担していますから、六割は八で、八千億は四千八百億円ですという答弁をされたんですね。

それで、私、そのとき、ちよつとよくわからなくて、その六割の八の四千八百億ってどういう意味なんですかと聞いたたら、厚生労働省から出てきたのが、この十一ページの配付資料であります。

つまり、話は簡単で、八千億なんだけれども、既に四割分は軽減や無償化が地方自治体の独自財源でやっているから、八千億の無償化というけれども、新規に無償化や軽減をされるのは六割の四千八百億円ですよという話なんです、これを見たら。

加藤大臣、そういう理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 八千億とか四割というのは、非



常にこれはさつくりした話であることを前提とさせていた。だと、現時点においても、それぞれ地方で単独補助はなされております。

今回の無償化は、その地方単独補助が出ていない前提で計算をしており、計算というから、それぞれにお金を出すことになっておりますから、当然、地方単独補助を出している地方自治体においては、その分は、これまで出していた分を出さなくて済むということになるわけでありまして。

したがって、その分を、多分、それぞれの自治体で、基本的にはこうした子供さんの対応等に使用されるというふうに思いますから、それがどういうふうに使われるかによって、委員が所得階層別にお示しなされた数字、これは変わってくる、変わり得るのではないんですかということを申し上げたわけでありまして。

○山井委員 やはりこれはすごい話だと私は思います。消費税増税してまで八千億の財源をつくるのに、そのうち四割の三千二百億は直接国民には恩恵はなしで、四割は地方自治体の財政負担の肩がわりに行っちゃう。失礼な言い方かもしれないけれども、こんな非効率な政策というのは国民の理解を得られないんじゃないかと私は思います。

さらに、今、加藤大臣は、その肩がわりを、なくなった部分は地方自治体に子育て支援関係に回すように求めるとおっしゃっていましたけれども、前回もこの委員会で池田真紀議員が質問してくださったように、それは必ずしも強制力がないということでありました。ということで、私は、このことも非常に問題だと思えます。

ということでは、八千億のうちの四千八百億が新規の幼児教育無償化の恩恵である上に、十ペーシにありますが、私の事務所の試算によれば、結局、そのうち、一千万以上に五百六十億円、それで八百万以上に九百七億円ということ、合わせれば約千五百億円ぐらい行くのではないかと。

これは本当に、繰り返し言いますが、これも

ちろん、将来的には幼児教育の無償化、高所得者も含めて完全に無償化が私も理想だと思えますが、やはり物には優先順位というのがあるわけで、今言ったような児童虐待の問題、そして保育士の処遇改善、子供の貧困対策で、本当に困っている子供たちが多く中で、やはり高所得者に今のままの案で無償化を進めるとするのは、私は優先順位からして明らかにおかしいと思います。

そんな中でなんですけれども、そういう状況の中で、岡本議員もおっしゃいましたように、昨日、香川県の子ども相談センターに行つてまいりました。結愛ちゃんも引越前にお世話になっていた相談センターであります。そこで、国への要望はありませんか聞いたところ、一番おっしゃっていたのが、児童福祉司が少な過ぎる、大幅にふやしてほしい、国の基準を引き上げてほしいと。今これは四万人に一人なんですけれども、これを引き上げてほしい、そういう悲鳴に似た声を現場の方々から聞かせていただきました。

それで、私たち、聞いたんです。では、一人当たり、児童福祉司さん、何人ぐらいの虐待ケースを相談に乗っておられるんですかと聞いたところ、もう本当に忙しくて、一人が何件担当しているかを、わざわざというか、カウントする暇もないぐらい私たちは忙しいんですということをおっしゃっておられました。

そこで、具体的なことを申し上げたいんです。きょうの配付資料の七にありますように、児童相談所強化プランということで、先ほど加藤大臣の岡本議員への答弁にもありましたように、既に二十八年から四年間かけてやっているんです。これは合計五百五十人ぐらいをふやすんですけれども、一年当たり百五十人ぐらいで、これではもうだめだと思ふんです。

ついでに、加藤大臣、やはりこの結愛ちゃんのことだけじゃないんですけれども、今本当に、今こそ何とかせねばという機運が高まっている中で、児童相談所強化プランの前倒しや上乗せでの実施、つまり、これを着実にやりますということ

じゃなくて、これを着実にするんだと、全く結愛ちゃんの事件の再発防止策にも、ある意味でならないわけですから、やはり、今までの児童相談所強化プランの実行の前倒しや上乗せをするということをお願いしたいと思ふんです。

○加藤国務大臣 児童福祉司の配置基準については、従来、人口四万から七万人に一人とされておりましたけれども、平成二十八年の児童福祉法改正を踏まえて、よりきめ細やかな対応を確保するため、児童福祉法施行令を改正をして、人口当たりの配置人数を人口四万人に一人以上ふやす、また、業務実態に応じて、児童福祉司一人当たりの虐待相談に係る持ち件数が四十件以下、要するに、これは地域によっていろいろありますから、となるよう、ケース数に応じて加配をするということと今やらせていただいております。

平成二十九年年度から、今、人口五万人に一人ということ、そして三十一年度からは人口四万人に一人ということとやるべく、今お話がありました児童相談強化プランというものをにつくらせていただいて、四年間で、専門職全体では千二百二十人、今お話があった児童福祉司については五百五十人増員するという大幅な増員目標を立てて、そして、平成二十九年年度において二十七年比三百二十三人の増員になりますから、四年間で五百五十人に対して、二年間で三百二十三人の増員も図らせていただいているということとあります。

地方公共団体全体としては、定数削減等々がある中で、こうした取組、これは例外的な取組ということでもありますし、そして、今申し上げたように、これまで五万人に一人を四万人に一人という形で、質というんでしょうか、人数を実質的に増加する、こういう措置をさせていただいておられますので、まずは、このプランの目標の実現に向けて、必要な地方財政措置が講じられるよう、総務省ともしっかりと協議をさせていただきたいと思ふんです。

○山井委員 私は、やはりおかしいと思ふんですよ。これだけの大事件が起こっているのに、今既に決めている児童相談所の強化プランをやっているじゃないですか。それだったら結局何も前進していないじゃないですか。こういう事件が起こったのに前倒しも上乗せも検討もしない、それはちよつとやはりあんまりじゃないですか。

公明党さんも声を上げておられると聞いておりますし、自民党さんも職員体制及び専門性の強化ということも骨太に入れようとおっしゃっているというので、ここはそれは、すぐにやりますという、そんな簡単に答弁できないのはわかりますけれども、少なくとも、児童相談所強化プランの前倒しや上乗せを検討する、それぐらいのこととは、ぜひ方向性として答弁をいただきたいと思ふんです。

○加藤国務大臣 この児童相談所強化プランそのものも、昨今における相談人員の増加を踏まえてつくられているわけでありまして、そういった意味で、先ほど申し上げたのは、まずはこの実現をしっかりと取り組ませていただきたいというふうに思ふんです。

ただ、今委員お話がありますように、児童虐待相談対応件数、これは、ここ最近においても増加をしております。したがって、そうしたことも踏まえて、必要な対策については、更に児童福祉司の増加を早める等々も含めて、総務省ともよく連携しながら検討していきたいと思ふんです。

○山井委員 今、更に児童福祉司の整備を早めるということをおっしゃいましたけれども、それは児童相談所の強化プランの前倒しや上乗せ等も含めて検討することによってよろしいですか。

○加藤国務大臣 今の段階では、強化プランをまづしっかりと実現をしていくということで、これは毎年、でもこれだけふえているという、ふやしているというのは、かなりの努力が必要だということとあります。

その上において、児童虐待相談対応件数が、現在、要するに二年前と比べて、二年前はたしか約九万件が、今十二万件になっているんですね。ですから、こういった状況を踏まえて、当時どこま

でそこを織り込んでいたのか、そういったことも  
しっかりと検証して、先ほど申し上げた、必要であ  
れば、児童福祉司の増加等を含めて検討させてい  
ただきたいと思ひます。

○山井委員 本間に、こういう危機的な状況に  
なつてもそういう答弁ということでは、これは別  
に野党が怒ることだけじゃなくて、与野党  
を超えて、みんな、それでは納得しないと思ひま  
す。これは絶対納得しない。あり得ない。これだ  
けのことが起こっているのに、ただ単に児童相談  
所強化プランを着実に実行しますなんて、そんな  
答弁をしていたら国民は許さないと思ひます。

ついでに、私、具体的な提案をしたいと思ひま  
す。

というのが、今、大臣が答弁された、人口四十  
万人に対して児童福祉司一人で、七ページにもあ  
りますように、二〇一九年度には三千四百八十人  
となっているんです。

私は、ここで、先ほど岡本議員からも話があり  
ましたけれども、四十万人に一人ではなくて、この  
際思い切つて、三十万人に一人の基準を引き上  
げるべきだと思ひます。これは児童福祉法の政  
令に書かれている四十万人に一人、これを三十万  
人に変えるべきだと思ひます。

なぜならば、百五十人ずつ一年でふやしてい  
ても全然追いつかないんです。昨日も、所長さん  
が、件数がふえるだけじゃなくて、困難ケースが  
ふえていて、本間に対応できないという悲鳴を上  
げておられました。

ですから、これを、じゃ、四十万人に一人を三十  
万人に一人にする、あるいは更に、その三十万人に  
一人にした上で、全国の各児童相談所にプラス一  
する、そういうふうなことをやると、全国で、この  
三千四百八十人に加えて、更に千人ふやすことに  
なるんです、千人。一人当たり約六百万円です、  
一人当たり。となると、千人となると、一年間、  
これは地方交付税措置だと思ひますが、六十億  
円なんです。

これは、千人ふやす、四十万人を三十万人に一人に

する、大変なことだと思われるかもしれませんが  
が、六十億円なんです。幼児教育無償化に八千  
億使っているわけですよ。高所得者だけにウン  
百億あるいは一千数百億、幼児教育無償化の財源  
が行くんです。それと比べたら、年間六十億円の  
財源というのは、虐待されている子供たちを救う  
ためには私は出せると思ひますね。もちろん、  
千人ふやしたら、それで全て解決とはいひませ  
ん。でも、ここで第一歩を踏み出すべきだと思ひ  
ます。

国の基準を四十万人に一人から三十万人に一人に引  
き上げることを含めて、国の基準を引き上げるこ  
とも含めて検討するということを加藤大臣から答  
弁をいただきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 現行は、原則一人の児童福祉司  
が、これは全国平均ですから地域によつて違ふこ  
とは重々承知しておりますけれども、四十人とい  
うことをベースに、そして全国の人口一人当た  
りの虐待相談対応件数、これは約千分の一、そし  
て約四十万ということでありまして、現在の計算、  
先ほど申し上げた二十八年度の数字をもつてして  
も、ほぼこの水準になっているわけでありまし  
て、その中で、では実際、今委員お話しになりまし  
た、かつての四十人と今の四十人がどうなってい  
るのか。そういった中身については、よく議論し  
ていく必要があると思ひますし、人数的におい  
て、たしか四十をはるかに超えている都道府県も  
あります。それが、今回の解消プランの中でどこ  
まで解消されるのか、その辺もよく見きわめてい  
く必要があるのか、いたずらに数字を議論してい  
ても、やはり、それなりの根拠のつとつた形で  
やつていかなきゃならないだろうというふう  
に思ひます。

今の段階で全く大丈夫だということを申し上げ  
ているわけではなくて、先ほど申し上げたかつた  
のは、まず、今も増加をさせていくわけでありま  
すから、これをまずしっかりとやつていく。その上  
において、それを上乗せするということにおい  
て、どういう形で上乗せすることが必要なのか、

そこについてはしっかりと議論させていただきたい  
と思ひます。

○山井委員 これは本間に、お互い争う問題じゃ  
なくて、方向性は、与野党、そして私たちと厚生  
労働省、また総務省も含めて、政権も含めて、思  
いは同じだと思ひますね。もちろん、児童相談  
所は自治事務で、都道府県でありますけれども、  
やはり、地方自治体に任せますでは、これは本  
間に、これだけの虐待の深刻な事件が起こってい  
るのに、国は何をやっているんだ、厚生労働委員  
会は何をやっているんだということになるわけ  
です。

そういう意味では、国として何が出来るか、現  
場の声を私は聞きまされけれども、やはり、財源  
は地方交付税措置でありますけれども、厚生労働  
省として、一番、児童虐待防止に向けて、今、発  
することが出来るメッセージは、四十万人に一人の  
児童福祉司の基準を三十万人に一人に引き上げる、  
そういうことだと思ひます。例えば、これを千  
人ふやすとしたら、人材の不足もありますよ、急  
にそんなことを言われたら、なり手がいないわ  
けですから。来年四月からふやすのであれば、年  
末の予算編成のときに、ふやしますと言つたつ  
て、そんな、もう人材は集まらないですよ。

そういう意味では、骨太もあす発表されるとい  
うことですが、早くも、早急にこの四十万人に一人の  
配置基準を引き上げる、このメッセージを厚生労働  
大臣がリーダーシップをとつて発する、このこ  
とが私は一番重要な一歩だと思ひます。

改めまして、もちろん、ここにも資料があるん  
です。実際、三十万人に一人というふうな基準を引  
き上げて、それよりも数多くの児童福祉司を既  
に配置している市や都道府県もあるんです。だか  
ら、でこぼこはあるんですけれども、それでも  
ベースアップをやはりしていくためには、この四  
十万人の一人という児童福祉司の基準を三十万人に  
一人に引き上げていくべきだというふうに思ひま  
す。

改めまして、児童福祉法が政令で定めた国の基

準、この基準の引上げも含めて検討していただき  
たいと思ひますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 同じ答弁の繰返しになつて申し  
わけないんですが、今の段階で、具体的な数字を  
もつて、四十万人に一人がいいのか、今は四十万人  
一人でありまして、それを三十万人に一人かどう  
か、これは少し議論しなきゃいけないというふう  
に思ひます。

ただ、いずれにしても、先ほど申し上げた、ま  
ず今の強化プランでやることを確実に実施をし、  
その上で、今の状況においても、それが十分なの  
かどうか、これは決して十分ではないんだらうと  
いうふうに思ひます。その上において、それは人  
数的な問題なのか、やはり、それぞれの子供さん  
の抱える事案が非常に難しくなつてきて、一件当  
たりに大変時間がかかるということなのか。そう  
いったことも含めてよく検証し、人数と同時に、  
人数の問題もあります、それから、やはり、その  
専門性の向上を図つてスキルを上げていくといひ  
ますか、いろんな子供さんに対応できる状況をつ  
くつていくということもあると思ひます。そう  
いったことを総合的に我々検討し、具体的に実施  
に向けて努力をしていきたいと思ひます。

○山井委員 おっしゃる通りに、もちろん人数だ  
けではなく、質の向上、専門性の向上、待遇の改  
善、そういうことをセットでしていかなければなら  
ないと思ひます。

私も、政治家になつた一つの理由は、私、六年  
間、酵母菌の研究を大学でして、理系だった  
んですけれども、同時に、児童福祉施設で、崩壊  
家庭の子供や虐待を受けた子供のボランティアを  
やつていまして、ところが、その子供たちの相談  
とか遊び相手とか、いろいろ家庭の相談に乗つて  
も、もう足りないんですよ。児童福祉施設の現場  
も、困難ケースもたくさんありまして、それで結  
局、手が回らないうちに、犯罪が起こつたり、非  
行が起こつたり、けんかが起こつたり、もういろ  
んなことで非常に苦労が多かつたんです。

私は、そういう現場を見ながら、やはりこうい

う声を政治に届けて、そういう職員さんの数をふやす、まずは数をふやさない、幾ら気持ちがあつても、困っている子供たちの悲鳴を受けとめることが、また保護者の声を受けとめることができないんです。ですから、ぜひとも人手の、人手というか、児童福祉司をふやすことについては決断をいただきたいと思ひます。

それで、加藤大臣もすぐ今答弁できないのはわかるんですけども、でも、これは年末の予算編成までに答えを出すということでもないと思うんです。やはり鉄は熱いうちに打てで、今、与野党を超えて、また国民の中で、この結愛ちゃんのような悲劇を繰り返さなければいけないときに、決断していただく必要が本当にあると思ひます。

今おっしゃったような前例しや上乗せ、あるいは国の基準の引上げ等々について、いつぐらいまでに結論を出されますか。

○加藤国務大臣 今、児童福祉の、児童相談所のお話がありましたが、児童虐待に係る話というのは、厚労省の所管のみならず、文科省とか幅広い役所とも関係をしております。

御承知のように、二十八年度から、こうした児童虐待の企画立案総合調整業務、これは内閣官房から厚労省に移管をしているところでありますので、私としても、単に厚労省のみならず、やはり政府全体として、今回のことを契機に、しっかりと取り組んでいく必要があるだろうというふうに考えております。

また、その上で、今お話がありました、今の段階で具体的に日程を示すというのは非常に難しいというふうに思ひますけれども、今回の事案等も含め、あるいは、最近における児童虐待相談件数が非常に増加してきている、そして、本当に痛ましい事案が新聞で見ると連日出てきている、こういったことを踏まえて、現在の体制、あるいは、現在増加しようとしている、強化しようとしている体制で足りるのかどうか、こういった検証を早急にさせていただいて、必要な対応を厚労省において、また、厚労省を超えることがあれば、

それは政府全体においてしっかりと対応させていただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○山井委員 今、柚木さんが非常事態宣言だということをおっしゃいましたけれども、本当にこれは私たちも反省しないといけないんです。この厚労委員会でも、何度も何度も、悲しいこういう虐待死の議論をしております。やはりこれは立法府の責任で、先ほども言ったように、三万人に一人に変わる、千人をふやすのに六十億円。繰り返して申し上げたいけれども、幼児教育無償化に八千億円使っているわけでしょう。経済政策パッケージに二兆円使っているわけでしょう。たった六十億円、千人の増加ができないということは全くないですね、これは。

繰り返したい思ひますけれども、一千万以上の所得の方々が数百億円、八百万円以上の年収の方々に千数百億円ぐらい無償化の財源が流れるんですよ。桁違いなんですよ。そういう状況において、今こそ国会が、そして政府が、虐待されている子供たちに応援するというメッセージを出すには、この引上げしかないと思ひます。

今早急に検証することおっしゃいましたが、じゃ、早急というのは、いつまでに方向性を出されますか。六月じゅうに出していただけますか。お答えください。

○高島委員長 申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた、今の段階で具体的なスケジュールを明示し得るほど、今、検討あるいは整理が進んでいるわけではありませんが、できるだけ速やかに対応させていただきたいと思ひます。

○山井委員 速やかに対応したいという言葉を信じたと思ひます。この問題については本当に与野党関係ないと思ひます。今こそ、この厚生労働委員会というものが問われておりますので、早急に集中審議をして、現地視察もして、厚生労働委員会の与野党を超えた声によって、ぜひとも、さまざまな課題はいつばありますよ、まずは児童

福祉司の増員、国の基準の引上げというものを、与野党を超えて皆さんと一緒に実現できるように、これからも議論をさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。健康増進法、いわゆる受動喫煙対策は、これまで与野党の中の調整が続く、塩崎大臣による政府原案は大きく変えられてしまいました。会期末の今ごろに審議入りというのは、本来ならあり得ないことだと思ひますが、私にとってはきょうが初めての質疑でございますので、十分な審議時間を確保していただくよう、委員長また与野党の委員にも強くお願いをしたいと思ひます。

当然、きょうたくさんの方が質問されましたので、一部ダブりもあると思ひますが、流れの関係で、なるべく調整をしつつ進めていきたいと思ひます。

それで、資料の①ですけれども、二〇一六年十月十二日に出された政府のたたき台であります。受動喫煙防止対策の強化についてとタイトルがついています。基本的な方向性が、これは大変高い志がありまして、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準にするため、日本のスモークフリー元年を確実に実現すると。このまま政府案として出してはしかなかったと思つております。

質問は、おさらいになりますが、まず、受動喫煙とは何か。守られるべきは非喫煙者だけなのか。なぜ、望まない受動喫煙、つまり、望まないがついているのかについて伺ひます。

○加藤国務大臣 まず、受動喫煙とは「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」ということで、これは法律で定義をさせていただいております。

この法案では、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない方が、すなわち非喫煙者がそ

のような状況に置かれることのないようにする、子供など二十未満の方々、患者など受動喫煙による健康影響が大きい方々が主たる利用者となる施設等について受動喫煙対策を一層徹底する、これを基本的な考え方としていただいております。

受動喫煙に望まないがついている理由でありまして、例えば喫煙室内で喫煙をしている者の受動喫煙は対象としておらず、たばこの煙にさらされるのが嫌な方を受動喫煙から守る、これを目的としたものであることから、望まないという言葉をつけたところであります。

○高橋千鶴子委員 これはちよつと整理したいと思ひますが、受動喫煙と言つた場合に、その対象者は非喫煙者だけではないと思ひます。例えば一日一本しかたばこを吸わない人が喫煙室でたばこを吸つて、いろいろ、ずつと吸っている人の煙を吸うことも含めて受動喫煙と言っているはずなんです。ここを確認したい。

それから、望まないイコール非喫煙者という、望む人はいないんだということよろしいでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた受動喫煙の定義は「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう」ということでありますから、人と書いてありますので、人は非喫煙者だけじゃなくて、喫煙者を含めた人ということに当然なるわけであります。

それから、望むということでもありますけれども、ここは、したがって、望まないという、先ほど申し上げた、こうした言葉をつけた一つの例示を申し上げさせていただきますけれども、例えば、御自身がもちろんたばこを吸う目的ではありませんけれども、喫煙室に入れば、当然、他人の吸われた煙を受動喫煙することになるわけでありまして、そこは、今回においてそれは対象にしないということでございます。

○高橋千鶴子委員 ですから、今二つ分けて聞いたんです。

望まないイコール非喫煙者とおっしゃいました。ですから、非喫煙者、たばこを吸う習慣はないけれども、望む人はいらんだという意味ではないですよというのを確認したんです。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○橋本委員長代理 済みません、もう一回質問してもらっていますか。

○高橋(千)委員 さつき西村委員の質問に対する答えを聞いていてふつと思つたんですね。つまり、自分から吸いに行く人は、要するに、望まない人には入らないんだということをおっしゃいました。でも、吸わない人の中で望む人がいるかのような言い方はおかしいんじゃないかという意味で、非喫煙者は全て望まないということではよろしいのかと聞いただけです。

○加藤国務大臣 非喫煙者は基本的に、多分、望まないことになるんだと思います。

その上で、今委員は喫煙者の話で、喫煙者においても、通常のスペースではほかのたばこを吸っている方の煙というものを嫌う方は当然おられるわけでありまして、当然それは受動喫煙ということになります。

ただ、先ほど申し上げたように、喫煙専用室等においては、それは必ずしもここで言っている望まないということには当たらないというふうに考えているわけでありまして。

○高橋(千)委員 わかりました。

ですから、本来ならば、望まないという表現は使わなくてもよいのだと思います。受動喫煙の中には当然喫煙者も入っているということが確認できました。

その上で、やはり望まないという人は、みずから望む、たばこを吸わないのに望んで受動喫煙するよという人はいないんだということで、ここは言葉が必要ないんじゃないかと思えます。逆に、そのことによって、できない、今回の法案ではカバーし切れないことを暗に言っているのかなということがあるので、このことを重ねて指摘をしたかったわけですね。

二〇一六年八月に、国立がん研究センターが、受動喫煙に遭っている者はそうでない者に比べて肺がんになるリスクが約一・三倍に高まるとして、受動喫煙における肺がんのリスク評価をほぼ確実から確実に変更をしました。

ですから、意識している、していないにかかわらず、受動喫煙を本場に防止をしなければならぬわけですね。日本でも毎年一万五千人が受動喫煙により亡くなっているというのは、繰り返し皆さんが指摘をされているところです。

平成二十八年年度の国民栄養調査でも、習慣的に喫煙をする方は一八・三％、二割を切っている。八割が非喫煙者なわけですね。そのうち、四二・二％が飲食店で、そして三〇・九％が職場で受動喫煙をしている。ここまではつきりしているわけですから、やはりそこをピンポイントで対策をしていく、封じ込めていくということが必要なのではないかという視点で議論していきたいと思えます。

まず最初に伺いたいのは、受動喫煙の中にサードハンドスモーキングは含まれておりますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

御指摘のいわゆる三次喫煙、サードハンドスモーキングでございますけれども、これによりまず健康影響につきましては、現時点におきまして科学的知見が十分ではございません。このため、本法案の受動喫煙には含まれておらず、このようなか中で三次喫煙に関する規制を設けるということについては、実効面での課題もあり、現時点においては考えてはございません。

今回の法案は、我が国の受動喫煙対策につきまして、これまでの努力義務による自主的な対応によつていたものから、法律上新たに原則屋内禁煙を基本とする規制を設けるものでありまして、まずはこの新しいルールを混乱なく社会に定着させていくことで、国民の健康増進を着実に前進させてまいりたいと考えております。

○高橋(千)委員 受動喫煙の中には含まれていないという答弁がまずありました。

資料の二枚目を見てください。

これは、二〇一六年九月に発表された通称「たばこ白書」にある文章であります。ですから、たばこ白書ですので、厚労省が発表しています。

三次喫煙ということで書いています。ちよつと真ん中から下の段を読みますけれども、「三次喫煙の問題点は、一旦、有害化学物質が壁や埃に吸着するため換気といった対応では解消できないことが上げられる。三次喫煙の概念が報告されてからまだ数年のため、現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない。」

「最近では家屋の埃にも発がん性のたばこ特異的ニトロソアミンが含まれるなど三次喫煙を示す実験結果は、次々に報告されている。今後、わが国においても三次喫煙に関する研究成果が蓄積され、健康影響に関する報告が増えることが予想される。」

研究成果が蓄積され、健康影響に関する報告がふえることが予想される、そういうふうに厚労省自身が書いていて、これをちゃんと受けとめていただきたいと思うんですね。

皆さんもよく経験があると思うんですが、私も、ホテルの禁煙ルームを希望するんだけど、あきがなく喫煙ルームにやむなく入りますと、幾ら消臭剤をかけた後だとしても、においで頭が痛くなります。タクシーで前の人が吸ったなとすぐわかります。実はきょうのことなんです。けさ、本館からエレベーターに乗っておりようとしたら、二人の男性がおりてきまして、強い

たばこ臭で正直吐きそうになりました。こういうことというのは本当によくあるんですけれども、化学物質過敏症というのは、吸っているわけじゃないんですよ、残っているんですよ、外で吸っていた人のおいが、過敏症というのは、こうしたことがきっかけで発症するわけですよ。

実際、化学物質過敏症の専門外来のある国立盛岡病院を受診された方の中には、職場で隣の席の

人がヘビースモーカーだったために、部屋の中では吸っているわけじゃないんですよ、だけれども、においに発症し、一年間の休職を余儀なくされた。職場の車に乗ったときに、前に乗った人のたばこ臭があつて目や喉がちかちかする、それで窓をあけて運転したんだけど、その後、少しのたばこ臭でも反応するようになり、結局、過敏症になった。狭い車内だからこそ、高濃度の汚染状態となつていたためです。

先ほど尾辻委員が、PM二・五の資料を見せていただいたと思うんですが、このようなことを、やはり現時点であるんだ、そしてふえる見通しがあるんだということは、その認識くらいは共有できると思いますが、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 私もたばこを吸いませんで、非常に今、高橋委員おっしゃるところ、よくわかることもございます。

ここにありますように、一つあるのは、健康影響を示す疫学調査報告がないということ、これが今の現状だと思えます。

ただ一方で、そうした発がん性等の物質というんでしようか、そうした実験報告が出されているということでありますから、我が方としても、まずそうしたさまざまな文献等をしっかりと収集し、また分析をして、こういった問題にもしっかりと当たっていく必要があると思えますが、ただ、現状は、先ほど申し上げたように、まだそこまでの分析をし得る状況に至っていないということでございます。

○高橋(千)委員 まずは共有するところから始めよう。

それで、いわゆる禁煙外来、今どのくらいあつて、どのような症状に対し保険点数がついているのでしょうか。

○鈴木(俊)政府参考人 お答え申し上げます。禁煙外来につきましては、診療報酬におきまして、ニコチン依存症管理料を設けて評価を行っているところがございます。

この管理料でございますけれども、スクリーニ

ングテストでニコチン依存症と診断された方であつて、習慣的な喫煙者として一定の要件を満たす方のうち、直ちに禁煙することを希望していらつしやる患者さんに対して、禁煙指導を行つた場合に算定するものでございます。

このニコチン依存症管理料の届出機関数でございますが、増加傾向にございまして、平成二十八年時点では一万六千五百十三機関でございます。○高橋(千)委員 初回は二百三十点というふうなことも聞きました。

一万六千五百十三届出機関になつて、ふえているということでありまして、やはり禁煙外来というのが一定の、これは全部かなうことではないかもしれませんが、保険点数になつていふことは重要なことだと思ふんですね。

それで、二〇一六年十月八日に、日本禁煙学会は、受動喫煙症の分類と診断基準、これを十一年ぶりに改訂しました。そして、受動喫煙にはサードハンドスモークを含むと加えられました。たばこ煙あるいはたばこ臭を嗅ぐことで起こる、この中に、電子たばこ、加熱式たばこも同じ扱いになつてゐるわけです。

レベルがゼロの正常から五の重症受動喫煙症まであるんですけども、このレベル五になりますと、急性・慢性受動喫煙症の経過中に、致死的な病態又は重篤な後遺障害の合併に至つたものとして、悪性腫瘍、肺がん、副鼻腔がん、子宮頸がんなど、乳幼児突然死症候群、クモ膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞などがあるというふうになつています。

私が言いたいのは、まだ始まつたばかりではあるんですけども、今後、サードハンドスモークについて、やはり基準ができたわけですから、症例が積み上がっていくと思ふわけなんです。

そこで、第二十五条の六に、「国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない」とあるわけです。

それで、まず、たばこ白書は二〇一六年九月に発表しましたけれども、今後どのようなスパンで出していくのか、また、当然、そうした調査研究の中に、今お話ししたサードハンドスモークも入れていくべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今委員御指摘のこれはたばこ白書と呼ばれて、ただ、白書と呼ばれている割には毎年出ているわけではありせんけれども、については、たばこの健康影響に関する科学的知見の蓄積状況や、たばこを取り巻く社会的変化の状況、こういったことを見ながら、必要な更新を検討していきたいというふうに思ひます。

これは二〇一六年九月に公表したところでありまして、それから、それは十五年ぶりということでありました。十五年というのはちよつと長過ぎたという感じは私も持つところでありましてけれども、最近できたということもございましてけれども、そうした状況を踏まえながら、更新をしていくということでは検討していきたいというふうに思ひます。

それから、三次喫煙の話であります。

法案の中の受動喫煙にどこまで含み得るのかという議論がありますので、余り厳密に言つと、入るのかなという議論もありますが、ただ、幅広い意味で研究していくということで、このサードハンドスモークですか、いわゆる三次喫煙については、いまだ、先ほど申し上げた、健康影響について明らかになつておりませんけれども、今後、国内外の研究結果等、知見の収集等に努めていきたいと考えております。

○高橋(千)委員 きょう初めてこの問題を質問しましたので、今の言葉の中に意が含まれているというふうに受け取りたいと思ひます。

それで、次に、既に詳しく取り上げた委員もおられますけれども、FCTC、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の趣旨と本法案の関係について伺いたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、FCTCでございますが、これは、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めたものでございます。

この条約の第八条には、たばこの煙にさらされることからの保護に関する規定が定められており、本法案の内容は、同条を踏まえた措置に対応しているものでございます。その他の規定を踏まえた措置につきましては関係省庁で対応することとしており、二年に一度、厚生労働省が、条約の履行状況につきまして世界保健機関の条約事務局に報告をすることになってございます。

以上でございます。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○高橋(千)委員 資料の三枚目に、これは厚生労働省がまとめたたばこ枠組条約の中身を、概要をつけておいたんですけれども、一番右下にわざわざ、注、ガイドラインに法的拘束力はない、こう書いてあるのが、厚生労働省が言いたいことなのかなというふうに思ひます。

先ほど来多くの方が議論をされてゐるわけですが、二〇〇七年の第二回FCTC締約国会議、第八条履行のためのガイドラインの中で、やはり受動喫煙の被害をなくすには完全禁煙以外の方法はないということを言われているわけですが、日本は、これは全く別物の、今の法案は完全禁煙するべきだというガイドラインとはやはり別物なんじゃないか。それは、法的拘束力がないからいいのよと思つてゐるのか、あるいは、いや、目指していくんだという意味なのか、伺いたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今お話ししましたが、FCTCのガイドラインにおきましても、直ちに例えば屋内全面禁煙が実施できない場合には、最小限の例外を設けて、その例外をなくすよう継続的に努力をすることを求めているものでございまして、そういった観点

からも、本法案がこれに反するものではないというふうに考えているところでございます。

○高橋(千)委員 今のお答えは、じゃ、継続的にということば、五年後の見直しもありますし、当然これは完全禁煙を目指していくという趣旨でおつしやいましたか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

望まない受動喫煙をまずなくしていく、そういう観点から法律の円滑な施行を目指していきまして、その上で、その実施状況も踏まえまして必要な見直しをしていくという形で考えているところでございます。

○高橋(千)委員 今の答弁の中に、望まない受動喫煙をまずなくしていくと。だから、そこに望まないを入れてゐるのはそういう趣旨なんだよねという、完全禁煙にはかなりほど遠いけれども、たどり着くかどうかかわからないけれども、一応掲げているけれども、その一歩だという程度の認識なわけですよね。それをもつて違反ではないと言つてゐるということは、非常に残念に思つております。

それで、時間の関係でこちらから言つてしまひますけれども、資料の④に、これもよく指摘をされているわけですが、WHOの調査で、世界の百八十六カ国中、公衆の集まる場所八種類全てに屋内禁煙義務の法律があるのは五十五カ国です。日本はその法律がないので最低区分、これは今現在そうですね。そのゼロから二種類のところに日本が入つて、アメリカと仲よく入つてゐるわけなんです。

ただ、今般の健康増進法改正法案により、区分は一ランク上がる。一ランクです。これは五年に一回一つ上がるくらいではちよつと全然間尺に合わないわけで、今の答弁とこの最低区分のランクの問題、いかがですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

まず、WHOの評価基準についてでございますが、これは八種類の公衆の集まる場所、パブリックプレースの中で、完全禁煙の種類数で評価を



しているものとさせていただきます。

現在、我が国では罰則付きの規制が導入されていないため、四区分のうち、ゼロから二種類、先ほどお話ありました最低区分のところを評価をされているところでございますが、本法案が可決、成立して施行されることになりますと、一つ上の三から五種類の区分になるというふうにご考えてください。医療機関、大学以外の学校、そして大学の三つはカウントされるものと想定をされております。

いずれにいたしましても、望まない受動喫煙をなくすという法律の適正な施行によりまして、さらなる受動喫煙対策というものを進めていくことが必要であるというふうにご考えているところでございます。

○高橋(千)委員 やはりそういうところに覚悟が見えるんだらうと思っております。私は、例外が多過ぎると思わなければならぬ、最初の案に戻るべきだと思っております。

資料の⑤ですけれども、少し飛ばします。

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのかということで、五五％が経過措置の対象になっているのは多いんじゃないかと、百平米の根拠は何かとか、さまざま質問を用意しておりますけれども、大体質問も、それ自体が果たして根拠があるのかということも含めて議論があったので、少しそこは飛ばしたいと思えます。

私が思うには、既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗は、言っちゃ悪いが、今までと何も変わらないんですよ、経過措置と言いつつ、二十未満の人が入っちゃいけないということ、表示をちゃんとしないというだけで、結局何も変わらない。

経過措置と言いつつ、期限がわからない。これはやはり絶対おかしいと思います。それで、新しい人はちゃんとやらないかと。これはダブルスタンダードじゃありませんか。

○加藤国務大臣 本法案では、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについて

ては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることから、事業継続に影響を与えようと考えられることから、一定の経過措置を講じたものであります。

こうした一定の経過措置を講じた事業者においても、先ほどのお話に加えて、そこで働く人に対する配慮等、これも求められているわけでありまして、これはもう法施行後に新たに開設する飲食店については、これはもう法施行されているわけでありまして、何をどうしなきゃいけないというところが既にそこでも明らかになっているわけでありまして、それを前提に開設ということに当然お考えになられる。であれば、喫煙専用室を整備する費用も含めて、開設に必要な資金を事前に確保し得るということにもなるわけでありまして、現在の既存の店舗とは状況が異なるということから経過措置の対象とはしていないということであり

ますが、こうした規制は、規制を入れるときにはあり得るやり方だということに思っておりますので、合理的なものであるというふうに思っています。

○高橋(千)委員 二〇一七年の三月二十四日の発表ですが、九州看護福祉大学の共同研究グループのプレスリリースがあります。厚生省原案、最初の案に、性別、年齢、職業、業種などに偏りなく、賛成が七三・一％でした。飲食業に従事している方々も、六五・四％が賛成しています。

ですから、何か声の大きい人がいたかもしれないが、飲食業の方たちも三分の二は賛成している。やはりそういう立場で議論をしていかなければ、だって、ダブルスタンダードと私は言いまして、たけれども、もし、いきなりは無理よというのであれば、ちゃんと期限を区切れればいいじゃないですか。それでこそ経過措置というんじゃないやありませんか。

○加藤国務大臣 経過措置については、国民の意識、あるいはそれぞれの取組状況、そういったことを勘案して判断するということで、具体的にどうか、考え方の基本は、その中に設けさせていたいただいているところでございます。

○高橋(千)委員 ですから、全くその見通しが出

てこないわけなんです、経過措置といいますが。普通であれば、五年の見直しの間までに一定整っているというのが普通じゃないですか。

○加藤国務大臣 ですから、そこは、別に法律に定める日までの間ということで、そして、別に定める日については、本法案の施行後、受動喫煙防止に関する国民の意識や既存の特定飲食提供施設における受動喫煙防止のための取組の状況、これを勘案して適切に判断するという一つの判断基準も、判断の考え方もこの法案の中に盛り込ませていただいている、こういうことであります。

○高橋(千)委員 残念です。五年の見直しまでにさえも言えない。だから、さっき言った、ランクが最低から一ランク上がるだけですけれども、到底、目指す枠組み条約にふさわしいとは言えない、批准した国とは言えないと指摘しなければならぬと思えます。

それで、具体的に聞きますが、喫煙専用室、どのようなものですか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

喫煙専用室につきましては、第二種の特定施設につきまして、専ら喫煙をするという場所として規定をされているものでございます。

具体的には、たばこの煙が他に漏れないというようなところで規定をされているところでございますけれども、具体的な基準等につきましては、今後、法案が成立した後で、有識者を交えて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高橋(千)委員 漏れない以外の基準、今何も言えないんですよ。だとすれば、ふさわしい対策をとったとさえ言えませんか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

一つは、現在、労働安全衛生法の中で進めております取組、これを一つの参考としてということとございまして、その部分につきましては、入り口部分での風速が〇・二メートル、それからいわゆる隔壁で遮断をきっちりとされているといったようなところが参考になるというところでござい

ますが、具体的な点につきましてはこれから検討してまいりたいところでございます。

○高橋(千)委員 最初にそうお答えになるべきだったと思うんです。労働安全衛生法の基準を一定参考にするんだというふうに説明を受けております。

それで、資料の⑥を見てください。

これは、まず屋外の話です。喫煙専用室は屋外の話をしてから質問したいと思えます、考え方の整理が必要なものですから。

まず、さっきの資料の中で、敷地内禁煙と言っている部分も、学校、病院、児童福祉施設等も敷地内禁煙なんだけれども、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができ、こういうのがあられるわけなんですよ。

それで、屋外の喫煙所ってどんな基準がありますかということを出していただいたのがこれで、「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」。職場の受動喫煙防止対策ですから、完全に一致とは言えないと思えますが、参考になると思えます。平成二十七年の五月十五日なんです。

屋外というのは、開放型と閉鎖型というのがあ。外から内部が見えること、これもなるほどなと思つていらっしゃるけれども、これは、たばこ煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であるというので、図があつて、天井が斜めで、あえて開口部があるということ、ああ、そうか、屋外というのは煙を外に出す仕組みなんだと思つたんです。

そうすると、言いたいことはわかると思うんですが、学校とか病院とかの敷地の中で、屋内は禁煙ですといつても、その出入りする場所は、幾らスペースが設けてあつたとしても、煙は外に出すわけなんですよ。それはやはり受動喫煙になるよなと思うわけなんです。

それで、まず安衛部長に、この考え方について  
ちよつと一言説明いたしたい。

○田中政府参考人 屋外喫煙所の関係での御質問  
というところでございますけれども、今お示しいた  
だいている資料、これは2の(2)というところ  
すけれども、2の(1)のところは屋外喫煙所の設  
置場所というのがございまして、その開放系のと  
ころについて御説明しますけれども、たばこ煙が  
事業場の建物の内部に流入すること等により、労  
働者が受動喫煙することを可能な限り避けるため  
には、建物の出入り口や窓、人の往来が多い区域  
から可能な限り離して設置することが効果的であ  
るというふうに書いてあります。

ですから、喫煙所自体の構造とあわせて、これ  
をどこに設置するかといったことについても配慮  
すべきということをお示しさせていただいており  
まして、これは全く事業所の外で設置するもので  
すけれども、そこから流れる煙についても適切に  
配慮するようにお願いをしているところでござい  
ます。

○高橋(千)委員 外なんだけれども、出入り口にも  
ろに煙が行っちゃうでは意味がないという説明  
が今あったんです。

だけれども、校庭の、玄関、校舎の入り口から  
うんと遠いところにあつたつて、いずれ、帰る子  
供たち、朝出てくる子供たち、あるいは校庭で鉄  
棒をやる子供たち、それは、少しは離れてやりま  
すよといったつて、結局は煙は外に出すわけです  
から、やはりこれは設けないというふうに整理す  
るべきだと思うんですね。

文科省の調査だつて、九割以上は既に全面禁煙  
になっている、学校敷地内は全面禁煙になってい  
るわけですから、こういう、外に置いてもいいな  
んてことはやめたらいいんじゃないでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

本法案におきましては、病院や学校等の第一種  
施設は敷地内禁煙としているところでありま  
すが、敷地内を全面禁煙とした場合、施設外での喫  
煙に伴います近隣施設等との摩擦などの問題も生

じ得ること等から、特定屋外喫煙場所において限  
定的に喫煙を認めることとしたものでございま  
す。

なお、特定屋外喫煙場所につきましては、これ  
は、望まない受動喫煙を生じさせないように、施  
設の利用者が通常立ち入らない場所などを想定し  
ているところでございます。

○高橋(千)委員 これは言えば言うほどおかし  
くなるんですよ。

きのうも随分やりとりしたんですけれども、玄  
関から離すんだ、敷地の外だといつたら、敷地の  
外になつたら他人の敷地なんだから、他人の敷地  
に置くわけにはいかないでしようとなつたら、そ  
の敷地の際に置いてしまつたら、やはり、今言つ  
たように、近隣の方に御迷惑をかけるじゃないで  
すか。やはりおかしいんですよ、この考え方は。  
やはり、例外として外に置いてもいいということ  
をやめるべきだと思うんです。

では、中の方はどうなのか。中の方は、では安  
全なんですとかということなんですけれども、資料  
の⑤に、これは安衛法における喫煙専用室の考え  
方。これは中ですので、いきなり、例えば本会議  
場の前にもエリアがありますけれども、あそこか  
らもうくもくと煙が出ていたら大変なわけで、ダク  
トとか換気扇と空気清浄機の合わせわざみたいな  
状態になつていくと、それから、出入りのと  
きに煙が漏れない工夫というふうなことを説明を  
受けました。なるほど、しかし煙はやはりどこか  
に出さなきゃいけないのであつて、専用室だから  
といって煙がなくなるわけではないという、かな  
りの限界があると思うんですね。

この資料を見ても、要するに換気扇か、この程  
度のことを言っているのかなというふうに思うん  
ですが、安衛部長、一言、あつたらお願いしま  
す。

○田中政府参考人 事業場の中に喫煙室を設けて  
対応する場合でございますけれども、この場合、  
ここにも書いてありますように、まず、しっかりと  
した換気装置といひますか、これは単なる空気

清浄装置ではなくて、それではなかなかガス成分  
が取れないものですから、空気全体を屋外に排出  
するということを推奨しております。

それによつて喫煙室の中の滞留を、速やかに煙  
の滞留を解消していただくとともに、喫煙室から  
喫煙できない場所への逆流を防ぐために、○二  
メートル毎秒の気流を確保してくれということ  
でございます。

この気流の基準につきましては、平成十四年に  
専門家の方に御検討いただきまして、この気流を  
確保していれば、開口部からの逆流については問  
題ないであろうということに基づき定め、さまざ  
まな助成金を今支給しておりますけれども、助成  
の対象とする喫煙室の基準についてもこの基準で  
対応させていただいてるところでございます。

○高橋(千)委員 やはり、こういう限界があると  
いうことなんだと思うんです。

ちよつと、問いがいつぱいあつて、時間との競  
争を今しておりますので、冷静に次に行きたいと  
思うんですが、資料の⑤に戻っていただきたいと  
思うんですね。

この真ん中の部分、規制がある、飲食店のうち  
百平米以上のところですね、あるいは新たに開設  
する店舗のところなんですけれども、喫煙専用室  
設置又は加熱式たばこ専用の喫煙室設置、こうい  
うふうにあるんですね。

加熱式たばこの専用の喫煙室というのは飲食も  
可能だと聞いています。そうすると、専用室と  
いっても、百平米のうちの何割とかという決まり  
が一切あるわけではありませんで、同じフロア  
で違う専用室を設けるというのは非常に考えにく  
いと思うんですね。加熱式たばこを吸う人が、そ  
の専用室がなくて、喫煙者の方に入ることあり  
だ。でも、その逆はまずいということも聞きま  
した。

これは非常にややこしいと思いますが、どのよ  
うに考えますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。  
今般の法案では、禁煙措置や喫煙場所の特定を

行いまして、喫煙が可能となる場所に掲示を義務  
づけることとしたしております。

この掲示につきましては、誰にでもわかりやす  
いものとする必要があると考えております。今  
後、モデル的な様式をお示しすることも含めまし  
て、しっかりと内容を検討していくことで、今御  
指摘ございましたけれども、間違えてしまつた  
り、迷つてしまつたりというようなことを極力減  
らしていくような努力をまいりたいと思いま  
す。

御指摘のように、間違つて入室することがない  
よう、加熱式たばこ専用の喫煙室と喫煙専用室の  
標識につきましても、その違いが明確にわかるよ  
うな内容となるように検討してまいりたいと思  
っております。

○高橋(千)委員 さつき一言指摘をするのを忘れ  
たんですけれども、小さい規模で、大臣、すぐ  
は大変だとおっしゃつたんですけれども、全面禁  
煙、条約のもとになる全面禁煙をすればお金は一  
円もかかりませんから、そうすると、自分のとこ  
ろだけ不利だということもないですから、やはり  
そういう立場が一番わかりやすいと思うんです  
ね。これは、加熱式たばこ紙巻きたばこが間違  
えるかもしれない、わかりやすくてやるんだとか、  
こんなことまで考えなきゃいけないという、本  
当に異常な事態だと思ふんです。

ですが、加熱式たばこの議論、先ほどもありま  
した。国内で製造、販売されているのは三種類  
あるわけなんですけれども、いずれも葉たばこを使つ  
ています。だから、法令上はたばこ事業法における喫  
煙用の製造たばこなわけですね。

そうすると、WHOの受動喫煙防止対策におい  
ても加熱式たばこは区別していいと思います  
が、いかがでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

WHOにおきましては、たばこという枠組みの  
中に加熱式のたばこというものは含まれるとい  
うことで、一定の規制をすることについてはお考  
えをお示しになっておりますけれども、具体的にど

のようにという点については、まだ具体的な情報はない、そういう状況でございます。

○高橋(十)委員 時間がなくなってきましたので、これを最後の質問にして、また次の機会、お願いしたいと思います。

二〇一七年七月二十一日に日本禁煙学会が、緊急警告、加熱式電子たばこは普通のたばこ同様に危険です、受動喫煙で危害を与えることも同様で、認めるわけにはいきませんということで、アイコスの蒸気の内容物について、その含有量を普通の紙巻きたばこに比べた、アメリカの医師会の雑誌にスイスの学者が公開した資料。ニコチンの量が紙巻きたばこの八四％、アクロレインが八二％、ホルムアルデヒドは七四％、ほぼ変わらない、こういう指摘があるわけなんです。

それで、きょう大臣にどうしても伺いたいのは、こういう中で、加熱式たばこが禁煙の一つのステップみたいに宣伝をしたり、使っている人もいるんですが、そういう使い方は推奨するべきではないと思いますが、考え方を伺います。

○加藤国務大臣 加熱式たばこの新規たばこの製品群、これは、禁煙したいと思っている喫煙者にとって魅力的であるということを示されているということとは承知しておりますが、これらの製品が禁煙に有効であるかどうかについては、相反する研究があるというふうに承知をしております。

支持する方々からは、新規製品に禁煙への潜在的な可能性があり、紙巻きたばこより安全な製品への切りかえを促すという主張、いわゆるハームリダクションということを言っておられます。

しかし、他方で、今委員が取り上げられた例もそうだと思いますけれども、その反対の立場の方からは、これらの製品が逆に喫煙者の禁煙意欲を低下させ、結果的にたばこ消費を増加させるリスクがあるなどという主張がされて、専門家の間でも意見が分かれているというふうに承知をしております、現時点でいずれかの結論には達していないと考えておりますし、そういう状況ですか

ら、推奨するという状況には当然ないというふう

に認識をしております。

○高橋(十)委員

最後に明確な答弁をいただいてよかったですと思います。また続きをやりたいと思います。

終わります。

○高島委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

この手の法案というのは党内でも議論をするのが大変難しいわけでございます。喫煙者と喫煙しない者というのが両極端に分かれて、真ん中をなかなか選べないということでございます。私は、オリパラに向けて受動喫煙防止議連に入っているということなので、きょうの質問もそういう方向で質問させていただきますが、うちの会派の控室は小さな一部屋しかございませんで、そこは喫煙可になっているわけでございます。もう逃げ場がありません。選挙に弱いと、こういう厳しい現実が待っているんだと実感しているわけでございます。

まず最初に、たばこは、国として、健康被害を発生させるものであるということ正面から認めたということよろしいでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

厚生労働省としては、平成十六年に国会でも承認をいただき、我が国も批准しておりますたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約にもあるとおり、たばこの消費及びたばこの煙にさらされるものが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されているものと認識をしております。

具体的には、喫煙や受動喫煙によりまして、肺がん、脳卒中などの疾患リスクが高まるものと承知をしております。

○串田委員 そういう病気であるということを確認されたということなんですが、禁煙外来というのが健康保険で適用されている根拠というのは、どういうことなんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

喫煙そのものは病気ではないわけですが、喫煙を通じて、たばこの煙に含まれます依存性物質でございますニコチンを吸引することにより、ニコチン依存症という疾病を引き起こされるところでございます。ニコチン依存症になりますと、禁煙をすることが困難となり、喫煙が続くことで肺がんや脳卒中などの疾患リスクが高まると考えられるわけでございます。

このため、平成十八年度の診療報酬の改定におきまして、ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望のある者に対する禁煙指導を評価するニコチン依存症管理料を新設したところでございます。

○串田委員

ところで、健康保険法の百六条には、故意によつて給付事由を生じさせた者には給付を行わないという規定があるわけですね。無理やり吸わされるのであれば故意ではないと思うんですが、喫煙というのは必ずから吸うわけですよ。体にも悪いというのはもう示されているわけですから、故意にこういう給付事由を生じさせたということで、これは法律上問題ないんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

第三者行為というか、本人のいう、そういった議論があつたことは承知をしておりますが、そういった議論も踏まえ、中医協の議論の中で、健康保険の適用という形で進められているものと理解をしております。

○串田委員 いや、今のは議論の中でという、法律上は百六条に完全に僕は反していると思うんです。故意ですから。これを議論でどうやって乗り越えているんでしょうか。

○高島委員長 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○高島委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 済みません。今、ちよつと突然の御質問なので、ちよつと私も、今、的確に答

弁できる資料または者があるもので、整理をさせていただいて、後ほど答弁させていただきます。

○串田委員 ところで、国が病気になるものであるということを認定している、そういうものを国が販売を許可している根拠というのはどういふことなんでしょうか。

○市川政府参考人 御答弁申し上げます。

たばこは、我が国には十六世紀末ごろヨーロッパから伝来したという説が有力なようでございますが、いずれにせよ、他国と同様、嗜好品として国民の間に広く受け入れられてきた長い歴史がございます。そうした中、戦後、喫煙と健康に関する社会的意識が高まる中で、科学的知見が蓄積され、現在は、先ほど健康局長から御答弁がございましたとおり、喫煙が特定の疾病に対するリスクであることが科学的に認められております。

このような経緯のもと、たばこについては、合法的な物資ではあるものの、消費者が喫煙と健康に関するリスクを適切に認識した上で喫煙するか否かを判断できるよう、たばこパッケージに注意表示を義務づける等、厳格な規制を講じ、そのもとでのみ流通を認めているところでございます。

○串田委員 たばこの横に書いてあるのは私も承知しているんですが、だからこそ、そういうことで承知をしているということが今回クリアしている理由だと思ふので、受動喫煙というのは、まさにそういうようなことに対して了解を得ていないわけですね。ここがやはり、受動喫煙に対しては厳格な規制をしていかなきゃいけない、スタートラインだと思ひますので、そういうようなところを考慮していただけないと思ひます。

次に、店舗の規模に区別が設けられているわけですが、小規模店舗に関しては規制をするのが難しいというふうな、これは、どういうことが理由で小規模店舗に関しては規制外ということになるんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今般の法案では、飲食店につきましても原則屋内禁煙として、喫煙を認める場合には喫煙専用室等の設置が必要となります。

この際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものにつきましては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることとすると事業継続に影響を与えることが考えられるところでございます。

このため、一定の猶予措置を設けることとしたしまして、具体的には、経営規模につきましても資本金及び面積で判断をすることとさせていただきます。資本金につきましては資本金五千万円以下、面積につきましては客席面積百平米以下を要件としたところでございます。

○串田委員 健康に悪いということをはっきりと国が認めている中で、分煙の施設を設けるのが小さい規模であれば難しいということではあるんですけども、ならば、そんな施設をつくらないで全面禁煙にすればよかったのではないかなと思うんです。厚労省は健康のためにある省でありますので、小規模の店舗の経済的な、経産省じゃないんですから、経産省と同じような発想で、そういうふうな考えというのは必要ないんじゃないか。

特に、イギリスのパブでは、全面禁煙になると営業利益が上がったという報告もあるんですけども、全面禁煙になると小規模というのが経済的に悪くなるという証明とか、何かそういう根拠はあるんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

経営への影響についてでございますけれども、例えば、WHOのIARC、国際がん研究機関によります報告におきまして、レストラン、バーなどを全面禁煙にしても、総じてマイナスの経済影響は認められなかったとの記載があることは承知をいたしてございます。

しかしながら、この調査につきましては、屋外についての規制のない海外におけるデータであることや、個別の飲食店ごとに見た場合には、禁煙に伴ってプラス、マイナスの両面の影響が生じ

ること、これらについては否定をされていないことも踏まえますと、今回の受動喫煙対策が個別の店舗の経営に影響を与えないと言い切ることは難しいと考えております。

○串田委員 喫煙ができる場所には二十歳未満の者は入れないということをお聞きしております。また、その健康被害に関しては、損害賠償というのが別の委員から質問がありまして、民事としては因果関係や故意、過失、そういう話があったんですけれども、仮に、従業員の中でも、分煙になつたときに、若い子と一緒に働いている人もい

るでしょう、そのときに、二十歳未満の人は喫煙のときには行かせないということだと思ふんですけれども、だからといって、二十歳以上であればそつちに行つてねと店長というか経営者が言われたときに、非常に嫌だなと思う従業員もいると思うんです。そういう中で、そこに行かせるといふことはパワハラにならないんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

御指摘のように、たばこの煙にさらされることを望まない従業員につきましては、望まない受動喫煙から守るための対策が必要でございます。

施設の管理権原者などに對しまして、喫煙可能な場所への二十歳未満の方の立入りを禁止する義務を課すことに加えまして、事業者等に対しまして、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けるとともに、例えば勤務シフト等の工夫により受動喫煙対策を行うなど、対策の具体例をガイドラインで示すことなどによりまして、従業員の望まない受動喫煙が生じないように対応していくということで考えているところでございます。

なお、御指摘の状況がパワーハラスメントに該当するかどうかにつきましては、その内容や状況に依りまして個別に判断する必要があります。まして、一概にお答えすることは困難でございます。ただし、一般論といたしましては、厚生労働省において行われた職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会の報告書におきましては、

職場のパワーハラスメントの概念は、一つとして、優越的な関係に基づいて、優位性を背景に行われること、二つとして、業務の適正な範囲を超えて行われること、三つとして、身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること、この三つの要素のいずれも満たすものと示されているところでございます。

この検討会の報告書によりますと、職場におきますパワーハラスメントに該当するかどうかにつきましては、その行為が業務の適正な範囲を超えているか、それが精神的、肉体的苦痛を与えるのかなどを評価した上で、個別具体的に判断されることとなるというふうに承知をしているところでございます。

○串田委員 今、三つの要件をお話をいただきましたが、まさに見事にこれに全部当たっているのではないかな。上下関係で、精神的、肉体的にも苦痛を感じるわけです、職場環境は悪いですよね。非常にパワハラになる蓋然性は高いと思ひます。

そのために、従業員が、私はそういうところに物を運びたくないというふうなことで拒絶をした場合に、不利益扱いを受けるということがないというところでよろしいでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

まず、たばこの煙にさらされることを望まない従業員につきましては、望まない受動喫煙を防ぐ観点から、例えば勤務シフトの工夫などにより対応するなど、各事業所の実情に応じて対応いただきたいと考えております。

なお、従業員が喫煙場所への立入りを拒絶した場合に、使用者が業務命令違反として従業員の処分等を行うことについては、民事の問題でありまして、最終的な判断は司法に委ねられるものではございますが、一般論として申し上げますと、まず、使用者の業務命令自体の有効性については、労働契約法第三条第五項の権利濫用禁止の規定に照らして適法なものである必要があり、就業規則や労働契約等の内容のつとつた有効なものではな

ければ、当該業務命令自体が権利濫用として無効とされる可能性がございます。

また、当該業務命令に違反したことに對して従業員を降格等の懲戒処分することについては、懲戒処分に関して就業規則や労働契約等に明記されている必要があるほか、懲戒処分自体が、労働契約法第十五条の懲戒権の濫用規定に照らして適法なものである必要がありまして、懲戒処分が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らしまして、客観的な、合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、権利の濫用として無効となる可能性がございます。

厚生労働省といたしましては、こうした労働契約法上の民事問題につきましても、都道府県労働局に相談があつた場合には、必要に応じて啓発指導等を行うなど、使用者に慎重な対応を促しているところでございますが、職場におきましても、業務範囲等について事前に労使間でよくコミュニケーションをとるなど、トラブルにならないように努めていくことが望ましいと考えているところでございます。

○串田委員 二十歳未満の場合には入れないというところなんですけれども、そういったような分室、分煙のところ、二十歳以上であれば入室、分煙のところで、例えば二十歳以上の女性が妊娠をしたような場合、これは、二十歳未満は入れないというのははつきり書いてあるんですけれども、こういった妊娠をしたような場合には、労使関係で何か話し合いをするのではなくて、明確に、そういう場合にはそこに行かせてはいけないというところを示すべきだと思ふんですけれども、法案としては、その点、どうなっているんでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案では、受動喫煙によります健康影響が大きい子供、患者等に配慮する観点から、学校や病院などの子供や患者、妊婦等が主たる利用者になる施設等については敷地内禁煙、それ以外の

施設につきましては、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室でのみの喫煙ができることとしてご意見を申し上げます。

このほか、今お話ありました、成人の妊婦の方につきましては、喫煙が可能となる場所への標識の掲示をまず義務づけることによりまして、喫煙可能場所を認識することができるとして、喫煙への受動喫煙対策につきましては、事業所等に対しては、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務規定を設けるとともに、妊婦の方には特に配慮が必要であることも含めまして、対応の具体例をガイドラインで示すこと、また、事業主が求人を行う際の明示事項に、職場におきまして受動喫煙対策の状況を追加することなどによりまして、妊婦の方も含めまして、望まない受動喫煙が生じないよう対応していくこととしておられます。

また、妊婦の方、子供や患者などは受動喫煙による健康影響が大きいことも含め、今回の法案の趣旨を広く国民に理解をいただくことが重要と考えておりまして、国民への周知啓発も行ってまいりたいというふうに考えております。

○串田委員 みずからそうやって行くような人が、妊婦であれば確かに自分ですくから避けるんだと思うんですけども、私の質問というのは、先ほどちょっとお話がありましたけれども、従業員が妊娠をしたときに、努力義務ということではなくて、妊娠をしている者にそういうところに行かせるといふような飲食店、そういうところなことはできないんだということを、これは啓発活動といひますか、周知徹底というものをやはりしていただきたいなと思っております。

次に、完全禁煙の場所というものをすぐにわかるようなマップというものをぜひ政府でつくっていただきたいなと思うんですけども、そういう予定はないんでしょうか。

○大沼大臣政務官 本法案では、望まない受動喫煙をなくすためには総合的かつ効果的な対策を進めていく必要があると考えておりまして、禁煙措

置や喫煙場所の特定を行い、喫煙が可能となる場所に提示を義務づけていることとしております。

これに加えて、今後は、民間の飲食店情報サイト等と連携し、各店舗の禁煙、喫煙情報の別などを掲載していただくことを考えております。

こうした対応等によって、誰でもわかりやすく利用しやすい環境を提供できるように努めてまいりたいと思ひます。

○串田委員 最後に、大臣、今回、法案でかなり、百五十と三十の間をとって百というようにこの法案にもなったような気もするんですけども、この法案に関して大臣としては満足をしているのか、それとも、もっと改善しなきゃいけないのか、その点についての所感をお伺いしたいと思ひます。

○加藤国務大臣 昨年来いろいろ議論をしていたんですが、残念ながら、昨年、通常国会に出せなかったわけでありまして、それまでの議論、そしてこの間の議論を踏まえて、今回一つの、政府・与党、特に与党の皆さん方の御協力もいただきたながら、中身をまとめることができたというふうに思っております。

経過措置については、一定規模への配慮が必要ということから設けたものでございまして、またその上で、本法案では、新たに開設する店舗を原則屋内禁煙とする、また喫煙可能な場所に二十歳未満の方の立入りを禁止する、こういった内容を盛り込んでおりますので、これまで努力義務の規定でありましたけれども、更に受動喫煙対策が段階的に進む実効性のある案になっているというふうに考えております。

○串田委員 これまでは、ピオーネは非常に高級なので食べなかつたんですけども、これから、よくぞ転用してくれたなということで、ありがたうございました。

○高島委員長 次に、本日付託になりました岡本

充功君外一名提出、健康増進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。岡本充功君。

#### 健康増進法の一部を改正する法律案 〔本号末尾に掲載〕

○岡本（充）議員 ただいま議題となりました健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

平成十五年に健康増進法が施行され、多数の者が利用する施設の管理者に受動喫煙防止措置を講ずる努力義務が課されました。以来十五年が経過しましたが、今なお多くの人々が受動喫煙に苦しんでいる状況にあります。既に受動喫煙による健康への影響は科学的にも明らかにされており、受動喫煙による肺がんのリスクは確実とされており、また、受動喫煙による肺がん、虚血性心疾患、脳卒中等が原因で年間約一万五千人の方が亡くなっているとの研究もあります。したがって、国民の健康を守るためには、受動喫煙防止対策の強化は待たない状況であります。

しかし、今回、政府が提出した健康増進法改正案は、残念ながら、検討段階から内容が後退し、諸外国と比べて不十分なものになってしまったと言わざるを得ません。これでは、国民の健康を守ることができないばかりか、来年のラグビーワールドカップ、再来年のオリンピック・パラリンピックのホスト国としての責任を果たすことさえできません。そのため、現時点で我が国として最低限講ずべき受動喫煙防止対策として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容を御説明いたします。

第一に、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き、何人も、喫煙をしてはならないこととしております。

具体的には、多数の者が利用する施設のうち、小中高等学校、病院、児童福祉施設等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主に利用する施設は第一種施設とし、屋内及び屋外の場所ですべて喫煙をしてはならないこととしております。ただし、緩和ケア等が行われている病院等において施設内での喫煙が入院患者の療養生活の質の維持向上等のために必要やむを得ない管理権原者が認める場合に限り、屋外に喫煙可能な場所を定めることができることとしております。

また、大学、老人福祉施設等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が相当数利用する施設、国会、裁判所を含む官公庁施設等は第二種施設とし、喫煙可能と認めた屋外の場所を除き、屋内及び屋外の場所ですべて喫煙をしてはならないこととしております。

これらのほかの飲食店、職場など、第一種、第二種施設及び特定事業目的施設以外の施設は第三種施設とし、都道府県知事が指定する、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した喫煙専用場所を除き、屋内の場所ですべて喫煙をしてはならないこととしております。

なお、第二種施設及び第三種施設の屋外の場所であつて、テラス席など座席等が指定されている場所についても喫煙をしてはならないこととしております。

第二に、第三種施設のうち、二十歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設であること、当該施設の面積が三十平方メートル以下であること、管理権原者等以外に従業員がいない、又は、喫煙可能であることについて全従業員の同意を得ていること等の要件を満たすものについては、当分の間、受動喫煙を防止するための措置の規定は、適用しないこととしております。

第三に、第三種施設等においては、加熱式たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、加熱式たばこ専用の喫煙場所を設けることができることとし、そ



の中で飲食等も可能となっております。

最後に、この法律の施行期日は、来年九月のラグビーワールドカップ開催までに施行することができるよう、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、速やかに御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○高鳥委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○高鳥委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、健康増進法の一部を改正する法律案及び岡本充功君外一名提出、健康増進法の一部を改正する法律案の両案審査のため、来る十五日金曜日午前九時、参考人として一般社団法人全国がん患者団体連合会理事長、一般社団法人グルー・ネクサス・ジャパン理事長天野慎介君、日本肺がん患者連絡会理事長長谷川一男君、名古屋国立大学大学院医学研究科心臓・腎高血圧内科学分野教授、名古屋国立大学病院副院長大手信之君、青森県健康福祉部医師確保対策監兼中地域県民局地域健康福祉部長（弘前保健所長・全国保健所長会会長山中朋子君、東北大学環境・安全推進センター教授、東北大学大学院医学系研究科産業医学分野教授黒澤一君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十五日金曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

健康増進法の一部を改正する法律案（岡本充功君外一名提出）

健康増進法の一部を改正する法律

第一条 健康増進法（平成十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 特定給食施設等  
第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）を「第五章 受

定給食施設（第二十条―第二十四条）を「第五章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 特定給食施設  
第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第二十五条に見出しとして「（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）」を付し、同条中「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸われることをいう。）」を「望まない受動喫煙」に改め、第五章第二節中同条を第二十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（受動喫煙に関する調査研究）  
第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第五章第二節の節名を削る。

第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章 受動喫煙防止  
（国及び地方公共団体の責務）  
第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の

啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。）を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）  
第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）  
第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を生じさせることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中 第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）を「第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」を「第二章 受動喫煙を防止するための措置（第二十九条―第四十八条）」に、「第二十六条―第三十三条」を「第四十九条―第七十三条」に、「第三十四条―第三十五条」を「第七十四条―第七十五条」に、「第三十六条―第四十条」を「第七十六条―第八十四条」に改める。

第二十五条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第四十条中「第二十六条の十一」を「第五十八條第一項」に改め、同条を第八十二条とする。

第三十九条中「第三十七条」を「第七十八条」に改め、同条を第八十一条とする。

第三十八條第二号中「第二十七条第一項（第二十九條第二項）を「第六十七條第一項（第六十九條第二項）」に改め、同条を第八十条とする。

第三十七條の二第一号中「第二十六条の九」を「第五十七條」に改め、同条第二号中「第二十六条の十四」を「第六十二條」に、「の記載をせず、」を「を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは」に改め、同条第三号中「第二十六条の十六」を「第六十四條」に改め、同条第四号中「第二十六条の十七第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条を第七十九条とする。

第三十七條第二号中「第二十六条第一項」を「第四十九條第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十五第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条を第七十八條とする。

第三十六條の二中「第三十二條第二項」を「第七十二條第二項」に改め、同条を第七十七條とする。

第三十六條第三項中「第二十六条の十一第一項」を「第五十九條第一項」に改め、同条第四項中「第二十六条の十三」を「第六十一條」に改め、

同条を第七十六条とし、第八章中第三十五条を第七十五条とする。

第三十四条中「第二十六条第二項」を「第四十九條第二項」に、「第二十七條第一項(第二十九條第二項)」を「第六十七條第一項(第六十九條第二項)」に改め、同条を第七十四條とする。

第三十三條中「第二十七條第一項(第二十九條第二項)」を「第六十七條第一項(第六十九條第二項)」に改め、第七章中同条を第七十三條とする。

第三十二條第三項中「第二十七條」を「第六十七條」に、「第二十九條第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同条を第七十二條とし、第三十一條を第七十一條とする。

第三十條中「第二十六條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第三十七條第二項」を「第七十八條第二項」に改め、同条を第七十條とする。

第二十九條第二項中「第二十六條第二項」を「第四十九條第二項」に、「第二十七條」を「第六十七條」に改め、「前條第一項中「第二十六條第六項」とあるのは「次條第二項」において準用する第二十六條第六項」とを削り、同条を第六十九條とする。

第二十八條中「第二十六條第一項」を「第四十九條第一項」に改め、同條第一項中「第二十六條第六項」を「第四十九條第六項」に改め、同条を第六十八條とし、第二十七條を第六十七條とする。

第二十六條の十八第一項中「第二十六條第三項」を「第四十九條第三項」に改め、同條第二項中「第二十六條の五第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同條第三項中「第二十六條の七」を「第五十五條」に改め、同條第四項中「第二十六條の九」を「第五十七條」に改め、同條第五項中「第二十六條の十三」を「第六十一條」に改め、同條第六項中「第二十六條の十七」を「第六十五條」とし、第二十六條の十六を「第六十四條」とし、第二十六條の十五を「第六十三條」とし、第二

十六條の十四を「第六十二條」とする。

第二十六條の十三第一項中「第二十六條の三第一項」を「第五十一條第一項」に改め、同條第二項中「第二十六條の六、第二十六條の七、第二十六條の九、第二十六條の十第一項」を「第五十四條、第五十五條、第五十七條、第五十八條第一項」に改め、同條第三項中「第二十六條の十第二項各号」を「第五十八條第二項各号」に改め、同條第四項中「第二十六條の八第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同條第五項中「第二十六條の八第三項」を「第五十六條第三項」に改め、同條第六項中「第二十六條第三項」を「第四十九條第三項」に、「第二十六條の五第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条を第六十一條とする。

第二十六條の十二中「第二十六條の四第一項各号」を「第五十二條第一項各号」に改め、同条を第六十條とし、第二十六條の十一を「第五十九條」とする。

第二十六條の十第一項中「第四十條」を「第八十二條」に改め、同条を第五十八條とし、第二十六條の九を「第五十七條」とし、第二十六條の八を「第五十六條」とし、第二十六條の七を「第五十五條」とし、第二十六條の六を「第五十四條」とし、第二十六條の五を「第五十三條」とする。

第二十六條の四第一項中「第二十六條の二」を「第五十條」に、「すべて」を「全て」に改め、同條第三項中「第二十六條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十九條第一項」に、「第二十六條の十第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同条を第五十二條とする。

第二十六條の三「第二十六條第三項」を「第四十九條第三項」に改め、同條第二項及び第三項中「第二十六條の十三」を「第六十一條」に改め、同条を第五十一條とし、第二十六條の二を「第五十條」とし、第二十六條を「第四十九條」とし、第六章第二節中「第二十五條の六」を「第四十七條」とし、同條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第四十八條 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十五條の五を削る。  
第二十五條の四第二項中「次号」の下に「及び次節」を加え、同条に次の十二号を加える。

四 特定施設 第一種施設、第二種施設、第三種施設及び特定事業目的施設をいう。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、小学校、中学校、高等学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるものをいう。

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設であつて、次に掲げるものをいう。

イ 大学、老人福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が相当数利用する施設として政令で定めるもの

ロ 体育館その他の健康の増進を図ろうとする者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ハ 官公庁施設

七 第三種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設、第二種施設及び特定事業目的施設以外の施設をいう。

八 特定事業目的施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げる施設をいう。

イ その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすもの

ロ たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する施設として政

令で定める要件を満たすもの

九 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

十 旅客運送事業自動車 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うための事業の用に供する自動車をいう。

十一 旅客運送事業航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十二 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)及び索道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)並びに軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十三 旅客運送事業船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による船舶運航事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に限る。)をいう。

十四 特定屋外喫煙場所 第二種施設又は第三十三條第一項に規定する第一種施設(以下この号において「第二種施設等」という。)の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第二種施設等の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができるところである旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

十五 位置指定場所 次に掲げる場所をい

う。

イ 第二種施設又は第三種施設の屋外の場所であつて、座席その他当該第二種施設又は第三種施設を利用する者の位置が定められてゐる場所

ロ 旅客運送事業自動車等の内部以外の場所であつて、座席その他当該旅客運送事業自動車等を利用する者の位置が定められてゐる場所

第二十五条の四を第二十八条とし、同条の次に次の節名及び十八条を加える。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 屋内の場所及び屋外の場所(第三十三条第一項の規定により特定屋外喫煙場所が定められた場合にあつては、特定屋外喫煙場所以外の屋外の場所)

二 第二種施設 屋内の場所、位置指定場所及び位置指定場所以外の屋外の場所のうち特定屋外喫煙場所以外の場所

三 第三種施設 第三十七条第一項に規定する指定喫煙専用場所以外の屋内の場所及び位置指定場所

四 特定事業目的施設 第四十条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

五 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所及び位置指定場所

六 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十七条第一項に規定する指定喫煙専用場所以外の内部の場所及び位置指定場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫

煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第四号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができ

る。

(特定施設等の管理権原者等の責務)

第三十条 特定施設等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設等の出入口の見やすい箇所に、当該特定施設等の喫煙禁止場所その他厚生労働省令で定める事項を掲示しなければならない。ただし、第三十五条第一項に規定する指定第三種施設等の管理権原者が第三十七条第二項に規定する指定喫煙専用場所設置施設等標識を掲示し、又は特定事業目的施設の管理権原者が第四十条第三項に規定する喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合は、この限りでない。

2 特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができ、状態を喫煙の用に供する。

3 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

4 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

5 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第三十一条 都道府県知事は、特定施設等の管

理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができ

る。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第二項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができ、状態を喫煙の用に供するときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができ

る。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができ

る。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(第一種施設に係る特定屋外喫煙場所の設定等)

第三十三条 病院その他の政令で定める第一種施設の管理権原者は、入院患者の療養生活の質の維持向上その他政令で定める事由のために当該第一種施設の場所での喫煙が必要やむを得ないと認める場合に限り、当該第一種施設の屋外の場所の一部の場所に特定屋外喫煙場所を定めることができる。

2 前項に規定する管理権原者は、同項の規定により特定屋外喫煙場所を定めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該特定屋外喫煙場所に係る同項に規定する第一種施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該第一種施設の名称及び所在地

二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の規定による届出をした管理権原者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき又は当該届出に係る特定屋外喫煙場所を喫煙をすることができ、状態を喫煙の用に供するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定第三種施設等の指定等)

第三十四条 都道府県知事は、第三種施設等(第三種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)のうち、当該第三種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所に、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所及び位置指定場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この条、第三十七条第一項及び第三項、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項第四号において「基準適合室」という。)を設置するものを、当該基準適合室の場所において専ら喫煙をすることができ、状態を喫煙の用に供する第三種施設等として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、第三種施設等の管理権原者の申請に基づき、基準適合室の場所を当該第三種施設等において専ら喫煙をすることができ、状態を喫煙の用に供するものとする。

3 前項の申請をしようとする第三種施設等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類を添えて、これを当該第三種施設等の所在地(当該第三種施設

等が旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶(以下この節において「特定車両等」という。)である場合にあっては、当該特定車両等の管理権原者の住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該第三種施設等の名称及び所在地又は識別番号(車両番号その他これに類する特定車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。次項第二号において同じ。)

二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 基準適合室の場所の位置並びに基準適合室の構造及び設備

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 都道府県知事は、指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 指定をした旨

二 当該第三種施設等の名称及び所在地又は識別番号

三 第二項の規定により専ら喫煙をすることができるところとして定められた基準適合室の場所の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

5 指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定第三種施設等の指定の変更)

第三十五条 指定を受けた第三種施設等(以下この節において「指定第三種施設等」という。)の管理権原者は、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、指定をした都道府県知事に(当該指定に係る指定第三種施設等が特定車両等である場合において、当該特定車両等の管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更があつたときは、その変更後の住所地の都道府県知事。以下この節において「指定都道府県知事」とい

う。)に申請して、指定の変更を受けなければならない。

2 指定都道府県知事は、指定第三種施設等の管理権原者から前項の規定による申請があつたときは、指定を変更することができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の変更について準用する。

(変更等の届出)

第三十六条 指定第三種施設等の管理権原者は、第三十四条第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したとき(当該指定第三種施設等が特定車両等である場合にあっては、当該管理権原者の都道府県の区域を異にして住所を変更したときを除く。)

は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 指定第三種施設等の管理権原者は、当該指定第三種施設等を廃止し、又は当該指定第三種施設等が特定車両等である場合において都道府県の区域を異にして住所を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

4 指定都道府県知事が前項の規定による公示(第二項の規定による指定第三種施設等の廃止の届出に係るものに限る。)をしたときは、指定は、その効力を失う。

5 指定都道府県知事は、第二項の規定による指定第三種施設等の管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更の届出を受けたときは、その変更後の住所地の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

(指定第三種施設等の管理権原者の責務等)

第三十七条 指定第三種施設等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定第三種施設等の指定喫煙専用場所(第三十四条第二項の規定により専ら喫煙をすることができるところとして定められた基準適合室の場所(第三十五条第二項の規定による指定の変更により当該基準適合室の場所の変更があつたときは、その変更後の基準適合室の場所)をいう。以下この節において同じ。)

の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「指定喫煙専用場所標識」という。)を掲示しなければならない。

一 当該指定喫煙専用場所が専ら喫煙をすることができるところである旨

二 当該指定喫煙専用場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 指定第三種施設等の管理権原者は、前項の規定により指定喫煙専用場所標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該指定第三種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「指定喫煙専用場所設置施設等標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該指定第三種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に指定喫煙専用場所設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 指定喫煙専用場所が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

3 指定第三種施設等の管理権原者は、当該指定第三種施設等の指定喫煙専用場所に係る基準適合室の構造及び設備を第三十四条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

4 指定第三種施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該指定第三種施設等の指定喫

煙専用場所に立ち入らせてはならない。

5 指定第三種施設等の管理権原者は、指定喫煙専用場所を専ら喫煙をすることができるところとしなければならないこととするときは、当該指定喫煙専用場所において掲示された指定喫煙専用場所標識を除去しなければならない。

6 指定第三種施設等の管理権原者は、当該指定第三種施設等の全ての指定喫煙専用場所を専ら喫煙をすることができるところとしなければならないこととし、直ちに、当該指定第三種施設等において掲示された指定喫煙専用場所設置施設等標識を除去しなければならない。

(指定第三種施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十八条 指定都道府県知事は、指定第三種施設等の指定喫煙専用場所に係る基準適合室の構造又は設備が第三十四条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定第三種施設等の管理権原者に対し、当該指定喫煙専用場所において掲示された指定喫煙専用場所設置施設等標識(指定第三種施設等に複数の指定喫煙専用場所が設置されている場合にあっては、当該指定第三種施設等の全ての指定喫煙専用場所に係る基準適合室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当該指定喫煙専用場所に係る基準適合室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該指定喫煙専用場所の供用を停止することを勧告することができる。

2 指定都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定第三種施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都道府県知事は、第一項の規定による

勧告を受けた指定第三種施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
(指定第三種施設等の指定の取消し)

第三十九条 指定都道府県知事は、次に掲げる場合には、指定を取り消すことができる。

- 一 指定第三種施設等の管理権原者が第三十七条第一項若しくは第二項の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をしたとき。
- 二 指定第三種施設等の管理権原者が第三十条第二項の規定に違反したとき。
- 三 指定第三種施設等の管理権原者が第三十二条第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 指定喫煙専用場所に係る基準適合室の構造又は設備が第二十四条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるとき。

- 五 指定第三種施設等の管理権原者が偽りその他の不正の手段により指定を受けたとき。
- 六 指定第三種施設等の管理権原者が第三十五条第一項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他の不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第三十四条第三項第三号に掲げる事項を変更したとき。

七 指定第三種施設等の管理権原者が前条第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

八 指定第三種施設等の管理権原者から指定の取消しの申請があつたとき。

二 第三十四条第四項(第三号を除く。)及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

(喫煙目的室)  
第四十条 特定事業目的施設の管理権原者は、当該特定事業目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場

所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

- 2 特定事業目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該特定事業目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙目的室標識」という。)を掲示しなければならない。
  - 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
  - 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
  - 三 その他厚生労働省令で定める事項

3 特定事業目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該特定事業目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該特定事業目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。

- 一 喫煙目的室(前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条、次条及び第四十六条において同じ。)が設置されている旨
  - 二 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 喫煙目的室が設置されている特定事業目的施設(以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。)の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第八号イ又は口の政

令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

6 喫煙目的室設置施設(喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。)の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第八号イの政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。  
(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第四十一条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第八号イ又は口の政令で定

める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号イ若しくは口の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識(喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあっては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)  
第四十二条 何人も、次に掲げる場合を除き、



特定施設等において指定喫煙専用場所標識、指定喫煙専用場所設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「指定喫煙専用場所標識等」と総称する。）又は指定喫煙専用場所標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 指定第三種施設等の管理権原者が第三十七条第一項の規定により指定喫煙専用場所標識を掲示する場合又は同条第二項の規定により指定喫煙専用場所設置施設等標識を掲示する場合

二 特定事業目的施設の管理権原者が第四十条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

何人も、次に掲げる場合を除き、指定喫煙専用場所標識等を除去し、又は汚損その他指定喫煙専用場所標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 指定第三種施設等の管理権原者が第三十七条第五項の規定により指定喫煙専用場所標識を除去する場合、同条第六項の規定により指定喫煙専用場所設置施設等標識を除去する場合又は第三十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定喫煙専用場所標識及び指定喫煙専用場所設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第四十条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合（立入検査等）

第四十三条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管

理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等若しくは当該特定施設等が特定車両等である場合にあってはその管理権原者の事業所に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（適用関係）

第四十四条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設（第二十八条第八号に掲げる施設を除く。）に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 第二種施設の場所に第三種施設又は第二十八条第八号イに掲げる施設に該当する場所がある場合（前項に規定する場合を除く。）においては、当該場所については、第二種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所及び位置指定場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

5 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所

がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

6 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所及び位置指定場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。（適用除外）

第四十五条 次に掲げる場所については、この節の規定（第三十条第五項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する届出住宅の居室（同条第三項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものに限る。）の場所並びに次号及び第三号に掲げる場所を除く。）

二 福祉施設の居室（個室に限る。）の場所

三 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第一条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

四 その他前三号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

止

第四十六条 国及び地方公共団体は、喫煙禁止場所以外の場所（特定屋外喫煙場所、指定喫煙専用場所及び喫煙目的室の場所を除く。以下この条において「非規制場所」という。）で望まない受動喫煙が生じないよう、たばこの製造又は販売を行う事業者その他の関係者と協力して、非規制場所において受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙をすることができるところ又は施設の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条の三 第一項中「何人も、」の下に「特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「多数の者が利用する施設を管理する者」を「特定施設等の管理権原者に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の二 中「次条第二項及び第二十五条の五」を、以下この章に、「を管理する者」を「及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条を第二十六条とする。

本則に次の二条を加える。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第一項、第三十七条第二項若しくは第六項、第四十条第三項若しくは第十項又は第四十二条の規定に違反した者

二 第三十二条第三項、第三十八条第三項又は第四十一条第四項の規定に基づく命令に違反した者

三 偽りその他不正の手段により第三十四条第一項の規定による指定を受けた者

四 第三十五条第一項の規定による指定の変更を受けず、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第三十四条第三項第三号に掲げる事

項を変更した者

五 第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四十条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

七 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第八十四条 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条第一項及び第二項並びに第九条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(特定小規模第三種施設に関する特例)

第二条 第二条の規定による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第二十八条第七号に規定する第三種施設(以下単に「第三種施設」という。)のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの(以下この条において「特定小規模第三種施設」という。)については、当分の間、新法第六章第二節(第三十一条、第四十二条並びに第四十四条第一項及び第二項を除く。)の規定は、適用しない。

ず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設(営業の常態として、酒類の提供を受けないで利用することができ、かつ、食事の提供が行われる飲食店が含まないものとする。)として政令で定める施設であること。

二 政令で定める方法により算定した当該施設の面積が三十平方メートル以下であること。

三 次のいずれかに該当すること。

イ 当該施設の管理権原者等(新法第三十条第二項に規定する管理権原者等をいう。以下同じ。)以外に当該施設の従業者がいないこと。

ロ 当該施設の特定場所(屋内の場所(新法第二十八条第八号に規定する特定事業目的施設の場所及び新法第四十五条第一項各号に掲げる場所を除く。))及び新法第二十八条第十五号(イに係る部分に限る。)に規定する位置指定場所をいう。以下この項及び次項において同じ。)において喫煙(同条第二号に規定する喫煙をいう。以下同じ。)をすることができ、かつ、当該施設の管理権原者等が、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の全ての従業者の同意を得ていること。

四 当該施設の管理権原者等が、二十歳未満の者を当該施設に立ち入らせないようにするために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じていること。

五 当該施設を利用する者が次に掲げる事項をその利用に際して考慮することができ、かつ、当該施設の管理権原者(新法第二十六条に規定する管理権原者をいう。第四項及び附則第四条において同じ。)が、厚生労働省令で定める方法により、当該事項を掲示していること。

イ 当該施設が前各号に掲げる全ての要件を満たす施設であること。

ロ 当該施設の特定場所において、喫煙をすることができ、かつ、当該施設を利用する

者に受動喫煙(新法第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。以下同じ。)が生ずるおそれがあること。

2 特定小規模第三種施設の管理権原者等は、当該特定小規模第三種施設の特定場所における受動喫煙の程度を低減させるための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定小規模第三種施設の管理権原者等は、当該特定小規模第三種施設における受動喫煙の程度を低減させるために必要な措置をとるよう努めなければならない。

4 特定小規模第三種施設の管理権原者は、帳簿を備え、当該特定小規模第三種施設の第一項各号に掲げる要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

5 特定小規模第三種施設の管理権原者等は、当該特定小規模第三種施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定小規模第三種施設が特定小規模第三種施設である旨を明らかにしなければならない。

6 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、特定小規模第三種施設の管理権原者等が第二項の規定に違反して同項に規定する措置をとらなかつたとき、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、同項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定小規模第三種施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 都道府県知事は、第六項の規定による勧告を受けた特定小規模第三種施設の管理権原者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

9 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、特定小規模第三種施設の管理権原者等に対し、当該特定小規模第三種施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定小規模第三種施設に立ち入り、当該特定小規模第三種施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

10 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

11 第九項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

12 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第八項の規定に基づく命令に違反した者

三 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(指定たばこ専用喫煙場所に関する経過措置)

第三条 都道府県知事が新法第三十四条第一項に規定する第三種施設等(以下単に「第三種施設等」という。)のうち当該第三種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所において指定たばこ(新法第二十八条第一号に規定するたばこ(以下この項において単に「たばこ」という。))のうち、当該たばこから発生した煙(蒸気を含む。)が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項並びに附則第七条及び第十条第一項において同じ。)のみの喫煙をすることができる第三種施設等を指定しようとする場合における当該第三種施設等についての新法第二

十九条第一項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第二項及び第四項、第三十七條、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                      |                   |                                                                                        |
|----------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十九條第一項第三号及び第六号     | 指定喫煙専用場所          | 指定たばこ専用喫煙場所                                                                            |
| 第三十条第一項              | 指定喫煙専用場所設置施設等標識   | 指定たばこ専用喫煙場所設置施設等標識                                                                     |
| 第三十四條第一項             | たばこ               | 指定たばこ(たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。) |
|                      | 専ら喫煙              | 喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条及び第三十七條において同じ。)                                                  |
| 第三十四條第二項及び第四項第三号     | 専ら喫煙              | 喫煙                                                                                     |
| 第三十七條第一項             | 指定喫煙専用場所(により専ら喫煙) | 指定たばこ専用喫煙場所(により喫煙)                                                                     |
| 第三十七條第一項第一号          | 指定喫煙専用場所標識        | 指定たばこ専用喫煙場所標識                                                                          |
|                      | 指定喫煙専用場所          | 指定たばこ専用喫煙場所                                                                            |
| 第三十七條第一項第二号          | 専ら喫煙              | 喫煙                                                                                     |
| 第三十七條第二項             | 指定喫煙専用場所          | 指定たばこ専用喫煙場所                                                                            |
|                      | 指定喫煙専用場所標識        | 指定たばこ専用喫煙場所標識                                                                          |
|                      | 指定喫煙専用場所設置施設等標識   | 指定たばこ専用喫煙場所設置施設等標識                                                                     |
| 第三十七條第二項第一号、第三項及び第四項 | 指定喫煙専用場所          | 指定たばこ専用喫煙場所                                                                            |
| 第三十七條第五項             | 指定喫煙専用場所を         | 指定たばこ専用喫煙場所を                                                                           |
|                      | 専ら喫煙              | 喫煙                                                                                     |
|                      | 指定喫煙専用場所に         | 指定たばこ専用喫煙場所に                                                                           |

|             |                 |                    |
|-------------|-----------------|--------------------|
| 第三十七條第六項    | 指定喫煙専用場所標識      | 指定たばこ専用喫煙場所標識      |
|             | 指定喫煙専用場所を       | 指定たばこ専用喫煙場所を       |
|             | 専ら喫煙            | 喫煙                 |
|             | 指定喫煙専用場所設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙場所設置施設等標識 |
| 第三十八條第一項    | 指定喫煙専用場所に       | 指定たばこ専用喫煙場所に       |
|             | 指定喫煙専用場所標識      | 指定たばこ専用喫煙場所標識      |
|             | 指定喫煙専用場所設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙場所設置施設等標識 |
|             | 指定喫煙専用場所が       | 指定たばこ専用喫煙場所が       |
| 第三十九條第一項第四号 | 指定喫煙専用場所        | 指定たばこ専用喫煙場所        |

- 2 指定たばこ専用喫煙場所設置施設等(前項の規定により読み替えられた新法第二十九條第一項第三号の指定たばこ専用喫煙場所に係る第三種施設等をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。)の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙場所設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙場所設置施設等が指定たばこ専用喫煙場所設置施設等である旨を明らかにしなければならない。
- 3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙場所設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙場所設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定たばこ専用喫煙場所設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙場所設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。
- (標識の使用制限に関する経過措置)
- 第四條 何人も、新法第四十二條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七條第一項に規定する特定施設等(附則第六条において単に「特定施設等」という。)において新法第三十七條第一項に規定する指定喫煙専用場所標識(以下この条において単に「指定喫煙専用場所標識」という。)、新法第三十七條第二項に規定する指定喫煙専用場所設置施設等標識(以下この条において単に「指定喫煙専用場所設置施設等標識」という。)、新法第四十條第二項に規定する喫煙目的室標識(以下この条において単に「喫煙目的室標識」という。)、新法第四十

をすることができるところとして定められた基準  
適合室の場所とみなす。  
(特定施設等において現に業務に従事する者を  
使用する者の責務)  
第六条 特定施設等においてこの法律の施行の際  
現に業務に従事する者を使用する者は、当該業  
務に従事する者の望まない受動喫煙を防止する  
ため、当該使用する者又は当該特定施設等の実  
情に応じ適切な措置をとるよう努めなければな  
らない。  
(新法第二十九条第二項の規定に基づく命令に  
違反した者に対する過料に関する経過措置)  
第七条 新法第八十四条の規定の適用について  
は、この法律の公布の際における指定たばこに

よる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、「命令」とあるのは「命令(指定たばこ(健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第三条第一項に規定する指定たばこをいう。)のみのものを除く。）」とする。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討等)

第十条 政府は、指定たばこによる受動喫煙が人

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、その成果を公表するものとする。

て、この法律による改正後の規定の実施状況、受動喫煙の防止に係る対策に関する内外の動向、前項に規定する調査の成果その他の受動喫

煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見等を勘案し、受動喫煙の防止に係る対策の在り方その他の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項中「第二十六條第二項及び第二十七條第一項(第二十九條第二項)を「第四十九條第二項及び第六十七條第一項(第六十九條第二項)に改める。」

(登録免許税法の一部改正)

第十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十三号中「第二十六條第三項」を「第四十九條第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十三條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の二中「事業者は、」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十五條の四第三号に規定する受動喫煙」に改める。

第七十條の三中「(平成十四年法律第百三十三号)」を削る。

第十四條 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第六十八條の二中「第二十五條の四第三号」を「第二十八條第三号」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十五條 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第二号中「第二十六條第三項(同法第二十九條第二項)を「第四十九條第三項

(同法第六十九條第二項)に、「第二十六條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同項第三号中「第二十七條第五項(同法第二十九條第二項及び第三十二條第三項)を「第六十七條第五項(同法第六十九條第二項及び第七十二條第三項)に改める。」

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)第十六條 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十号中「第二十六條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第三十一條第一項」を「第七十一條第一項」に改める。

理 由

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成三十年七月十九日印刷

平成三十年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K